

平成22年

## 第2回美濃市議会定例会会議録

平成22年 3月 2日 開会

平成22年 3月19日 閉会

美 濃 市 議 会

## 平成22年第2回美濃市議会定例会会議録目次

第 1 号 (3月2日)	ページ
議事日程 .....	1
本日の会議に付した事件 .....	2
出席議員 .....	2
欠席議員 .....	2
説明のため出席した者 .....	2
職務のため出席した事務局職員 .....	2
開会・開議の宣告 .....	3
諸般の報告及び行政諸般の報告 .....	3
会議録署名議員の指名 .....	3
会期の決定 .....	3
平成22年度施政方針並びに予算編成方針 .....	3
休憩 .....	23
再開 .....	23
議案の上程 .....	23
議案の説明	
議第4号(副市長 加納和喜君) .....	23
議第5号・議第6号・議第7号(民生部長 川野 純君) .....	27
休憩 .....	30
再開 .....	30
議第11号・議第12号・議第16号・議第17号・議第18号・議第22号・議第23号 (民生部長 川野 純君) .....	30
議第8号・議第9号・議第10号・議第14号・議第19号・議第20号・議第21号 議第25号・議第31号(建設部長 丸茂 勝君) .....	35
議第13号・議第24号・議第32号(美濃病院事務局長 西部繁雄君) .....	40
休憩 .....	42
再開 .....	42
議第15号・議第26号(総務部長 平林 泉君) .....	42
議第27号・議第28号・議第29号(参事兼秘書課長 古田則行君) .....	45
議第30号(総務部参事兼総合政策課長 梅村 健君) .....	47
議第33号(産業振興部長 宮西泰博君) .....	47
議案の上程 .....	48
議案の説明	

議第34号（市長 石川道政君）	48
質疑	48
委員会付託省略（議第34号）	48
議案の採決	49
休会期間の決定	49
散会の宣告	49
会議録署名議員	50

## 第 2 号 （3月12日）

議事日程	51
本日の会議に付した事件	52
出席議員	52
欠席議員	52
説明のため出席した者	52
職務のため出席した事務局職員	52
開議の宣告	53
会議録署名議員の指名	53
議第4号から議第33号までと市政に対する一般質問	
1 野倉和郎議員	53
1. 平成22年度予算と中期的な財政展望について	
① 政権交代に伴う市財政の影響について	
② 県行財政改革による市町村補助金削減の影響について	
③ 第5次総合計画策定と中期的な財政展望について	
2. 地域ふれあいセンターの発足について	
① 所長の応募は何名あったか	
② 各地域からはどのような意見要望が出され、それをどのように反映し住民の不安を解消して4月に発足できるのか	
石川市長答弁	55
再 野倉和郎議員	57
2 児山廣茂議員	58
1. 美濃北中学校の学校再編成について	
① 地元で開催した説明会や意見交換会を踏まえて、今までの経過について	
② 教育委員会としての方針は	
森教育長答弁	58
再 児山廣茂議員	59

3	古田 豊議員	60
	1. 「平成まちづくり改革」と「もったいない運動」で無駄を削るばかりではなくて「住みたいまち 住めるまち 訪れたいまち 滞在できるまち美濃市」をつくってもらいたい	
	2. 市民のための施策を推進するために、基本的なスタンスをどう考えているか。地元自治会から出されている、市民に密着した事業を早急に実現していただきたい	
	石川市長答弁	63
再	古田 豊議員	65
	休憩	65
	再開	65
4	鈴木 隆議員	65
	1. 市の財政事情を「借金時計」により市民に知らせてはどうか	
	2. 市制40周年記念につくった市民の歌「幸のまち」と「乱舞美濃」を今までにどう活用し、今後どう活用するのか	
	3. 朝、昼、夕に時を告げるメロディーが途中で終わるが、よい案はないか	
	平林総務部長答弁	66
	古田参事兼秘書課長答弁	67
5	並 信行議員	67
	1. 議第27号、議第28号に関連して、平成20年度における月60時間を超える時間外勤務手当の支給状況は	
	2. 歳出、10款 教育費、2項 小学校費、2目 教育振興費にある、各小学校教材備品等購入事業242万5,000円は、平成21年度と比べ、119万5,000円、33%の減額、3項 中学校費、2目 教育振興費にある各中学校教材備品等購入事業も20%の減額であるが、理由は何か。義務教育費を保護者に求めることにならないか。	
	3. 歳出、10款 教育費、5項 社会教育費、6目 図書館費について、図書購入経費は500万円で18節 備品購入費が451万円であるが、その差額は何か。18節、備品購入費は平成21年度当初に比較し、40万3,000円の減額となっているが、雑誌分なのか	
	4. 美濃病院跡地周辺土地区画整理事業について	
	① これまでの他地区の区画整理事業との違い（地域の特徴）はあるか	
	② 減歩、再減歩、賦課金に対応できない方への対策はあるか	
	③ 事業計画の見直しが必要と思うがどうか	
	5. 余取川の環境改善について	

① 川の駅構想での余取川の位置づけはどうか	
② 平成11年9月の氾濫から10年が経過したが、改修の進み具合はどうか	
③ 余取川の環境悪化が進んでいるように思われるが、今後の改善計画は	
古田参事兼秘書課長答弁	70
森教育長答弁	71
丸茂建設部長答弁	72
梅村総務部参事兼総合政策課長答弁	73
川野民生部長答弁	74
再 並 信行議員	75
休憩	76
再開	76
6 武井牧男議員	76
1. わくわくファームについて	
農園の利用状況と今後の対策について	
2. 一般廃棄物について	
① 平成20年度にごみ減量対策として実施した啓発活動の効果をどう判断しているか	
② 平成22年度の減量化に向けての目標数値をはじめとする具体的取り組みについて	
③ ごみ減量を推進するにあたり、コンポストが助成制度の対象に出来ないか	
3. 介護について	
① 在宅介護の支援強化について	
② 元気な高齢者を応援する対策について	
宮西産業振興部長答弁	78
川野民生部長答弁	79
再 武井牧男議員	81
7 塚田歳春議員	82
1. 後期高齢者医療制度の保険料は2年ごとに改定される。岐阜県広域連合の平成20年度決算は大幅な黒字と聞くが、保険料の引き下げはできなかったのか。また、これまで資格証明書や短期保険証を発行したことがあるのか	
2. 耕作放棄地の解消に向けどんな取り組みがされているのか。また、新政権では戸別所得補償制度モデル対策が導入されるが、この制度の概要はどのようなか	
3. 新年度の土木予算は自治会要望に答えるものになっているのか	
石川市長答弁	84
宮西産業振興部長答弁	86

再 塚田歳春議員	87
休憩	88
再開	88
8 佐藤好夫議員	89
1. AEDについて	
① 市が設置しているAEDの点検をどのようにしているか	
② 各自治会の自主防災組織を対象にAEDを使った救急救命講習が積極的に実施出来ないか	
③ 小学校、中学校の教諭に取り扱いの周知がなされているか	
2. 指定の中学校に入学する際、部活動がない場合、指定校変更が出来ないか	
平林総務部長答弁	90
森教育長答弁	91
再 佐藤好夫議員	91
9 日比野 豊議員	92
1. 美濃市における土地区画整理事業について	
① 土地区画整理事業の意義・目的について	
② インター前を含む5か所への各補助金について	
③ 事業計画の変更に関する議会への同意について	
2. 美濃インター前土地区画整理区域内への(株)オークワ出店計画について	
① 美濃商工会議所からの要望について	
② (株)オークワに対しての要請項目について	
③ 広報「みの」3月号へのトピックスとしての掲載について	
丸茂建設部長答弁	94
石川市長答弁	95
再 日比野 豊議員	96
丸茂建設部長答弁	97
石川市長答弁	97
再々日比野 豊議員	98
石川市長答弁	99
委員会付託(議第4号から議第33号まで)	99
休会期間の決定	99
散会の宣告	99
会議録署名議員	100

第 3 号 (3月19日)

議事日程	101
本日の会議に付した事件	102
出席議員	102
欠席議員	102
説明のため出席した者	102
職務のため出席した事務局職員	102
開議の宣告	103
会議録署名議員の指名	103
議案の上程	103
委員長報告	
総務常任委員会委員長 武井牧男君	103
民生教育常任委員会委員長 岩原輝夫君	104
産業建設常任委員会委員長 児山廣茂君	105
委員長報告に対する質疑	106
討論	106
並 信行議員	107
岩原輝夫議員	109
議案の採決	110
議案の上程	115
議案の説明	
市議第1号(10番 岩原輝夫君)	115
市議第2号(7番 武井牧男君)	115
休憩	116
再開	116
質疑	116
委員会付託省略(市議第1号及び市議第2号)	116
議案の採決	116
閉会の宣告	117
市長あいさつ	117
会議録署名議員	119
総務常任委員会審査報告書	120
民生教育常任委員会審査報告書	120
産業建設常任委員会審査報告書	121

美濃市告示第14号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条の規定により、平成22年3月2日に第2回美濃市議会定例会を美濃市議会議事堂に招集する。

平成22年2月23日

美濃市長 石川道政

付議事件名

- 1、平成22年度美濃市一般会計予算
- 1、平成22年度美濃市交通災害共済事業特別会計予算
- 1、平成22年度美濃市国民健康保険特別会計予算
- 1、平成22年度美濃市老人保健特別会計予算
- 1、平成22年度美濃市簡易水道特別会計予算
- 1、平成22年度美濃市農業集落排水事業特別会計予算
- 1、平成22年度美濃市下水道特別会計予算
- 1、平成22年度美濃市介護保険特別会計予算
- 1、平成22年度美濃市後期高齢者医療特別会計予算
- 1、平成22年度美濃市病院事業会計予算
- 1、平成22年度美濃市上水道事業会計予算
- 1、平成21年度美濃市一般会計補正予算（第7号）
- 1、平成21年度美濃市交通災害共済事業特別会計補正予算（第1号）
- 1、平成21年度美濃市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
- 1、平成21年度美濃市老人保健特別会計補正予算（第2号）
- 1、平成21年度美濃市簡易水道特別会計補正予算（第2号）
- 1、平成21年度美濃市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
- 1、平成21年度美濃市下水道特別会計補正予算（第3号）
- 1、平成21年度美濃市介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 1、平成21年度美濃市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 1、平成21年度美濃市病院事業会計補正予算（第3号）
- 1、平成21年度美濃市上水道事業会計補正予算（第2号）
- 1、美濃市議会議員及び美濃市長の選挙における自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例について
- 1、美濃市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 1、美濃市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について



- 1、美濃市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 1、美濃市積立基金条例の一部を改正する条例について
- 1、美濃市営住宅管理条例及び美濃市特定公共賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例について
- 1、美濃市立美濃病院診療費等徴収条例の一部を改正する条例について
- 1、公の施設の指定管理者の指定について
- 1、美濃市公平委員会委員の選任同意について

平成22年3月2日

平成22年第2回美濃市議会定例会会議録（第1号）

## 議 事 日 程 (第 1 号)

平成22年 3 月 2 日 (火曜日) 午前10時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 平成22年度施政方針並びに予算編成方針
- 第 4 議第 4 号 平成22年度美濃市一般会計予算
- 第 5 議第 5 号 平成22年度美濃市交通災害共済事業特別会計予算
- 第 6 議第 6 号 平成22年度美濃市国民健康保険特別会計予算
- 第 7 議第 7 号 平成22年度美濃市老人保健特別会計予算
- 第 8 議第 8 号 平成22年度美濃市簡易水道特別会計予算
- 第 9 議第 9 号 平成22年度美濃市農業集落排水事業特別会計予算
- 第10 議第10号 平成22年度美濃市下水道特別会計予算
- 第11 議第11号 平成22年度美濃市介護保険特別会計予算
- 第12 議第12号 平成22年度美濃市後期高齢者医療特別会計予算
- 第13 議第13号 平成22年度美濃市病院事業会計予算
- 第14 議第14号 平成22年度美濃市上水道事業会計予算
- 第15 議第15号 平成21年度美濃市一般会計補正予算 (第 7 号)
- 第16 議第16号 平成21年度美濃市交通災害共済事業特別会計補正予算 (第 1 号)
- 第17 議第17号 平成21年度美濃市国民健康保険特別会計補正予算 (第 4 号)
- 第18 議第18号 平成21年度美濃市老人保健特別会計補正予算 (第 2 号)
- 第19 議第19号 平成21年度美濃市簡易水道特別会計補正予算 (第 2 号)
- 第20 議第20号 平成21年度美濃市農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 2 号)
- 第21 議第21号 平成21年度美濃市下水道特別会計補正予算 (第 3 号)
- 第22 議第22号 平成21年度美濃市介護保険特別会計補正予算 (第 3 号)
- 第23 議第23号 平成21年度美濃市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 2 号)
- 第24 議第24号 平成21年度美濃市病院事業会計補正予算 (第 3 号)
- 第25 議第25号 平成21年度美濃市上水道事業会計補正予算 (第 2 号)
- 第26 議第26号 美濃市議会議員及び美濃市長の選挙における自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例について
- 第27 議第27号 美濃市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 第28 議第28号 美濃市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 第29 議第29号 美濃市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 第30 議第30号 美濃市積立基金条例の一部を改正する条例について
- 第31 議第31号 美濃市営住宅管理条例及び美濃市特定公共賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例について

第32 議第32号 美濃市立美濃病院診療費等徴収条例の一部を改正する条例について

第33 議第33号 公の施設の指定管理者の指定について

第34 議第34号 美濃市公平委員会委員の選任同意について

---

## 本日の会議に付した事件

第1から第34までの各事件

---

## 出席議員（15名）

1 番	並 信 行 君	2 番	古 田 豊 君
3 番	太 田 照 彦 君	4 番	森 福 子 君
5 番	山 口 育 男 君	6 番	佐 藤 好 夫 君
7 番	武 井 牧 男 君	8 番	市 原 鶴 枝 君
9 番	鈴 木 隆 君	10 番	岩 原 輝 夫 君
11 番	平 田 雄 三 君	12 番	日 比 野 豊 君
13 番	児 山 廣 茂 君	14 番	野 倉 和 郎 君
15 番	塚 田 歳 春 君		

---

## 欠席議員（なし）

---

## 説明のため出席した者

市 長	石 川 道 政 君	副 市 長	加 納 和 喜 君
教 育 長	森 和 美 君	総 務 部 長	平 林 泉 君
民 生 部 長	川 野 純 君	産 業 振 興 部 長	宮 西 泰 博 君
建 設 部 長	丸 茂 勝 君	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	瀬 瀬 壽 君
教 育 次 長 兼 教 育 総 務 課 長	藤 田 裕 明 君	総 務 部 参 事 兼 総 合 政 策 課 長	梅 村 健 君
参 事 兼 秘 書 課 長	古 田 則 行 君	選 管 ・ 監 査 事 務 局 長	古 田 満 君
美 濃 病 院 事 務 局 長	西 部 繁 雄 君		

---

## 職務のため出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長	平 野 廣 夫	議 会 事 務 局 次 長	井 上 司
議 会 事 務 局 記 書	長 屋 充 宏		

○議長（市原鶴枝君） 皆さん、おはようございます。

本日は、平成22年第2回美濃市議会定例会が招集されましたところ、御参集いただきましてまことにありがとうございます。

本定例会に提出されます案件は、平成22年度予算を初め、いずれも重要な案件でございます。どうか慎重に審議を賜りますとともに、議会の円滑なる運営に御協力をお願いいたします。

---

### 開会・開議の宣告

○議長（市原鶴枝君） ただいまから平成22年第2回美濃市議会定例会を開会し、本日の会議を開きます。

開会 午前10時00分

---

### 諸般の報告及び行政諸般の報告

○議長（市原鶴枝君） 諸般の報告及び行政諸般の報告をいたします。

報告の内容につきましては、お手元に配付してありますので、御承知をお願いいたします。

---

○議長（市原鶴枝君） 本日の日程は、さきに御通知申し上げたとおり定めました。

---

### 第1 会議録署名議員の指名

○議長（市原鶴枝君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、1番 並信行君、2番 古田豊君の両君を指名いたします。

---

### 第2 会期の決定

○議長（市原鶴枝君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。この定例会の会期は、本日から3月23日までの22日間といたしたいと思っております。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市原鶴枝君） 御異議がないものと認めます。よって、この定例会の会期は本日から3月23日までの22日間と決定いたしました。

---

### 第3 平成22年度施政方針並びに予算編成方針

○議長（市原鶴枝君） 日程第3、平成22年度施政方針並びに予算編成方針について、市長石川道政君。

○市長（石川道政君） 皆さん、おはようございます。

本日、平成22年第2回美濃市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、御多用のところ御出席賜り、厚くお礼を申し上げます。

さて、今定例会では、平成22年度予算11件を初め、補正予算11件、条例改正7件、人事案件1件、その他1件の合計31件の提案をしておりますが、いつもながらの慎重な御審議を賜りますようお願いいたします。

最初に、平成22年度の市政運営を行うに当たって、施策の大要について基本方針を申し述べ、議員各位と広く市民の皆様の御理解と御協力を賜りたいと存じます。

平成22年度は、世界同時不況のあおりを受け、急激に後退した日本経済も、緩やかな景気の回復基調にあると見られております。一方、二番底の危機も言われ、雇用の悪化や円高、デフレ問題などの懸念材料が存在し、予断を許さない状況にあり、速やかな景気対策が求められております。

多くの地方都市では、景気回復の兆しを感じられない状況が続いております。本市におきましても同様に、景気後退下での企業収益や雇用情勢の悪化等により、税収が法人関係税を中心に大きく減少するなど、財政環境は一段と厳しさを増しております。

こうした厳しい状況の中ではありますが、平成22年度は第4次総合計画の締めくくりの年として重要な年となります。限られた財源を生かし、後期計画の目標を着実に仕上げ、次なる第5次総合計画につなげていけるよう最大限努力してまいります。美濃市の将来に向かって、健全財政を堅持しつつ、持続可能な発展を期し、これまで進めてきた市民協働による小さくてもキラリと光るオンリーワンの「住みたいまち 訪れたいまち 美濃市」のステップアップを目指し、美濃市らしいまちづくりをさらに進めてまいります。

昨年は、政権交代により新政権が誕生し、今後の国政の流れも変わってまいります。第174通常国会におきまして、鳩山総理は施政方針演説で、2010年度予算を「いのちを守る予算」と名づけ、公共事業の削減と同時に社会保障費や文部科学費を大きく増額する予算に転換したとしており、また当面の課題は、日本経済を確かな軌道回復に乗せることであり、第2次補正予算に続き過去最大規模となる当初予算を編成し、切れ目ない景気対策を実行するとしております。

市といたしましても、2月の市議会臨時会におきまして、国の第2次補正に伴う補正予算を議決いただいたところでございます。

緊急経済対策としての地域活性化・きめ細かな臨時交付金を活用し、生活道路である市道の維持修繕を初め、美濃橋舗板補修、サイクルシティ関連道路としての蕨生・上野線の交通安全施設整備、火葬場建設事業、文化会館施設改修、昭和中・牧谷小の体育器具庫改修を実施してまいります。大半が平成22年度への繰越事業となりますが、中小零細事業者の受注や地元雇用の拡大等、緊急経済対策として実施するものでございますので、できるだけ早急に対応してまいります。

平成21年度は、美濃和紙あかりアート展が国土交通省の地域づくり表彰特別賞を受賞したほか、開駅2年目の道の駅「美濃にわか茶屋」が木の建築大賞を受賞するなど、美濃市の市民協働によるまちづくりの取り組みが高い評価をいただいたところでございます。

ツアー・オブ・ジャパン美濃ステージや美濃和紙あかりアート展を初め、年間を通した多

彩なイベントやうだつの町並みなど、美濃市を訪れる観光客は年々着実に増加してきており、100万人を超えるようにもなっておりまいました。また、本美濃紙がユネスコの世界無形文化遺産への登録候補となり、登録となりましたら国内外に情報発信していきます。これにより、新たな交流人口の増加が見込まれてまいります。昨年は、韓国や台湾、中国との国際交流や都市間の連携による交流もできましたので、今後は民間交流も促進し、さらに友好関係の強化に努めてまいります。

学校再編により、4月に新たに開校いたしました牧谷小学校につきましては、地域の特色を生かした学校づくりも順調に進んでおります。また、昨年猛威を振るいました新型インフルエンザにつきましては、学級閉鎖等が相次ぎましたが、初期段階から関係機関との連携による危機管理体制を整え、予防対策に努めてまいりました。現在は鎮静化の傾向にありますが、引き続き予防対策の啓発に努めていきます。

そのほか、平成21年度は景観形成など川の駅構想の推進を初め、市民との協働を進める地域づくり支援事業や、自転車や歩行者に配慮したサイクルツアー交通安全施設整備、美濃インター前等の区画整理事業の推進、子供医療費の無料化拡大等による子育て支援、教育環境や生涯学習の充実など、六つのオンリーワンの重点目標により各種事業を展開し、第4次総合計画後期基本計画の重点事業も着実に進展しているところでございます。

平成22年度の国・県の予算についてであります。

国の平成22年度の予算は、政権交代により、すべてゼロからの積み上げとなりましたが、新政権は「コンクリートから人へ」を目指すとしています。何よりも人の命を大切にし、国民の生活を守る政治を行うとして、子育て、雇用、環境、科学・技術に重点を置く予算として編成され、一般会計の予算規模は、前年度対比4.2%増の92兆2,992億円で、政策的経費である一般歳出は、3.3%増の53兆4,542億円となっております。

事業仕分けの評価結果等を参考に歳出削減を行うとともに、特別会計の見直し等による税外収入を10兆6,002億円とし、また国債発行額は、厳しい経済状況の中で44兆3,030億円と過去最高となっております。

一方、県の平成22年度一般会計の予算規模は7,502億4,000万円で、対前年度比1.3%の減となり、9年連続マイナス予算となっております。県においては、財政再生団体への転落を回避するため、平成22年度から24年度までを緊急財政再建期間とし、この間に財源不足を構造的に解消し、収支の均衡を図るとしており、そのため行財政改革アクションプランによる徹底した歳出の削減を図っております。その中には市町村補助金の削減も含まれ、本市においても影響が生じたところであります。

平成22年度地方財政計画についてであります。

平成22年度の地方財政計画の規模は82兆1,268億円となり、対前年度比でマイナス0.5%と2年連続の減少となっております。地方税収は、景気回復のおくれからマイナス10.2%となるため、地方交付税と臨時財政対策債を合わせた実質的な地方交付税は、地方単独事業の実施に必要な特別枠としての地域活性化・雇用等臨時特例費の新設を含めて17.3%の増加とな

り、その総額は過去最高のものとなっております。

歳出では、一般行政経費が社会保障費の大幅な増加により8%増加し、一方で公共事業費等の投資的経費が大幅に抑制され、15.3%の減、給与関係経費についても、引き続き抑制されております。

地方交付税は増額されてはいるものの、一般財源総額は急激な景気後退による税収等の減収により0.6%の増額にとどまり、依然として大半の地方都市が厳しい財政運営を余儀なくされることとなります。

平成22年度美濃市の予算についてであります。

こうした状況の中で編成をいたしました美濃市の平成22年度の予算規模は、一般会計83億6,700万円、特別会計56億8,108万3,000円、企業会計30億1,699万2,000円で、総額170億6,507万5,000円となり、対前年度比が一般会計1.8%の増、特別会計で2.3%の増、企業会計では0.9%の増となり、全体では1.8%の増となりました。予算が増額となります要因といたしましては、一般会計では、子ども手当の創設を含む民生費が対前年度比で17.0%の増と大幅に伸びたこと、特別会計では、国民健康保険や介護保険等の保険給付費が伸びたことなどが要因となっております。また、前年度で終了いたしました公的資金の繰り上げ償還に係る借りかえ分を差し引きますと、実質的には全体の予算規模で2.6%の増となります。

一般会計の予算規模83億6,700万円の数字を言葉に置きかえますと、発展を見据えた無駄のない予算ということになります。美濃市の財政状況は、著しく硬直化が進み、景気の激変等による財源の枯渇など、まさに非常事態であるとの認識の上に立ち、平成22年度の予算編成に当たりましては、将来を見据え、市民の目線に立った真に必要な施策や時代を先取りした施策を選択するとともに、平成まちづくり改革を着実に実行し、無駄を省き、最少の費用で最大の効果を上げ、かつ次世代に過度な負担を残さない持続可能な予算編成に努めました。第4次総合計画の目指す、ローコストで、かつ自然や人に優しいスローライフをキーワードにした、小さくてもキラリと光るオンリーワンの「住みたいまち 訪れたいまち 美濃市」の実現に向け、自然や文化・伝統など、美濃市の特性を生かし、市民の皆さんが健康で安心・安全に暮らすことができ、また市民と協働して活力あるまちづくりを進める予算としたところであります。

そのため、平成22年度の財政については、「厳しい財政状況を見据え、さらにローコストで有効な施策を進めるため、徹底した財政改革の推進を行う」を重点目標に掲げ、第2次集中改革プランの確実な実行、経常収支比率の改善、定員管理と人件費の抑制、聖域なき予算の見直しと削減に努めてまいります。

発展を期すための将来へ向けての重点目標といたしましては、前年度に引き続き、六つのオンリーワンのまちづくりを推進することとし、一つ目は、スローライフ、うだつの町並み、川の駅構想、歴史まちづくり、絆の森整備、美しい美濃市をつくるための景観づくり、豊かな海づくり大会、本美濃紙世界遺産登録など、「歴史や文化、自然環境を生かした美しいオンリーワン」。二つ目に、サイクルシティ・サイクリングロードの整備、区画整理、池尻・



笠神工業団地の建設、企業誘致、インター前を中心とする新市街地形成、交流産業、農業・林業・商工業の活性化事業など「元気で魅力あるオンリーワン」。三つ目に、自主防災、市民参加による健康づくり、子育て支援、高齢者福祉、ごみ減量化等3R運動の実践、耐震化の推進など「安全で安心、健康なオンリーワン」。四つ目に、学校教育、生涯学習、男女共同参画、学校再編、スローライフの実践、1市民1芸1スポーツ1ボランティア、清流国体の推進など「市民力、文化力のオンリーワン」。五つ目に、市民協働、道普請、地域づくり委員会、もったいない運動、ケーブルテレビの活用、第5次総合計画策定の取り組みなど「参加と協働によるオンリーワン」。六つ目は、簡素で効率的な行政運営、情報公開、人事評価・行政評価の実施など「行財政改革と持続可能なオンリーワン」でございます。

詳しくは後ほど申し上げますが、こうした六つのオンリーワンのまちづくりを重点目標に掲げ、諸事業を展開してまいります。

それでは、以下、順を追って主要施策の概要について御説明申し上げます。

平成22年度美濃市の予算についてであります。第4次総合計画の最後の年であり、五つの目標を踏まえつつ、後期基本計画に沿った説明といたします。

#### 1. 都市環境の整備についてであります。

施策の第1は、風情あるまち、くらしと交流の環境づくりを目指す都市環境の整備であります。

多様化する市民ニーズに対応し、安心・安全はもちろん、活力とにぎわいがあり、歴史や伝統文化を生かし、自然と共生したまちづくりを進め、スローライフの時代にふさわしい「くらしと交流の環境」を重視した都市基盤・都市環境づくりに努めてまいります。

町並み整備につきましては、美しい町並みが形成され、全国的にも高い評価がいただけるようになってまいりました。新たに新店舗や市民参加のイベントなどにより、町なかには活力が戻り、訪れる観光客も年々増加しております。観光協会や商工会議所と連携し、観光ふれあい広場の利活用も促しながら、さまざまな施策の展開を図り、さらに活力と魅力を兼ね備えた「うだつの上がるまち 美濃市」の形成に努めてまいります。

また、伝建地区から川湊灯台、美濃橋へ通じる道筋につきましても、歴史的に魅力ある地域であります。この歴史的景観を後世に継承するため、新たに将来的な整備構想として、歴史的風致維持向上計画を策定してまいります。

道路につきましては、広域的な都市間道路として重要な東海環状自動車道の西回りルート建設促進や、東海北陸自動車道の4車線化の促進に努めてまいります。

国・県・市道については、将来の美濃市のあるべき姿を見据え、計画的な道路網の整備促進に努めてまいります。また、整備に当たりましては、自然環境や景観に配慮し、特に歩行者や自転車の安全確保に留意した人に優しい道づくりを推進してまいります。

国道156号の泉町歩道拡幅整備につきましては、早期の整備促進に努めてまいります。また、県道につきましても、上野・関線の御手洗・半道間の一部着工を初め、岐阜・美濃線、美濃・洞戸線、美濃・川辺線などの整備促進に努めてまいります。

市道整備につきましては、新たな住宅建設を誘導できるようにするための市道整備や、幹線市道、生活道路の改良、維持修繕、交通安全対策などに努めるため、予算の重点配分を行い、できる限り自治会要望にこたえてまいります。

また、国の第2次補正に伴う地域活性化・きめ細かな臨時交付金を活用し、生活道路等の小規模な維持修繕を9ヵ所ほどで実施するほか、美濃橋の舗板・けた丸太についても一部補修を行ってまいります。このほか、平成16年度から普及に努めております市民参加型による美濃市版道普請方式につきましては、地域づくり支援事業とも連動させながら、さらに啓発、推進に努め、市民と行政の協働体制を確実なものにしてまいります。

サイクルシティ美濃の推進につきましては、自転車の魅力は、環境への負荷のないことや、スローライフ志向の高まりの中で、健康づくりやレジャーに、あるいは観光や地域振興策としての活用など、多様な要素を持っております。美濃市は、平成16年度に国土交通省のサイクルツアーモデル地区の指定を受けて以来、これまでに自転車に優しい道路づくりとして、美濃1号線や前野・東線、曾代中央線などのサイクルツアー関連道路整備を初め、道の駅「美濃にわか茶屋」へのサイクルステーションの設置、サインやパーキングポールの設置、沿道間伐等による快適なサイクルコースの環境づくりなどに努めてきました。そのほか、ツアー・オブ・ジャパンを初め、自転車を活用したイベントや健康づくり講演会の開催、サイクリングマップの作成など、さまざまな取り組みを進めてまいりました。平成24年度には国体のロードレースも開催されることとなり、自転車に対する市民の認識も高まりつつあります。

新年度におきましても、一層の推進を図るため、前年度に引き続き、蕨生・上野地内でのサイクルツアー交通安全施設整備を行うほか、新たにパーキングポール10ヵ所と案内看板を設置します。また、サイクル道路の案内表示も行ってまいります。

そのほか、観光客や市民の皆さんに利用いただけるよう、電動アシストつき自転車を21年度、22年度で20台導入いたします。貸し出し方法につきましては、レンタサイクルとして利用してもらうほか、市民の皆さんに試乗モニターとして御利用いただきたいと思います。

現在、各都市においても自転車が見直され、その利活用が検討されつつあります。こうした中、国際交通安全学会による自転車の安全なまちづくりに向けた社会実験が美濃市において行われることも決定しておりますので、これを全面的に支援していきます。

サイクルシティ美濃は、今日まで整備した拠点と拠点を歩行者や自転車に優しいサイクリングロードとして線で結んでいき、やがては面に広げていく構想であります。歴史や文化を大切にし、自然との調和の中で、心豊かに暮らせるスローライフのまちづくりは、第5次総合計画の基本目標になるものであり、サイクルシティ美濃の推進は、川の駅構想や景観づくりと同様に、その重要な施策の一つになるものと思っております。

次に、公共下水道や農業集落排水の整備につきましては、整備もほぼ完了し、平成21年度末の全体の普及率は99.9%となっております。残りの整備といたしましては、左岸処理区では、インター前区画整理地内の管渠整備のほか舗装復旧を施工し、長瀬処理区では、舗装復

旧を施工いたします。

平成21年度末における水洗化率の見込みは、公共下水道で約56.6%、農業集落排水では73%と低く、なかなか接続が進んでいかない状況にあります。したがって、水洗化率の向上が重要な課題であり、昨年も市政懇談会を初め広報、CATVなど、さまざまな機会をとらえ、もったいない運動として市民の皆さんに接続のお願いを申し上げてきたところがございます。今後におきましても、引き続きもったいない運動を展開し、市民と協働して水洗化率の向上を目指してまいります。

水道事業につきましては、第5次拡張事業に伴う小倉山送水管布設がえ工事や口野々ポンプ場の改良工事を初め、老朽化した配水管の布設がえ工事等を行います。このほか、半道簡易水道の井戸改良工事も行っております。

また、水道ビジョンに基づき、安全な水の安定供給と水道事業の経営の健全化を図っております。

住宅対策につきましては、優良な宅地が供給できる区画整理事業が最も重要な施策であります。引き続き区画整理事業を積極的に推進し、活力ある良好な新市街地形成による定住人口の増加や商業振興、税収増による安定的な財源確保に努めてまいります。

美濃インター前は、保留地33区画のうち17区画が売却済みとなっておりますが、残り16区画の販売に努めてまいります。また、新たな住宅建設や新店舗の進出の中核となる大型商業施設の出店計画も決定され、美濃市の玄関口としてふさわしい新市街地の形成が促進されつつあります。新年度は、工事としては最終年度を迎えることとなり、区画道路の築造や宅地整地、公園整備を行います。

吉川地区につきましては、B調査の結果も踏まえ、地権者説明会等を重ね、本同意の取得及び組合設立、事業認可等に取り組んでまいります。上生櫛地区の事業推進や他地区における候補地の検討などにつきましても鋭意取り組んでまいります。

このほか、人口対策として、道路整備を初め、優良宅地供給促進奨励制度の活用や、空き家のあっせんや、改修費補助による美濃市らしい住まいづくり事業の推進をNPO「美濃のすまいづくり」と協働して進めてまいります。

次に、都市景観であります。

美濃市は、平成17年6月に景観行政団体として指定を受け、同年に美濃市景観形成基本計画を策定し、その後、この基本計画を具現化するため、市民の協力を得て美濃市景観計画を策定してまいりました。この計画は、多自然型の美しい美濃市づくりのために、景観形成誘導区域、景観計画重点区域の設定や景観重要建造物及び景観重要樹木等の指定、屋外広告物の規制などに関する考え方を示したものであり、実施に当たり、施行日を本年4月1日からとする美濃市景観条例と美濃市屋外広告物条例を制定したところであります。今後、この計画をもとに美濃市らしい良好な景観形成の誘導に努めてまいります。

また、松森第5児童公園や、インター前区画整理地内の都市公園を景観に配慮した整備を行うとともに、順次、森林や河川など景観資源を生かしたまちづくりを進め、スローライフ

時代にふさわしい美濃市まるごと川の駅構想を具体化し、良好な多自然景観の創出を継続してまいります。

また、森の環境づくり推進委員会と連携し、森林の持つ多面的な機能を発揮させるため、里山整備や間伐を推進するとともに、森林ボランティアクラブの活動を支援し、市民参加による森林の景観づくりや保全活動を推進するなど、豊かな多自然居住地域としての環境づくりに努めてまいります。

交通環境につきましては、歩行者や自転車に配慮した安全・安心な道路整備の促進を初め、生活安全協議会活動による暴走族の追放や、交通弱者である高齢者や子供を地域ぐるみで交通事故から守る交通安全の指導や啓発などに積極的に取り組み、人に優しい交通環境の整備に努めてまいります。

さらには、市街地におきましては、違法駐車が目立ち、歩行者や自転車の安全を阻害し、せっかくの景観も損なっておりますので、自治会を初め関係機関と協調して違法駐車を追放に努めていきます。

また、地域間の交通や都市間の交通を考え、コミュニティバス「わっちも乗ろCar」や、路線バス、長良川鉄道、高速バスなどについても、便利かつ効率的な運行が重要課題となっております。市民意識調査や昨年設置いたしました地域公共交通会議、国際交通安全学会の提言もいただき、もったいない運動もあわせて、市を挙げてこの問題に取り組み、全般的な見直しを行ってまいります。

次に、防災についてであります。

地震や台風、集中豪雨、火災など、さまざまな災害に対し、自助・共助・公助による総合的な防災力の強化が大切であります。美濃消防署の改築を初め、消防署や消防団、各自治会、各種団体等とも連携し、防災訓練を初め、AEDを使った救急救命講習、防災情報の充実、防災意識の啓発などの施策展開を図り、市民との協働による安心・安全なまちづくりの推進に努めてまいります。

自主防災組織につきましては、年々活動も活発化しておりますが、初期消火訓練や図上訓練、救急救命講習、災害時の要援護者の避難支援などの活動をさらに促し、組織の強化と地域防災力の向上に努めてまいります。

緊急時等における市民への情報伝達は、同報無線に加え、防災ラジオ、防災安心メール、消防メールのほか、ケーブルテレビなど、あらゆる媒体を活用し、正確な情報を迅速に伝達しながら防災・減災に努めてまいります。なお、防災ラジオにつきましては、新年度に500台を購入し、前回購入されなかった世帯等を中心にあっせんしてまいります。

消防団活動では、団員の育成強化やふれあい消防祭の開催など、地域と一体となった防火・防災活動の強化に努めるとともに、中有知分団の小型動力ポンプつき積載車を更新いたします。また、各都市との災害時相互応援協定につきましても、新たな都市との協定締結に努めてまいります。

洪水対策では、現在、笠神地内において長良川護岸の整備が進められておりますが、今後

におきましても、県と連携し、順次、危険箇所の補強整備、護岸の強化等の床上浸水対策事業を推進し、安全を期してまいります。あわせて、長之瀬川などの河川改良事業を実施してまいります。

このほか、木造住宅耐震診断の啓発や耐震改修助成制度の利用促進につきましても、引き続きPR等に努めてまいります。また、消防法の改正により、既存住宅には、平成23年5月までに住宅用火災警報器の設置が義務づけられておりますが、引き続き障がい者宅へは、日常生活用具給付事業により、住民税が非課税のひとり暮らし老人や高齢者世帯には、住宅用火災警報器取り付け助成制度による支援を行ってまいります。一般家庭につきましても、中濃消防組合と連携し、広報「みの」や説明会の開催など、さまざまな機会をとらえ、設置促進の啓発に努めてまいります。

施策の第2は、先端型と交流型産業、創造力と個性ある産業づくりを目指す産業の振興についてであります。

現在の経済状況の回復はもとより、市の安定した税収確保や発展のためには、地域経済の活性化は大変重要であります。そのため、だれもが安心して働くことができ、定住人口の増加を促し、市域の活力とゆとりのある市民生活をつくり出すとともに、市の安定した財政基盤を確立させるよう、美しく元気で豊かな美濃市づくりを進めてまいります。

まず、農業の振興についてでございますが、農業従事者の減少や高齢化の問題など、農業を取り巻く環境は厳しいものがございますが、効率的な農業経営や、地の利を生かした付加価値の高い生産の奨励、学校給食や道の駅「美濃にわか茶屋」などの農産物直売所を活用した地産地消の推進など、将来性があり、市の重要な産業として発展が期せるような農業の再生に取り組んでまいります。

近年は、消費者ニーズの多様化や、都市住民の自然・ふるさと志向の高まりなど、安心・安全・健康を重視し、かつ新鮮で地域の特色を生かした農産物が求められる時代であり、こうした消費者ニーズに即応した農産物の生産と美濃特産品の生産振興に努めてまいります。新年度では、新たに美濃特産品「仙寿菜」の生産販売の支援を行ってまいります。

農振農用地区域については、現在、農業振興地域整備計画を策定中であり、その中で、将来の農業振興の方向性を明らかにするとともに、市域の健全な発展のための都市型土地利用との調整も図りながら、優良農地の確保に努めてまいります。このほか、電気さく補助制度による有害鳥獣駆除対策の充実や、農地・水・環境保全向上対策事業の推進による農業生産の環境整備とエコライフにも引き続き努めてまいります。

林業につきましても、美濃市まるごと川の駅構想を具体化するためにも、水源の涵養を初め、多様な森林の持つ機能を生かす森の環境づくりを推進することは、美濃市の将来のまちづくりに大変重要であります。

市内250ヘクタールの間伐事業や、805ヘクタールの森林整備地域活動支援事業を実施するとともに、市民による森林ボランティアを養成し、荒廃の進む里山の整備・保全や景観形成に取り組んでまいります。

新年度では、新たに人と森とのきずなの再生や野生生物との共存を重視する絆の森整備事業として、片知新田地区の森林整備に着手するほか、景観整備をいたしました以安寺山に続きまして、鶴形山の整備計画を作成するなど、新たな森林景観の整備を推進してまいります。絆の森整備事業の推進や鶴形山の整備計画作成に当たりましては、NPO「柚の杜学舎」や森林ボランティアグループ等の協力を得ながら進めてまいります。

さらに、次代を担う子供たちが森林を守り、育てる活動を通じて人や地域社会を愛する心をはぐくむため、牧谷小学校にて結成されております「みどりの少年団」の活動促進を図るとともに、他校においても結成できるよう進めてまいります。

ことしの6月12日と13日の両日にわたり、天皇陛下、皇后陛下をお迎えしての全国豊かな海づくり大会が岐阜市、関市で開催されるに当たり、川の駅構想を推進する本市におきましても、「みんなのたからもの「森・川・海」を美濃の未来へ」をテーマに、美濃市サテライト大会を実施いたします。この両日は、道の駅「美濃にわか茶屋」をメイン会場に、市民協働による各種イベントを開催し、森林の保全や川の魅力の重要性をアピールしてまいります。

次に、商工業・観光振興について申し上げます。

雇用を確保し、定住を促進し、将来の市域の安定的な発展を期するためには、新たな工業団地開発が最も重要な課題と考えます。本市は東海北陸、東海環状自動車の結節点という絶好の地にあり、東海環状自動車道西回りルート10年後を見据える中で、関市と共同し、県営による池尻・笠神工業団地の開発促進に積極的に取り組んでいるところでございます。可能性調査が終わり、文化財試掘調査も関市内の一部を残すのみとなりましたので、早期に環境影響評価や基本設計等に着手してもらえよう、積極的に県に働きかけてまいります。

また、商工会議所や各業界と連携し、市内の遊休地等を活用した優良企業の誘致に積極的に取り組むほか、企業誘致を助長するための固定資産税の減免措置を引き続き講ずるなど、産業の集積に努めてまいります。

中小企業につきましては、時代に合った元気な企業へ転換できるよう、中小零細企業の振興対策や小口融資のあっせん、利子補給などに努めていきます。

さらに、美濃商工会議所の活性化事業を支援するとともに、空き店舗対策の商店街活性化事業、景観に合った魅力的な店舗づくりのアドバイス事業、民間活力創生基金の活用など、魅力ある商店の出店や改装を促進いたします。

インター前を中心とした商業の沿道サービス、市街地形成にも取り組むとともに、既存商業店に対する振興策も検討してまいりたいと存じます。

また、国の緊急経済対策としての緊急雇用創出事業につきましては、引き続きさまざまな分野で実施し、雇用の拡大を図ってまいりますし、新たに消費者行政活性化事業として、消費生活相談窓口の設置や、消費者被害防止のための啓発活動などにも取り組んでまいります。

観光の振興においては、国の内外からの交流人口増加による活力とにぎわいのあるまちづくりは重要な施策であります。美しい美濃市づくりに努めるとともに、年間を通じた多彩なイベントや固有の観光資源、伝統芸能など、美濃市の魅力をさまざまな媒体や機会を活用し

て広く国内外にPRし、観光客の増加に努めてまいります。

国際化の時代であり、外国人誘客を図るため、外国語表記のパンフレットや案内標識など、受け入れ体制の強化を図ります。特にアジアからの誘客を図るため、民間交流を促しながら、韓国の原州市や台湾の美濃鎮等との関係強化を進めていきたいと考えます。また、高速道路等を活用した広域的な地域間交流の拡大にも努めてまいります。本年4月2日には、桜の名所を有する県下各市町村が一堂に会する「桜サミット in みの」を美濃市において開催します。また、観光協会を初め、観光関連団体やボランティア団体とも協働、連携を図り、観光施設の運営やイベントの充実など、観光客の満足度をより一層高めていきます。観光ふれあい広場につきましては、大型バスの利用は順調に推移しておりますが、さらにイベント等の利活用の促進に努めてまいります。

町なかのにぎわいを醸し出すだけではなく、市街地からさらに面を広げ、川の駅構想を実践し、旧市街地と道の駅や和紙の里、大矢田神社、洲原神社等を拠点として、沿道の自然を楽しみながらサイクリングができる道路整備を初め、サインやミニステーション整備、レンタサイクルの充実などを進め、市全体の観光地化と商業の活性化に努めてまいります。

次に、美濃和紙の振興であります。

国の重要無形文化財に指定されております本美濃紙が、ユネスコの世界無形文化遺産に登録されるに当たり、美濃和紙を広く国内外に情報発信できる記念すべき年となります。記念イベントを開催し、市を挙げて祝うとともに、文化遺産登録の意義等、市内外への広報活動を積極的に行います。

伝統ある美濃和紙を、美濃市のブランドとして文化的にも産業的にも後世に引き継いでいく必要があります。若手の紙すき職人の技術の向上や商品開発などが着実に実を結びつつあり、全国的にも活力ある和紙産地となってきました。紙すき職人を目指す若者の支援や後継者の育成にさらに取り組み、市場の確保や経営の基盤強化にも努めてまいります。したがって、岐阜県紙業連合会や美濃手すき和紙協同組合、美濃和紙ブランド協同組合と連携しながら、地域登録商標「美濃和紙」の一層のブランド化を目指し、新商品開発や商品発表会等の支援をするとともに、和紙の国際化や企画宣伝を充実して和紙産業の活性化を図ってまいります。

美濃和紙の里会館では、企画展の充実を図るとともに、ものづくり体験施設として紙すき体験のほかペーパークラフトなどにも挑戦できるコーナーも設けるなど、入館者の誘致に努めるほか、和紙基礎スクール充実による後継者の発掘や、近隣観光施設との連携による短期滞在型の観光コースとしても、美濃和紙の魅力を発信してまいります。

次に、施策の第3は、生涯現役、健やかで心触れ合う暮らしづくりを目指した市民生活の向上であります。

スローライフの時代にあっては、子供から高齢者まですべての市民が生涯現役を目指し、心豊かに心身ともに健康で、ゆっくりゆったり人生を有意義に過ごし、充実した生活を送ることが大切であります。お互いの人権を尊重し、保健、福祉、医療の連携を図りながら、優

しく心温まる安全で安心な市民の暮らしを重視したまちづくりを推進してまいります。

市民生活の基本は、何をおいても健康であります。

自動車から自転車へ乗りかえて、エコとともに健康増進を目指してまいります。さらに、生活習慣病対策として成果を上げつつある糖尿病予防のため、関係部署が連携した講演会の開催や特定健診・特定保健指導など、市民総参加の健康づくりに努めてまいります。

また、小・中学生と保護者、健診受診者等を対象に「わくわく元気推進事業」を実施するほか、若年者の生活習慣病改善対策の健診や親子健診など若年期健康増進事業や、おなかぺったんこ作戦、がん検診、骨粗しょう症検診、肝炎検査などの健康増進事業、特定健診事後指導などを実施してまいります。

妊娠、出産期への支援といたしましては、公費負担による14回の妊婦健診や、すこやか心理相談の充実に努めるほか、新たにこのとり助産院と連携し、産後の母体管理、沐浴、授乳指等を行う産後ケア事業や、新生児聴覚検査助成事業を実施してまいります。

鎮静化しつつあります新型インフルエンザにつきましては、今後も気を緩めることなく、関係機関と連携を密にし、予防対策や発生時の適切な感染予防対策に万全を尽くしてまいります。

次に、福祉について申し上げます。

スローライフの時代こそ、ゆとりを持って安心・安全で達者に暮らせることが第一であります。高齢者や障がい者、女性、児童、外国人等すべての市民が自立し、支え合い、自分らしく尊厳を持って生き生きと生活し、人と人との交流が深まる公助・共助・自助努力の成果が出せるよう、共生型の地域社会を実現していくことが重要であります。

地域福祉につきましては、高齢者や障がい者、各年代間などに存在する不安やストレス、虐待や引きこもり等の問題をすべての市民がだれにも起こり得る身近なこととしてとらえ、地域社会の一員として安心して暮らせるよう支援していくためには、共助による地域での助け合い、支え合いの仕組みづくりが必要であります。

社会福祉協議会等の地域福祉や在宅福祉サービス事業を支援するとともに、市民、社会福祉協議会、ボランティア団体などと協働し、地域福祉推進体制の一層の強化を図り、市民が進んで参加する市民協働型福祉のまちづくりを目指してまいります。

新年度において、これまでの地域福祉計画を見直し、平成23年度からの第2期地域福祉計画を策定いたしますが、市民の皆さんの御意見を伺いながら、より充実した地域福祉のあり方等を検討してまいります。

また、4月から出張所が地域ふれあいセンターとなりますが、地域の皆さんに大いに活用していただき、地域福祉の拠点としても機能するよう取り組んでまいります。

そのほか、本年11月に民生児童委員・主任児童委員の一斉改選を迎えますので、適任者の推薦や各種研修会等を開催してまいります。

次に、子育て支援についてであります。

美濃市では、最大の課題である人口増対策として、産み育てる環境づくりが大切でありま



す。美濃市の特殊出生率の向上を目指し、市と市民が協力して、子供を持つ幸せが実感できる環境づくりや、子育て支援策等の充実に一層努めてまいります。

国におきましては、新たに子ども手当が創設されましたので、産み育てやすい手法の一つとして、スムーズな給付事務に当たってまいります。小・中学生や乳幼児の子供医療費につきましては、県補助金の削減問題もございましたが、引き続き中学3年生までの入院・外来とも、子供医療費の無料化を維持してまいります。

保育の充実ににつきましては、延長保育や一時保育、乳児保育、障がい児保育、病児・病後児保育などの保育サービスを充実のほか、保育料につきましても、引き続き軽減率を30%程度とし、保護者負担の軽減を図ります。

そのほか、下牧保育園の施設改修につきましては、助成による支援を行ってまいります。移転先につきましては、園との協議により長瀬生涯学習センターの1階を活用してもらうこととし、現在、その改修計画が進められておりますので、これを積極的に支援してまいります。

留守家庭児童教室につきましては、隔週の土曜日を新たに加え、年間250日以上の開設に拡充するほか、美濃小学校区の1教室を2教室とし、1教室70人以下での実施を進めてまいります。

また、地域子育てセンター事業や地域保育センター活動事業、コミュニティママ子育てサポートモデル事業を充実するなど、児童の健全育成や子育て支援施策を積極的に展開してまいります。

社会問題となっておりますいじめや虐待、不登校等のお子さんに対しましては、要保護児童・DV防止対策地域協議会を中心に、各種機関とも連携を図りながら、早期発見や未然防止、安全確保など、適切な支援や相談体制の充実に努めてまいります。DVとは、ドメスティック・バイオレンスのことであります。

母子家庭につきましては、母子自立支援員による就労支援を推進し、ひばり園につきましては、自立支援法に基づく児童デイサービスを実施するとともに、保育園、幼稚園との交流保育の実践を図り、その指導・相談業務の充実に努めていきます。

また、発達障がい児の早期発見・早期治療のため、美濃市独自の療育システムにより、専門スタッフが療育相談や家庭教育プログラム作成等に当たってまいります。

次に、障がい者福祉についてであります。

障がい者福祉につきましては、社会への完全参加と平等の実現、地域での支援体制の強化、生活の質の向上と生活に応じた支援体制づくりなどを基本目標とした第2期障がい者福祉計画を推進し、障がいのある人が自立し、社会活動に参加できる環境づくりを目指します。

自立支援施設への通所者には、負担軽減を講じてまいりますし、地域活動支援センターⅢ型へ移行しました小規模作業所のみりの家作業所につきましては、平成24年を目標に自立支援事業所多機能型への開設を目指し、事業の円滑な運営管理を図ってまいります。

そのほか、市陸上競技場はバリアフリー化多目的トイレを増設してまいります。

高齢者福祉につきましては、急速な高齢化社会を迎え、心身の健康、経済的な基盤、社会的つながり、生きる目的といった老年期の不安を、保健、医療、福祉の連携や自助・共助・公助のバランスがとれた事業展開により、その解消に努めていくことが大切であります。特に、地域での活動に安全で安心して積極的に参加できるような道路網の整備や、電動アシストつき自転車、その他の支援などを考えてまいります。

また、健康は老後の生活の基本であり、生涯にわたる健康づくり、介護予防、能力を發揮するための就業活動など、安心・安全な生活が送れるよう諸施策の計画的かつ総合的な推進に努めてまいります。特定健診・長寿健診により、特定高齢者の把握に努め、運動機能や口腔機能の向上、栄養改善、脳の健康教室、認知症サポーター養成講座などの事業を通じ、高齢者の介護予防を図ってまいります。

在宅福祉サービスにつきましては、高齢者の健康相談、シニアクラブやシルバー人材センターの支援とともに、地域ふれあいセンターの活用を通して高齢者の自立支援や社会参加の促進に努めるほか、緊急通報サービス、介護者慰労金等々の福祉サービスを行ってまいります。

また、警察、自治会、民生委員等と連携し、ひとり暮らし老人や高齢者世帯などに対し、声かけ運動や振り込め詐欺、悪徳訪問販売への警戒・啓発などにも努め、高齢者が安心して暮らせる福祉のまちづくりを進めてまいります。

後期高齢者医療制度につきましては、国により制度の廃止が示されている中で、県の後期高齢者医療広域連合としては、新年度の保険料を据え置くこととしています。いずれにしましても、市民が不安にならないように、正確な情報の提供に努めてまいります。

次に、介護保険につきましては、より円滑な運営を行うとともに、高齢者が住みなれた地域で自立した生活ができるよう、介護事業適正化支援システムを活用し、高齢者支援センターと連動して計画的・総合的な介護予防事業を展開してまいります。

地域改善対策につきましては、市民や団体等との参画と協働を推進し、あらゆる場と機会をとらえて、市民一人ひとりの人権意識の高揚を図り、偏見や差別のない、国民一人ひとりの人権が尊重される、明るく安心して暮らせる社会づくりに努めてまいります。また、美濃会館を拠点とした地域住民との交流事業の取り組みも展開していきます。

医療についてであります。

美濃病院は地域の中核病院として、また市民総参加の健康づくりの拠点の一つとして、市民に信頼される病院であることを目指し、スタッフを充実させ、安定した経営基盤の確立とともに、高度な専門医療の提供を初め患者サービスの充実を図ってまいります。

福祉、保健部門と連携し、特定健診・特定保健指導を初め、各種健診業務の強化・拡充を図るほか、みの糖尿病センターを中心とした生活習慣病対策の強化・促進に努めるとともに、各種専門医療の診療体制の充実を図ってまいります。

また、本院は昨年4月からDPC（診断群分類別包括評価）対象病院となり、順調に推移しておりますが、今後も安定した医療の供給体制を整備し、収益の向上と合理化、コスト管

理を徹底し、経営の安定化に努めてまいります。

そのほか、岐阜大学病院を中心とした基幹病院との病病連携や近隣診療機関との病診連携を一層強化し、診療の効率化と地域医療のレベル向上に努めてまいります。

次に、国民健康保険につきましては、国民皆保険体制の基盤をなす制度として重要な役割を果たしております。急速な高齢化社会の進展と医療技術の高度化等による医療費の高騰など、国保財政は厳しいものがございますが、保険税収納率の向上や、保健センターと連携し、特定健診・特定保健指導による生活習慣病対策や疾病予防、健康増進を図る各種保健事業を積極的に推進し、医療費の適正化を図るなど、国保制度の安定化と健全経営に努めてまいります。

次に、生活環境についてであります。

懸案となっております火葬場につきましては、国の第2次補正予算による交付金を活用して、建築設計と造成工事を前倒しして実施してまいります。施設の建築工事は23年度と24年度に実施したいと考えております。

中濃広域行政事務組合へ搬入する一般廃棄物の量は、やや減少傾向にあるものの、地球温暖化防止や処理負担金の軽減のため、市民協働によるもったいない運動を強力に推進し、さらなるごみの減量化とリサイクルの徹底に取り組むとともに、ごみ処理に係る経費が年々増加している状況のもと、受益と負担の観点からごみの有料化等の調査・研究も進めてまいります。

また、分別や生ごみ処理機に加え、生ごみの段ボールコンポスト化の推進や資源集団回収の奨励、パトロール強化による不法投棄の防止など、徹底したごみの減量作戦を推進して、ごみゼロ社会づくりを目指してまいります。

産業廃棄物につきましては、環境保全に関する条例や産業廃棄物保管の規制に関する条例に基づき、県とも連携し、徹底した管理・監視体制の強化に努めるとともに、快適で美しい美濃市を守るため、空き地等の適正管理指導や放置自転車・自動車の適正処理に加え、路上喫煙禁止条例を新たに検討するなど、環境保全対策に一層努めてまいります。

このほか、平成22年度には、生物多様性条約締約国会議や全国豊かな海づくり大会も開催されますが、その趣旨も踏まえて、川の駅構想推進のため、身近な自然環境の保全事業など、自然との共生や生態系を重視した施策の推進にも取り組んでまいります。

安心・安全については、犯罪の未然防止や犯罪のない住みよいまちづくりが大切であり、警察や防犯組合など関係機関と連携し、防犯意識の高揚、防犯運動の促進、防犯灯の設置を進めてまいります。

また、子供たちの悲惨な事件を未然に防ぐため、緊急子供見守り隊の活動を継続し、地域ぐるみで事件の抑止と防止啓発に努めるほか、地域安全協議会と連携し、青色回転灯設置車を利用した防犯パトロールを継続してまいります。

水難事故防止につきましては、消防署、警察等関係機関とも連携を密にし、同報無線、警告スピーカー、パトロールなどによる啓発活動の強化に努めます。

次に、施策の第4は、体験とふれあい、人と文化と交流づくりを目指す教育・文化の向上についてであります。

あすの美濃市の発展は、市民一人ひとりの市民力・文化力の高まりによる自助・共助のまちづくりにあると思っています。まちづくりと人づくりは一体で最重要課題であり、わけても市民力・文化力向上は究極の目標であります。

すべての市民が、たくましく心豊かで生きがいのある生活を送るためには、学校教育や生涯学習を通じた質の高いまちを愛する心を育成することが極めて重要であり、市民力・文化力の向上を目指した施策展開を図ってまいります。

学校教育につきましては、将来を担う子供たちを、社会の変化にみずから判断し、責任を持って行動できる豊かな心を持ったたくましい子に育成していくことは、極めて重要なことでもあります。

そのためには、基礎・基本となる学習を身につけ、ふるさとを愛する優しい心を持ち、心身ともにたくましい子供を育成することが肝要で、学校教育プランに基づき、子供たちが正しく判断する力、みずから学ぶ態度、強い意志とたくましい体力、人を思いやる心を身につけさせる施策を展開してまいります。美濃市らしい教育の充実を図るとともに、選択機会を拡大する教育、すぐれた面を伸ばす個性化教育と、体験を重視した心の教育や安心・安全な食育教育を積極的に進めてまいります。

美濃北中学校の学校再編成につきましては、校区の皆さんとの協議を重ねておりますが、本校へ入学する子供たちの将来を考え、教育的見地と土砂災害や耐震化の問題も踏まえ、校区の皆さんの理解の得られる方針を決定していきたいと存じます。

また、市独自の少人数学習指導は、児童・生徒一人ひとりの興味や課題、習熟度、学習進度等に応じた学習を実現させており、今後も個性を伸ばし、基礎・基本を大切にした学習内容を確実に習得させるため、市単独の指導講師を配置して、複数指導者による少人数学習指導を推進いたします。

図書館教育におきましては、子供たちの読書量も2倍以上にふえ、また各学校が図書館教育に関する数々の表彰を受賞するなど、その成果は着実に上がってきております。こうした成果を踏まえ、引き続き全校に図書司書を配置し、さらなる充実を図ってまいります。

国際化にも対応し、児童・生徒が日常生活の中で英語を理解できるよう、JETによる語学指導助手（ALT）と市独自の英語指導助手を配置し、小・中学校の英語活動や英語学習を推進します。さらに、英語活動推進校として小学校の2校を指定するほか、美濃・紙の芸術村アーティストとの交流事業などを通して、市全体の英語に対する水準を高めてまいります。

児童の体験活動につきましては、各学校において、豊かな自然や伝統文化を大切にして、地域に根差した特色のある教育の実践や、市内の小学校の緑の少年団育成に努めるとともに、士幌町の人たちとの交流を通じて、社会への対応、自然・文化・伝統等と共生できる心や倫理観、豊かな人間性を身につけさせるために、小学校6年生の希望者全員を士幌町フレンド

シップ交流事業に派遣いたします。また、市内企業の御協力をいただきながら、中学校2年生の職場体験学習を推進します。

ADHDや自閉症など、特別支援を要する児童・生徒に対しましては、適正な就学指導や一人ひとりの個性や能力に応じた指導が大切であり、支援員配置による特別支援教育を推進するほか、心の悩みを持つ子供がふえてきているため、心の相談事業やほほえみ教室等の教育相談活動の充実を図ります。

このほか、小・中学校の施設改修につきましては、美濃中プールの改修や昭和中及び牧谷小学校の体育器具庫の改修を行ってまいります。

次に、生涯現役、人生を豊かに送るため、かつ生涯向上を続けて自己実現を達成するための機会として大切なのは、1芸・1スポーツ・1ボランティアを实践できる生涯学習であります。

今日、市民のだれもが、ゆとりと安らぎ、心の豊かさ、自然とのふれあい、本物志向などを求め、自然と共生するアウトドア型や室内で学習するインドア型など、スローライフ生活を求める傾向が増加してきております。

市の力は、市民力にあります。美濃市民の人間力、文化力を高めていくには、市民一人ひとりが、いつでもどこでも自由に楽しく学び、そして高め合い、その成果を地域社会の中で生かし、生きがいを持って生涯にわたり自己実現が図られるよう後押しし、だれもが自由に参加できるようなさまざまな生涯学習の推進が重要となっております。

生涯学習の推進は、すなわち市民参加による協働のまちづくりの促進であります。生涯学習マスタープランに掲げる実践目標「市民一人ひとりが1芸・1スポーツ・1ボランティア」の推進に努めてまいります。

ツアー・オブ・ジャパン美濃ステージは、本年5月18日に4回目の開催となり、市民協働での開催も定着してまいりました。また、平成24年8月に開催の「ぎふ清流国体」につきましては、実行委員会も立ち上がり、自転車ロードレース競技の成功に向けまして、機運を盛り上げ、市民を巻き込んだ本格的な始動体制を整えてまいります。スローライフシティにふさわしい生涯学習や川の駅構想、サイクルシティ構想も視野に入れて、健康に留意した自転車に親しむ教育や生涯スポーツ活動の推進に努めてまいります。また、スポーツ施設の整備として、引き続き和紙の里テニスコートの改修を行ってまいります。

出張所が地域ふれあいセンターへと移行いたします。各地区では、地区公民館活動や子供公民館事業に加え、地域活動支援事業、地域づくり支援事業等により地域活動が活発化してまいりました。今後は、このセンターが地域の福祉や健康、生涯学習活動の拠点として十分機能し、地域住民の皆さんの協力のもと、それぞれの地域の個性を生かした地域活動がより一層充実したものとなるよう積極的に努めてまいります。

また、岐阜大学や森林文化アカデミー、国際交通安全学会、NPO法人「柚の杜学舎」等と連携したワークショップや、わくわくチャレンジなどの体験、交流、奉仕事業や、さまざまな分野のボランティア、リーダーの育成等にも努めてまいります。安心してボランティア

活動や地域活動、スポーツ活動、その他の生涯学習活動ができる受け皿として、「美濃いきいき保険」により、市民全員の年間を通じた生涯学習のまちづくりをバックアップしてまいります。

豊かな伝統文化の継承や個性ある新たな文化の創造は、魅力あるまちづくりの重要な要素であります。美濃市のアイデンティティー（特性・顔）を確立し、市民が文化力をつけて、市民協働によるまちづくりに取り組み、スローライフを楽しめるよう、さまざまな市民活動を支援してまいります。また、国による歴史的まちづくり事業の採択に向け、新年度は歴史文化基本構想を策定します。

重要伝統的建造物群保存地区につきましては、平成21年度までに85件の修理修景が行われました。新年度も4件の修理修景を支援するほか、歴史的町並み景観の形成と市街地の活性化に努めていきます。文化財の保存・発掘に努める中、県指定文化財につきましては、泉町浦島車祭礼山車の修復に対し、所定の助成を行うほか、流し仁輪加、ひんここ等の伝統文化の保存・継承にも努めてまいります。

また、本美濃紙の世界無形文化遺産登録に際しましては、和紙の里会館と連携させ、記念イベントの開催やパンフレット等も作成し、国内外へアピールしてまいります。そのほか、多くの方々から御協力いただきました民俗資料につきましては、整理作業が終了次第、広く市民の皆さんにごらんいただけるよう、展示方法等も検討してまいります。美濃市の文化財改訂版発行に向けた編集作業にも一部着手してまいります。

文化・芸術面では、市民が取り組むさまざまな文化芸術活動を支援するとともに、美濃和紙あかりアート展やアーティスト・イン・レジデンス「美濃・紙の芸術村事業」を引き続き実施し、美濃和紙の情報発信や国際交流を推進するほか、芸術文化鑑賞機会の充実にも努めてまいります。

次に、施策の第5は、活発な市民活動、参加のシステムづくりを目指す市民参加の推進であります。

第5次総合計画の策定につきましては、昨年は、各地区等におきまして19回の市政懇談会を開催いたしました。また、市民1,000人を対象に市民意識調査を行いました。その結果につきましては、現在、取りまとめを行っております。お寄せいただいた市民の皆さんの声を反映させながら、また各界各層の皆さんに参画願う総合計画審議会や策定委員会を早期に立ち上げ、市と議会と市民が一つになって計画の策定を進めてまいります。市民参加と市民協働によるまちづくりの推進は、第5次総合計画におきましてもその根幹をなすものと考えております。

前にも申し上げましたように、出張所が地域ふれあいセンターとなり、今後、住民自治を確立していくための活動拠点となってまいります。地域の皆さんがこのセンターを利用し、公民館活動や生涯学習を初め、健康・福祉・防災・環境などさまざまな分野で地域活動を展開されるとともに、地域の皆さんの憩いと交流の拠点として活用いただけるよう、積極的な支援に努めてまいります。

地域づくり支援事業につきましては、当初、戸惑いの声もありましたが、各地域にて活発に議論いただき、積極的に取り組んでいただいております。美濃地域では小倉山等の環境整備、洲原地域では洲原神社周辺やサイクリングコース等の景観整備、下牧地区では環境美化事業、上牧地域では防災対策事業、大矢田地域では憩いの広場等の整備、藍見地区ではビオトープづくりなど、各地域で地域の特色を生かした事業の計画や実践がなされております。中有知地区では、地元と協働して地域防災交流センターの建設計画を進めております。こうした地域住民がみずから考え、みずから実践し、活力ある地域づくりを展開していく活動を引き続き支援してまいります。

道普請方式につきましても、自治会、各種団体、ボランティア、サポーター、NPO等との協働事業の推進手法として定着し、着実にコミュニティーを活性化させる成果が出てきております。今後も、市道、農道、林業施設等の市民協働型の維持管理を推進してまいります。

もったいない運動につきましては、市民運動としてさらなる盛り上がりを図るため、積極的な啓発に努め、下水道への接続や納税意識の向上を初め、ごみの減量化や環境美化、サイクリングも含めた健康づくり、景観づくりなど、さまざまな分野での運動を市民と協働で実践してまいります。

地域間交流では、土幌町はもとより、大野市、高岡市、飯田市、氷見市、揖斐川町などの各都市においても、観光や産業、防災などの面において親密な関係ができつつあります。また、国際的には、韓国や中国、台湾との交流の足がかりもできてきておりますので、市民参加による交流を促進する中で、各都市との友好関係を一層深めてまいります。

このほか、市の重要課題につきましては、パブリックコメントやワークショップ等を通して、常に市民の皆さんから御意見をお伺いしております。今後も、市政の重要課題につきましては提案や評価をいただき、市民みずからの力が発揮できるよう市民協働のまちづくりを推進してまいります。そして、しっかりした住民自治の確立を目指してまいります。そのため、情報公開やアカウンタビリティ（説明責任の遂行）、あるいはパブリックコメント（市政に対する市民の意見や評価の取り込み）にも、積極的に取り組んでまいります。

広報・広聴につきましては、広報「みの」やホームページ、ケーブルテレビなどでの市政情報の提供に加え、本年は第5次総合計画策定の年でもあり、市長との対話事業であります市長への手紙やEメール、夢トーク、おしゃべりサロンなど、あらゆる機会を通して市民の夢や希望、市政に対する率直な意見を伺い、市民に開かれた市政運営につなげてまいります。

また、男女共同参画につきましては、新年度より係を市民協働参画係に改めますが、新しいいきプラン美濃に基づき、市民フォーラム、女と男の共生講座等を進め、女性と男性がともに生き生きと活動し、生活できる環境づくりに一層努めてまいります。

平成まちづくり改革についてであります。

平成17年1月に策定した平成まちづくり改革大綱をもととして、取り組みを進めてまいりましたが、昨年4月に、さらなる改革推進を図るため、それまでの改革プランを見直し、平成21年度から25年度までを取り組み期間とし、平成まちづくり改革「第2次集中改革プラ

ン」を策定し、現在、これにより改革の推進に努めているところであります。平成20年度における改革の成果といたしましては、平成19年度対比で職員削減10人、組織の統廃合、事業の見直し、経費の節減、補助金の適正化など、金額に換算できるものとして約1億1,400万円の改革による効果がありました。平成21年度における取り組みの成果等につきましては、第3四半期で3,500万円となっております。今後も平成まちづくり改革を着実に推し進め、持続可能な財政運営に努めてまいります。

新年度においては、経常的経費5%の削減、各種団体への運営費等補助金は平成16年度予算額の30%減、各種イベント補助金は前年度予算額の原則5%減とするほか、徹底した事業の見直し、さらには一部施設の管理運営方法等の見直しによる経費の削減も見込んで予算を編成しておりますが、他の施設につきましても、平成22年度において引き続き管理運営方法等の見直しを進めてまいります。

市税の収納対策としては、もったいない運動として、口座振替の推進や軽自動車税のコンビニ収納システムの導入、滞納者に対する納税相談や分納誓約による収納強化などにより、収納率の向上を図ります。

国民健康保険税を初め下水道料、水道料などの収納対策につきましても、さらに強化し、収納率の向上を図ってまいります。

市の遊休資産につきましても、今後の利活用を検討しながら処分可能な財産は積極的に処分することとして、自主財源の確保に努めてまいります。

行政評価制度では、引き続き事務事業評価から行政評価システム導入支援事業により、高度な行政評価制度の確立を目指してまいります。

また、そのほか、新年度は参議院議員通常選挙や国勢調査の年でもありますので、いずれも適正な執行に努めてまいります。

最後に、地方財政は、急激な景気の後退で地方税が大きく減収しており、新政権は三位一体改革により大きく削減されてきた地方交付税を11年ぶりに1兆円以上増額するとし、これによりある程度補てんできるとはいえ、依然として厳しい状況に変わりはなく、さらに徹底した歳出抑制が求められています。

一方、すべての市民が歴史や文化を大切にし、自然と調和する中で、ゆっくりゆったりとスローライフを楽しみ、夢と希望を持ち、健康で生きがいに満ちた心豊かな日々を過ごすことができ、また多くの人たちに美濃市を訪れていただくためには、多種多様な施策に取り組むことが肝要であります。

健全財政を堅持しながら、市民の目線に立ち、10年先を見据えた事業を選択し、限られた財源で最大限の効果を引き出さなければなりません。そのためには、市民と協働でもったいない運動を展開しながら、さらなる行財政改革を推進し、行政のスリム化を図るとともに、新たな財源の発掘に努めていきます。

市民と行政が協働して創意工夫を凝らし、我慢するところは我慢し、未来に向かって互いに力を合わせて頑張っていくことが、次なる「小さくともキラリと光るオンリーワンのまち



美濃市」への道であります。これは、今日まで美濃市が行ってきた市政運営の基本でございます。

厳しい局面の中ではありますが、市と議会、市民が結束して力を合わせ、市民が健康で安心・安全に暮らせ、活力あるまちづくりに市民協働で取り組み、将来に向け着実に前進させていかねばなりません。

市政運営に当たっては、私の信念であります「清新」を常に掲げ、21世紀型の市民協働による清潔で新しい政治に徹し、私を初め、職員一人ひとりが目標を達成するため、みずからを高め、市民に信頼され、かつ期待をされるよう努めてまいります。

そのためには、さらなる市民の信頼と理解を得ることに努める必要があります、市民の声を聞き、常に市民の立場に立ち、市民のために奉仕するという公務員としての責任と自覚を認識し、市民が主役の個性と魅力のある「住みたいまち 訪れたいまち 美濃市」の実現に全力を傾注してまいります。あわせて、国が変わりつつあるこの時代の変化に、先を見据えて市民ニーズに対応し、市民サービスと市民重視、市民本位の低コストの行政システムの構築に取り組んでまいりたいと思います。

最後に、私は、今後も議会や市民の信頼を得て、市長としてその責任を果たすため、常に先頭に立ち、市民の最大の幸福が得られるよう市政を着実に進めてまいりたいと存じます。市民の皆様、議員の皆様のさらなる御指導・御理解をよろしくお願い申し上げます。

以上、新年度に対する基本方針と主要施策について申し述べさせていただきました。長時間にわたり御清聴ありがとうございました。よろしくお願いいたします。

○議長（市原鶴枝君） これより10分間休憩をいたします。

休憩 午前11時20分

---

再開 午前11時30分

○議長（市原鶴枝君） ただいまから休憩前に引き続き会議を開きます。

#### 第4 議第4号から第33 議第33号まで（提案説明）

○議長（市原鶴枝君） 日程第4、議第4号から日程第33、議第33号までの30案件について、日程の順序を一部変更し、一括して議題といたします。

職員の朗読を省略し、提出者の説明を求めます。

最初に議第4号について、副市長 加納和喜君。

○副市長（加納和喜君） おはようございます。

それでは、議第4号 平成22年度美濃市一般会計予算について御説明申し上げます。スタンブナンバー2、予算書の1ページをお開きください。

平成22年度の予算編成に当たりましては、世界的な経済金融危機による景気の大きな後退により、市税収入の大幅な減少が予想されます。これに加え、国は安定的な財政運営に必要な一般財源の総額を確保するとしておりますが、その確保が困難な状況であります。さらに

は、県の行財政改革による県補助金の大幅な削減など、市の財政状況はこれまでも増して一段と厳しい状況であります。こうした厳しい状況の中で、引き続き徹底した行財政改革を進め、持続的な財政運営に努め、市民協働による小さくてもキラリと光るオンリーワンの「住みたいまち 訪れたいまち 美濃市」の実現を目指し、「歴史や文化、自然環境を活かした美しいオンリーワン」「元気で魅力のあるオンリーワン」「安全で安心、健康なオンリーワン」「市民力、文化力のオンリーワン」「参加と協働によるオンリーワン」「行政改革と持続可能なオンリーワン」の六つのオンリーワンを重点目標に掲げ、各種施策の推進に取り組んでまいります。

また、第4次総合計画の総仕上げに向けて、「都市環境の整備」「産業の振興」「市民生活の向上」「教育・文化の向上」「市民参加の推進」と将来の都市像の実現のために、五つの基本目標の施策、事業を着実に進めていくことを基本に、市民の皆様と協働して、健康、安心・安全で活力のある将来の美濃市の姿を見据え、真に必要な事業の選択と限られた財源で効果的な施策展開を図ることを重点に、ただいま市長が申しあげました施政の方針によります平成22年度予算を編成いたしました。

それでは、予算の内容について御説明申し上げます。

第1条は、歳入歳出予算の総額を83億6,700万円と定め、予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額を「第1表 歳入歳出予算」によると定めるものとございます。

第2条は、翌年度以降にわたり債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額を、「第2表 債務負担行為」によると定めるものであります。

第3条は、地方債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を「第3表 地方債」によると定めるものであります。

第4条は、一時借入金の最高額を10億円と定めるものであります。

第5条は、歳出予算を同一款内の各項間で流用することのできる場合の特例を定めております。

次に、2ページをお開きください。

第1表は、平成22年度歳入歳出予算を款項の区分ごとに金額を定めたもので、後ほど内容とあわせて御説明申し上げます。

次に、9ページをお開きください。

この表は、第2条で定める債務負担行為で、公共用地等の取得費を初め、11の事業についてその期間や限度額を定めるものであります。

次に、10ページをごらんください。

この表は、第3条で定める地方債で、その目的を美濃 I C 前公園整備事業、地域防災交流センター整備事業、臨時財政対策債の3件とし、限度額の合計を5億300万円とするものとございます。

次に、スタンプナンバー5の一般会計当初予算説明資料により、歳入歳出予算の内容を御説明申し上げます。

ナンバー5の1ページをお開きください。

この表は、歳入の当初予算の比較表でございます。各款ごとに、構成比の大きいもの及び前年度と比較して増減の大きいものについて御説明申し上げます。

第1款 市税は28億6,116万円で、構成比が34.2%、前年度に対しまして5.6%、1億6,840万円の減額となります。これは、景気後退により個人、法人市民税等が減少するものでございます。

次に、第10款 地方交付税は23億6,200万円で、構成比が28.2%、前年度対比3.4%、7,700万円の増額となります。22年度は、景気低迷に伴い地方の雇用情勢が急激に悪化していることを受けて、地方単独事業の実施に必要な地域活性化・雇用等臨時特例費の新設により、特別枠として地方交付税が増額されたことに伴う増額を見込んでおります。

次に第14款 国庫支出金は7億1,258万円、構成比8.5%で、前年度対比77%、3億1,003万4,000円の増額となりました。これは、子ども手当負担金2億6,600万6,000円が新たに交付されることと、その他社会福祉費、児童福祉費等の負担金及びまちづくり交付金等でございます。

次に、第18款 繰入金は3億7,166万4,000円、構成比4.5%で、前年度対比1.8%、675万8,000円の減となりました。これは、財政調整基金から1億9,000万円、減債基金から3,000万円を初め、その他目的基金からの繰り入れであります。

次に、第21款 市債は5億300万円、構成比6.0%、前年度対比8.6%、4,710万円の減となります。これは、臨時財政対策債4億4,000万円等であります。

次に2ページの歳出につきまして御説明申し上げます。

第1款 議会費は1億2,793万6,000円で、議員報酬、人件費等でございます。

第2款 総務費は10億8,194万2,000円で、前年度対比9,635万8,000円、8.2%の減となりました。減額の主な要因は、市庁舎耐震化事業の完了によるものでございます。主な事業の内訳は、地域ふれあいセンター費、コミュニティバスの運行事業、地域づくり支援事業、民間活力創生事業、選挙関係経費等でございます。

第3款 民生費は24億3,744万7,000円で、前年度対比3億5,406万4,000円、17.0%の増となります。これは、子ども手当が創設されたことによるものでございます。主な事業は、子供医療費を初めとする福祉医療助成費、障害者自立支援費、保育所運営経費、国民健康保険、老人・介護・後期高齢者特別会計への繰出金等でございます。

第4款 衛生費は7億7,762万8,000円で、前年度対比2,817万8,000円、3.5%の減となります。主な事業は、予防接種事業、母子保健事業、健康増進事業、簡易水道特別会計、美濃病院事業会計、中濃広域行政事務組合への繰出金等でございます。なお、母子保健事業においては、公費負担による14回の妊婦健診や、産後ケア事業や、新生児聴覚検査助成事業を実施いたします。

第5款 労働費は603万5,000円で、前年度対比10万5,000円、1.7%の減となります。主な事業は、雇用対策事業補助経費、県勤労者生活資金融資預託金でございます。

第6款 農林水産業費は3億599万2,000円で、前年度対比952万1,000円、3.2%の増となりました。主な事業は、道の駅をメイン会場に市域全体で行う海づくり大会美濃市サテライト大会経費、間伐実施確保対策事業補助経費、農業集落排水特別会計繰出金、ふくべ山ろくで実施します絆の森整備事業等でございます。

第7款 商工費は2億3,704万1,000円で、前年度対比492万6,000円、2.0%の減となりました。主な事業は、消費生活相談や啓発を行う地方消費者行政活性化事業、小口融資貸付経費、観光協会補助経費、美濃和紙あかりアート展経費等でございます。

第8款 土木費は9億1,657万7,000円で、前年度対比6,124万9,000円、6.3%の減となります。これは、土地区画整理事業費の減が主な要因でございます。主な事業は、道路新設改良費、交通安全施設整備、景観形成事業、下水道特別会計繰出金、歴史まちづくり関係経費等でございます。

第9款 消防費は5億2,593万4,000円で、前年度対比1億1,432万6,000円、27.8%の増となります。これは、中有知地区の地域防災交流センター整備事業によるものであります。その他の主な事業は、中濃消防組合負担経費、消防団等運営補助経費、小型動力ポンプつき積載車更新事業や防災ラジオ購入経費等でございます。

第10款 教育費は9億168万5,000円で、構成比10.8%、前年度対比1,400万3,000円、1.5%の減となりました。主な事業は、少人数学習指導経費、土幌町フレンドシップ交流事業、美濃中プール改修、町並み保存整備事業、ツアー・オブ・ジャパン開催補助経費等でございます。

第11款 災害復旧費は2万円でございます。

第12款 公債費は10億3,826万3,000円で、構成比12.4%、前年度対比1億1,633万3,000円、10.1%の減となりました。これは、公的資金繰り上げ償還が21年度で終了するためであります。内訳は、市債償還に係る元金と利子でございます。

第13款は諸支出金50万円、第14款は予備費で1,000万円でございます。

以上、歳入歳出の合計は83億6,700万円で、前年度に比べて1億4,900万円、1.8%の増となります。

次に、3ページをお開きください。

この表は、歳出予算を性質別に分類したものでございます。

主な内容でございますが、1の人件費は17億3,777万1,000円で、前年度比1,362万6,000円、0.8%の減であります。2の物件費は10億7,619万6,000円で、前年度比2,991万9,000円、2.9%の増であります。4の扶助費は13億1,823万7,000円で、前年度比2億9,694万円、29.1%の増であります。これは、主に子ども手当の創設によるものでございます。5の補助費等は11億8,430万2,000円で、前年度比3,890万4,000円、3.2%の減であります。これは、一部事務組合への負担金の減額等によるものでございます。6の普通建設事業費は4億6,901万3,000円で、前年度比6,512万2,000円、12.2%の減となりました。これは、市庁舎耐震工事等の減額によるものでございます。8の公債費は10億3,821万3,000円で、前年度比1

億1,633万3,000円、10.1%の減であります。12の繰出金は、下水道、介護保険、国民健康保険、後期高齢者医療等の特別会計への繰出金で14億5,314万円で、前年度比5,440万5,000円、3.9%の増となります。

次に、4ページをごらんください。

この表は財源を比較したもので、左の表は一般財源と特定財源に区分して、22年度と21年度予算額、構成比と伸び率をあらわしたものでございます。

一般財源は64億3,441万4,000円で、構成比は76.9%で、伸び率はマイナス1.6%となります。特定財源は19億3,258万6,000円で、構成比は23.1%で、伸び率は15.1%の増となっております。

なお、自主財源は39億1,948万9,000円、依存財源は44億4,751万1,000円となっております。

以上で議第4号の説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくお願いをいたします。

○議長（市原鶴枝君） 次に、議第5号、議第6号、議第7号、議第11号、議第12号、議第16号、議第17号、議第18号、議第22号、議第23号の10案件について、民生部長 川野純君。

○民生部長（川野 純君） それでは、議第5号 平成22年度美濃市交通災害共済事業特別会計予算について御説明いたします。

交通災害共済事業につきましては、市民各位の御理解と御協力によりまして、平成22年1月末の加入者は1万489人、加入率は45.54%という状況でございます。今後も、より一層多くの市民の方々に御加入いただくよう、啓発に努力してまいりたいと存じます。

それでは、赤のスタンプ2番の予算書の143ページをお開きください。

第1条では、歳入歳出予算の総額をそれぞれ410万6,000円と定めるものであります。

次に、145ページをお開きください。歳入歳出予算事項別明細書の総括によりまして説明をさせていただきます。

歳入の1款 交通災害共済事業収入326万7,000円は、加入者9,075人分の会費で、平成21年度の実績を勘案して算出したものでございます。

2款 繰入金79万4,000円は、就学前2年の幼児、小学生、中学生、交通指導隊員及び女性交通安全委員の方々合計2,205人分の会費を一般会計から繰り入れるものであります。

3款 繰越金1,000円は前年度からの繰越金であり、4款 財産収入4万3,000円は準備積立金の運用収入、5款 諸収入1,000円は預金利子であります。

次に、歳出について御説明いたします。

1款 交通災害共済事業費は410万6,000円で、この内容は、交通災害共済審査委員の報酬、共済給付金、事務費等であり、歳入歳出ともに合計は410万6,000円となります。

146ページ以降の説明は省略させていただき、議第5号についての説明を終わります。

次に、議第6号 平成22年度美濃市国民健康保険特別会計予算につきまして御説明申し上げます。

初めに、国保を取り巻く状況は高齢者や低所得者の増加、医療の高度化、税収の減少など

によりまして、依然として厳しい状況に置かれております。美濃市の一般保険給付費は、平成21年3月から12月の期間について、前年と比較して7.8%の伸びとなっております。政権交代により、国においては後期高齢者医療制度を廃止し、平成25年4月から新制度に移行する検討が開始され、国保の広域化についても協議されております。特定健診・保健指導については引き続き行われますので、平成22年度之美濃市の特定健診受診率の目標を40%と設定しております。こうした状況等を勘案いたしまして、平成22年度予算編成をしたところでございます。

それでは、赤スタンプ2番の予算書の153ページをお開きください。

第1条は、予算の総額を歳入歳出それぞれ24億8,583万円と定めるものでございます。

第2条は、一時借入金の最高額を1億5,000万円と定めたものでございます。

第3条は、歳出予算の流用についての規定であります。保険給付費にあつては、款の中で流用できるものと定めたものでございます。

次に、159ページをお開きください。

歳入歳出予算事項別明細書の総括の表により、歳入から御説明いたします。

歳入、1款 国民健康保険税6億7,103万9,000円は、一般被保険者と退職被保険者等の医療分、後期高齢者支援分、介護分の現年度、過年度分の保険税でございまして。

2款 使用料及び手数料32万3,000円は、保険税の督促手数料でございまして。

3款 国庫支出金6億1,388万2,000円は、療養給付費、療養費の見込み額により算定した療養給付費負担金、高額医療費共同事業負担金、財政調整交付金及び特定健診等負担金などの収入を見込んだ額でございまして。

4款 療養給付費交付金1億2,855万5,000円は、退職被保険者の療養給付に係る社会保険診療報酬支払基金からの交付金でございまして。

5款 前期高齢者交付金4億6,880万4,000円は、20年度に創設された前期高齢者交付金でございまして。

6款 県支出金1億3,688万1,000円は、国と同様な高額医療費共同事業負担金、特定健診等負担金、財政調整交付金と国保助成金でございまして。

7款 共同事業交付金2億1,702万6,000円は、県国保連合会が行う高額医療費共同事業及び保険財政共同安定化事業の交付金でございまして。

8款 財産収入10万9,000円は、国保財政調整基金から生じる利子収入でございまして。

9款 繰入金1億7,517万円は、一般会計と国保財政調整基金からの繰入金でございまして。

10款 繰越金7,000万円は、前年度からの繰越金を見込んだものでございまして。

11款 諸収入404万1,000円は、交通事故などによる第三者納付金等でございまして。

次に、160ページをお開きください。

歳出の1款 総務費6,829万3,000円は、主に職員人件費などの一般管理費、賦課徴税费、特別事業費、国保運営協議会費等でございまして。

2款 保険給付費16億4,775万1,000円は、療養諸費、高額療養費、移送費、出産育児諸費

及び葬祭諸費等で、前年度比11.4%の伸びを見込んでおります。

3款 後期高齢者支援金等2億8,967万円は、20年度から始まりました後期高齢者医療保険への支援金等でございます。

4款 前期高齢者納付金等82万5,000円は、同様に20年度から始まりました前期高齢者医療制度で社会保険診療報酬支払基金への納付金でございます。

5款 老人保健拠出金187万2,000円は、老人保健廃止に伴う最後の支払いで、社会保険診療報酬支払基金への拠出金でございます。

6款 介護納付金1億2,717万5,000円は、介護保険に係る納付金でございます。

7款 共同事業拠出金3億1,785万2,000円は、80万円以上の高額医療に係る高額医療費共同事業、及び30万円以上の高額医療に係る保険財政共同安定化事業に係る県国保連への拠出金でございます。

8款 保健事業費1,562万2,000円は、特定健診・保健指導及び保健衛生普及啓発事業、健康づくり推進事業、健康フェア開催事業、医療費通知事業、人間ドック助成事業等で疾病予防の推進を図るものでございます。

9款 基金積立金11万円は、財政調整基金の利子相当額を積み立てるものでございます。

10款 公債費25万円は、一時借入れが生じたときの借入利子でございます。

11款 諸支出金161万円は、保険税の還付金等に充てるものでございます。

12款 予備費は1,480万円を計上いたしました。

以上、歳入及び歳出合計はそれぞれ24億8,583万円となったところでございます。

161ページ以降の説明は省略させていただきまして、議第6号の説明を終わります。

次に、議第7号 平成22年度美濃市老人保健特別会計予算について御説明いたします。

赤スタンプ2番の予算書の187ページをお開きください。

第1条は、歳入歳出予算総額をそれぞれ16万2,000円と定めたものでございます。

老人保健につきましては、後期高齢者医療制度への移行後も過年分の支払いが発生する可能性がありますので、平成20年度以降も老人保健特別会計で予算を定めてまいりましたが、特別会計の設置義務につきましては、法令上、平成22年度をもちまして終了することになります。

では、191ページをお開きください。

歳入歳出予算事項別明細書の総括の表により御説明いたします。

歳入、1款 支払基金交付金7万9,000円は、社会保険診療報酬支払基金からの交付金で、医療費の12分の6相当額でございます。

2款 国庫支出金5万2,000円は、医療費の12分の4相当額でございます。

3款 県支出金1万3,000円は、医療費の12分の1相当額でございます。

4款 繰入金1万7,000円は、一般会計からの繰入金で、医療費の12分の1相当額と事務費分でございます。

5款 諸収入1,000円は、預金利子でございます。

次に、歳出、1款 総務費2,000円は、一般事務経費でございます。

2款 医療諸費16万円は、入院、外来、柔道整復等の医療費とレセプト審査手数料でございます。

以上、歳入及び歳出予算総額はそれぞれ16万2,000円でございます。

192ページ以降の説明は省略させていただきます、議第7号の説明を終わらせていただきます。

○議長（市原鶴枝君） それでは、これより昼食のため休憩をいたします。午後1時から会議を開きます。

休憩 午前11時58分

---

再開 午後1時00分

○議長（市原鶴枝君） ただいまから休憩前に引き続き会議を開きます。

民生部長 川野純君。

○民生部長（川野 純君） それでは次に、議第11号 平成22年度美濃市介護保険特別会計予算について、御説明いたします。

予算書の261ページをお開きください。

第1条は、歳入歳出予算総額をそれぞれ14億8,455万4,000円と定めたものでございます。

第2条は、一時借入金の最高額を8,000万円と定めたものでございます。

265ページをお開きください。

歳入歳出予算事項別明細書の総括の表により御説明いたします。

歳入、1款 保険料2億3,757万7,000円は、65歳以上の第1号被保険者の現年度、過年度の介護保険料でございます。

2款 使用料及び手数料4万5,000円は、介護保険料の督促手数料等でございます。

3款 国庫支出金3億5,421万6,000円は、介護給付費の負担金と調整交付金、地域支援事業交付金でございます。

4款 支払基金交付金4億2,571万7,000円は、介護給付費交付金と地域支援事業支援交付金でございます。

5款 県支出金2億1,403万3,000円は、介護給付費交付金と介護予防事業交付金でございます。

6款 財産収入18万1,000円は、基金の利子でございます。

7款 繰入金2億5,203万円は、介護給付費、介護予防事業費等に係る一般会計からの繰入金と基金からの繰入金でございます。

8款 繰越金75万円は、前年度からの繰越金でございます。

9款 諸収入5,000円は、第三者納付金等でございます。

266ページをお開きください。

歳出、1款 総務費3,888万9,000円は、人件費と国保連合会負担金、介護認定事務費等で



ございます。

2款 保険給付費14億759万4,000円は、在宅介護、地域密着型介護、施設介護の給付費等で、前年度に比較して4.4%の伸びでございます。

3款 地域支援事業費3,693万8,000円は、介護予防事業、包括的支援事業費でございます。

4款 基金積立金18万3,000円は、基金の利子等を積み立てるものでございます。

5款 公債費20万円は、一時借入金が生じたときの借入利子でございます。

6款 諸支出金75万円は、過年度分保険料還付金でございます。

以上、歳入及び歳出予算総額はそれぞれ14億8,455万4,000円でございます。

267ページ以降の説明は省略させていただきます、議第11号の説明を終わらせていただきます。

次に、議第12号 平成22年度美濃市後期高齢者医療特別会計予算について、御説明いたします。

予算書の285ページをお開きください。

第1条は、歳入歳出予算総額をそれぞれ4億8,116万1,000円と定めたものでございます。

第2条は、一時借入金の最高額を6,000万円と定めたものでございます。

予算編成に当たりましては、岐阜県後期高齢者医療広域連合が算定しました療養給付費、保険基盤安定や保健事業費等の美濃市負担分と、保険料徴収経費等を推計し、総額を算定いたしました。

それでは、289ページをお開きください。

歳入歳出予算事項別明細書の総括の表により御説明いたします。

歳入、1款 後期高齢者医療保険料1億6,590万円は、被保険者の現年度、過年度の保険料で、平成22年度からの保険料は据え置きとなっております。

2款 使用料及び手数料5万円は、保険料の督促手数料でございます。

3款 後期高齢者医療広域連合委託金430万6,000円は、保健事業委託金でございます。

4款 繰入金3億1,020万3,000円は、療養給付費、保険基盤安定、事務費負担金等に係ります一般会計からの繰入金でございます。

5款 繰越金40万円は、前年度繰越金でございます。

6款 諸収入30万2,000円は、預金利子、保険料等負担金過年度返還金でございます。

290ページをお開きください。

次に、歳出、1款 総務費376万5,000円は、保険料の徴収経費等でございます。

2款 後期高齢者医療広域連合納付金4億7,259万円は、保険料、療養給付費、保険基盤安定、事務費等の美濃市負担分でございます。

3款 保健事業費430万6,000円は、健診経費でございます。

4款 公債費20万円は、一時借入金が生じたときの借入利子でございます。

5款 諸支出金30万円は、過年度分の保険料還付金でございます。

以上、歳入及び歳出予算総額はそれぞれ4億8,116万1,000円でございます。

291ページ以降の説明は省略させていただきます、議第12号の説明を終わらせていただきます。

次に、議第16号 平成21年度美濃市交通災害共済事業特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

赤のスタンプ3番の補正予算書の52ページをお開きください。

今回補正をお願いいたしますのは、年度末を控えまして、予算の執行状況及び決算見込みを検討し、補正をお願いするものであります。

第1条は、歳入歳出それぞれ10万4,000円を減額し、補正後の総額をそれぞれ414万円と定めるものでございます。

予算の内容につきましては、事項別明細書総括の歳出の表により歳入もあわせて御説明いたしますので、54ページをお開きください。

歳出の1款 交通災害共済事業費は10万4,000円を減額し414万円とするもので、内容は、委員報酬、交通災害共済給付金の減額と積立金の増額でございます。平成21年度における給付状況は死亡ゼロ件、傷害は未審査分を含めて26件の見込みとなっております。財源内訳は、事業収入33万6,000円、繰入金1万5,000円、財産収入6,000円の減額と繰越金25万3,000円の増額でございます。

55ページ以降の説明を省略させていただきます、議第16号の説明を終わります。

次に、議第17号 平成21年度美濃市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について御説明申し上げます。

補正予算書の60ページをお開きください。

今回の補正は、主に歳入では国庫支出金の減額、歳出では共同事業拠出金の減額の予算措置をお願いするものでございます。

第1条は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,333万4,000円を減額し、補正後の総額をそれぞれ24億5,738万8,000円とするものでございます。

63ページをお開きください。

歳入歳出補正予算事項別明細書の総括により御説明いたします。

歳入の3款 国庫支出金は4,402万1,000円を減額するもので、療養給付費負担金の本年度見込みによるものでございます。

4款 療養給付費交付金は723万6,000円を増額するもので、本年度見込みによるものでございます。

6款 県支出金は71万5,000円を減額するもので、本年度分の国民健康保険助成金が確定したことによるものでございます。

7款 共同事業交付金は349万6,000円増額するもので、本年度分が確定したことによるものでございます。

8款 財産収入は11万円減額するもので、基金利息の減収によるものでございます。

9款 繰入金は1,078万円を増額するもので、本年度分の基盤安定繰入金等が確定したこ

とによるものでございます。

次に、歳出の1款 総務費は60万円を増額するもので、これはレセプトのオンライン化に伴う委託料でございます。

2款 保険給付費は出産育児一時金を126万円増額するもので、これは出産件数の増加によるものでございます。

7款 共同事業拠出金は2,508万4,000円を減額するもので、高額医療費共同事業、保険財政共同安定化事業の医療費拠出金が確定したことによるものでございます。

9款 基金積立金は11万円を減額するもので、基金利子の減収によるものでございます。

64ページ以降の説明は省略させていただきます、議第17号の説明を終わらせていただきます。

次に、議第18号 平成21年度美濃市老人保健特別会計補正予算（第2号）について、御説明いたします。

補正予算書の70ページをお開きください。

今回補正をお願いするのは、医療費等の決算見込みを算出し、総額で減額をお願いするものでございます。

第1条は、歳入歳出それぞれ50万9,000円を減額し、補正後の総額をそれぞれ434万円とするものでございます。

内容につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書の総括の歳出の表により、歳入もあわせて御説明しますので、73ページをお開きください。

歳出の1款 総務費は9,000円を減額し、補正後の額を6,000円とするもので、一般事務経費の不用額の補正をお願いするものであります。財源内訳は、一般会計からの繰入金を減額するものでございます。

2款 医療諸費は50万円を減額し、補正後の額を145万4,000円とするもので、柔道整復、高額医療費などの医療費支給費と審査支払手数料の決算見込み額から不用額の補正をお願いするものであります。財源内訳は、財源変更も含めまして、基金交付金87万2,000円、国県支出金71万8,000円、一般会計からの繰入金16万2,000円をそれぞれ減額、その他財源としまして、医療費返納金125万2,000円を増額するものであります。

74ページ以降の説明は省略させていただきます、議第18号の説明を終わらせていただきます。

次に、議第22号 平成21年度美濃市介護保険特別会計補正予算（第3号）について御説明いたします。

補正予算書の100ページをお開きください。

今回の補正は、平成21年11月までの実績から各介護給付費等の決算見込みを算出し、総額で減額をお願いするものでございます。

第1条は、歳入歳出それぞれ60万7,000円を減額し、補正後の総額をそれぞれ14億6,418万1,000円とするものでございます。

内容につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書の総括の歳出の表により、歳入もあわせて御説明しますので、104ページをお開きください。

歳出の1款 総務費は14万8,000円を追加し、補正後の額を3,997万3,000円とするもので、内容は介護認定事業費の増額でございます。財源は、一般会計からの繰入金を増額するものでございます。

2款 保険給付費は472万5,000円を追加し、補正後の額を13億5,359万7,000円とするもので、内容は在宅介護、特定入所者介護サービス費等給付費の増額と施設介護、介護予防給付費等の減額でございます。財源内訳は、保険料1,100万9,000円、国県支出金815万8,000円、交付金858万3,000円をそれぞれ減額し、その他財源は、一般会計からの繰入金59万円、基金繰入金1,173万4,000円、繰越金2,015万1,000円をそれぞれ増額するものでございます。

3款 地域支援事業費は555万8,000円を減額し、補正後の額を3,377万2,000円とするもので、内容は、介護予防事業や包括的支援事業の事業費委託料等の減額でございます。財源内訳は、保険料111万3,000円、国県支出金211万9,000円、交付金162万円、その他財源は、一般会計からの繰入金70万6,000円をそれぞれ減額するものでございます。

4款 基金積立金は7万8,000円を追加し、補正後の額を51万8,000円とするもので、介護保険給付準備基金積立金の増額でございます。財源内訳は、保険料1,000円、その他財源は、基金利子7万7,000円をそれぞれ増額するものでございます。

105ページ以降の説明は省略させていただきます、議第22号の説明を終わらせていただきます。

次に、議第23号 平成21年度美濃市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について御説明いたします。

補正予算書の112ページをお開きください。

今回の補正は、後期高齢者医療広域連合への負担金と健診経費の決算見込みを算出し、総額で減額をお願いするものでございます。

第1条は、歳入歳出それぞれ181万1,000円を減額し、補正後の総額をそれぞれ4億4,868万5,000円とするものでございます。

内容につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書の総括の歳出の表により、歳入もあわせて御説明しますので、114ページをお開きください。

歳出の2款 後期高齢者医療広域連合納付金は18万9,000円を追加し、補正後の額を4億4,219万3,000円とするもので、保険基盤安定財源は、財源変更も含めまして、一般会計からの繰入金915万8,000円の減額と、その他財源として広域連合からの過年度返還金934万7,000円を増額するものでございます。

次に、3款 保健事業費は200万円を減額し、補正後の額を187万8,000円とするもので、内容は後期高齢者健診経費を減額するものでございます。財源内訳は、広域連合からの委託金200万円を減額するものでございます。

115ページ以降の説明は省略させていただきます、議第23号の説明を終わらせていただ

きます。御審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（市原鶴枝君） 次に、議第8号、議第9号、議第10号、議第14号、議第19号、議第20号、議第21号、議第25号、議第31号の9案件について、建設部長 丸茂勝君。

○建設部長（丸茂 勝君） それでは、議第8号 平成22年度美濃市簡易水道特別会計予算について御説明申し上げます。

赤のスタンプ2の予算書197ページをお開きください。

簡易水道は、5施設によって、市民生活の向上のため、安全で安定した生活用水の供給を行っております。22年度は、半道簡易水道の変更認可申請及び片知浄水場の膜ろ過装置取りかえ等を実施いたします。各施設につきましては、給水施設の定期点検、水質管理に努め、安全で安定した生活用水の供給を図るとともに、引き続き経費の節減と効率のよい運営に努めてまいりたいと存じます。

第1条は、予算の総額をそれぞれ1億2,792万2,000円とするものであり、予算の款項の区分及び区分ごとの金額は「第1表 歳入歳出予算」のとおりでございます。

第2条は、一時借入金の借り入れの最高額を5,000万円と定めるものでございます。

それでは、201ページの歳入歳出予算事項別明細書の総括表により、歳入から御説明申し上げます。

第1款 使用料及び手数料7,514万7,000円は、水道使用料及び手数料等でございます。

第2款 工事費収入15万7,000円は、給水工事の受託費でございます。

第3款 負担金102万5,000円は、新規加入者の加入負担金等でございます。

第4款 繰入金5,158万7,000円は、一般会計からの繰入金でございます。

第5款 繰越金4,000円は、前年度からの繰越金でございます。

第6款 諸収入2,000円は、預金利子等でございます。

次に、歳出について御説明申し上げます。

第1款 簡易水道費5,056万円は、人件費や事務経費、各施設の電力料等運用経費及び施設の維持経費、半道簡易水道変更認可申請業務委託事業等でございます。

第2款 公債費7,686万2,000円は、市債の元利償還金でございます。

第3款 予備費50万円を計上しております。

210ページ以降の説明は省略させていただきまして、議第8号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議第9号 平成22年度美濃市農業集落排水事業特別会計予算について御説明申し上げます。

赤スタンプ2の予算書の217ページをお開きください。

農業集落排水事業は、農業用水路や公共用水域の水質保全、農村の生活環境の向上を図るため、7地区で供用開始しております。平成20年度には乙狩地区の整備を完了いたしまして、21年度に供用を開始いたし、計画しておりました整備区域すべてが完了いたしました。平成22年度は、経費の節減と効率のよい運営に努めるとともに、各家庭からの接続の向上を図っ

てまいります。

第1条は、予算の総額を歳入歳出それぞれ2億2,940万9,000円とするものであり、予算の款項の区分及び区分ごとの金額は次のページの「第1表 歳入歳出予算」のとおりでございます。

第2条は、債務負担行為の事項、期間、限度額を定めるものであり、220ページ「第2表 債務負担行為」のとおりでございます。

第3条は、一時借入金の最高額を5,000万円と定めるものでございます。

それでは、221ページの歳入歳出予算事項別明細書の総括の表により、歳入から御説明申し上げます。

第1款 分担金及び負担金210万円は、新規加入者に伴う分担金でございます。

第2款 使用料及び手数料4,969万4,000円は、農業集落排水使用料等でございます。

第3款 財産収入11万2,000円は、農業集落排水事業減債基金の利子でございます。

第4款 繰入金1億7,750万円は、一般会計及び農業集落排水事業減債基金からの繰入金でございます。

第5款 繰越金1,000円は、前年度からの繰越金でございます。

第6款 諸収入2,000円は、預金利子等でございます。

県支出金及び市債はございません。

次に、歳出について御説明申し上げます。

第1款 農業集落排水事業費1億613万円は、施設維持管理経費並びに事務経費等でございます。

第2款 公債費1億2,327万9,000円は、市債の元利償還金でございます。

なお、222ページ以降の説明は省略させていただきまして、以上で議第9号の説明を終わらせていただきます。

次に、議第10号 平成22年度美濃市下水道特別会計予算について御説明申し上げます。

赤スタンプ2の予算書237ページをお開きください。

公共下水道は、都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与するとともに、公共用水域の水質保全を図るために、三つの処理区で整備を進めており、整備率は99%となっております。

予算第1条は、予算の総額を歳入歳出それぞれ8億6,793万9,000円とするものであり、予算の款項の区分及び区分ごとの金額は次のページ「第1表 歳入歳出予算」のとおりでございます。

第2条は、債務負担行為の事項、期間、限度額を定めるものであり、240ページの「第2表 債務負担行為」のとおりでございます。

第3条は、地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を定めるものであり、240ページの「第3表 地方債」のとおりで、限度額7,500万円であり、利率、償還の方法は表に記載したとおりとするものでございます。

第4条は、一時借入金の最高額を4億円と定めるものでございます。

それでは、241ページの歳入歳出予算事項別明細書の総括の表により、歳入から御説明申し上げます。

第1款 分担金及び負担金2,431万2,000円は、受益者負担金でございます。

第2款 使用料及び手数料1億9,675万8,000円は、下水道使用料などでございます。

第3款 財産収入11万4,000円は、下水道事業基金及び減債基金の利子でございます。

第4款 繰入金5億7,090万5,000円は、一般会計並びに下水道事業基金及び減債基金からの繰入金でございます。

第5款 繰越金1,000円は、前年度からの繰越金でございます。

第6款 諸収入84万9,000円は、左岸処理場の雨水排水ポンプ維持管理費負担金収入等でございます。

第7款 市債7,500万円は、管渠整備及び舗装復旧費を対象事業とした市債でございます。県支出金はございません。

次に、歳出について御説明申し上げます。

242ページをお開きください。

第1款 総務費5,385万6,000円は、事務経費等でございます。

第2款 下水道事業費2億375万9,000円は、施設維持管理経費、管渠建設費、舗装復旧費などでございます。

第3款 公債費6億1,032万4,000円は、市債の元利償還金でございます。

なお、243ページ以降の説明は省略させていただきます。以上で議第10号の説明を終わらせていただきます。

次に、議第14号 平成22年度美濃市上水道事業会計予算について説明申し上げます。

赤スタンプ2の予算書の331ページをお開きください。

上水道は、平成12年度から実施しています第5次拡張事業計画に基づき、平成22年度は小倉山送水管布設がえ工事、口野々送水ポンプ場改良工事などを実施いたします。経営につきましては、施設の合理化かつ効率的な管理・運用により経費の節減を図り、健全な経営に努めてまいります。

第1条は、総則でございます。

第2条は、業務の予定量を定めるものでございます。

第3条は、収益的収入及び支出の予定額を定めるもので、収入の第1款 水道事業収益の予定額を3億2,526万7,000円に定めるものでございます。

次の332ページをお開きください。

支出の第1款 水道事業費用の予定額は2億7,059万5,000円に定めるものでございます。

第4条は、資本的収入及び支出の予定額を定めるもので、収入の第1款 資本的収入の予定額は6,255万6,000円に定めるものでございます。支出の第1款 資本的支出の予定額は2億3,038万4,000円に定めるものでございます。したがって、資本的収入額が資本的支出額に対して1億6,782万8,000円不足いたしますので、第4条本文の括弧内において、不足額

は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額と過年度分損益勘定留保資金で補てんする旨、定めるものでございます。

第5条は、起債の目的、限度額等を表の記載のとおり定めるものでございます。

第6条は、一時借入金の限度額を1億円と定めるものでございます。

第7条では、議会の議決を経なければ流用することができない経費、職員給与費を3,103万4,000円と定めるものでございます。

335ページ以降の説明は省略させていただきます、議第14号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議第19号 平成21年度美濃市簡易水道特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

赤のスタンプ3、補正予算書の78ページをお開きください。

今回、補正をお願いします主な内容は、事業の確定等に伴い所用の調整を行うものでございます。

第1条は、予算の総額から歳入歳出それぞれ188万円を減額して、予算の総額を1億2,573万3,000円とするものでございます。款項の区分及び区分ごとの金額並びに補正後の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」のとおりでございます。

それでは、80ページの歳入歳出補正予算事項別明細書の総括の歳出によりまして、歳入もあわせて御説明申し上げます。

第1款 簡易水道費は188万円を減額して、補正後の額を4,853万2,000円とするもので、内容は施設維持管理経費の確定見込みによる減額でございます。財源は、使用手数料で188万円を減額するものでございます。

81ページ以降の説明は省略させていただきます、議第19号の説明を終わらせていただきます。

次に、議第20号 平成21年度美濃市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

赤のスタンプ3、補正予算書の84ページをお開きください。

今回補正をお願いします主な内容は、事業の確定などに伴い所用の調整を行うものでございます。

第1条は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ262万2,000円を減額して、歳入歳出予算の総額を2億4,694万6,000円とするものでございます。款項の区分及び区分ごとの金額並びに補正後の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」のとおりでございます。

それでは、86ページの歳入歳出補正予算事項別明細書の総括の歳出によりまして、歳入もあわせて御説明申し上げます。

第1款 農業集落排水事業費は262万2,000円を減額して、補正後の額を1億705万3,000円とするもので、内容は、施設維持管理経費の確定見込み、及び入札による減額等によるものでございます。補正額の財源内訳は、減債基金からの繰入金15万9,000円の増額と使用料な



どのその他財源278万1,000円の減額でございます。

なお、87ページ以降の説明は省略させていただきます、議第20号の説明を終わります。

次に、議第21号 平成21年度美濃市下水道特別会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

赤のスタンプ3、補正予算書の90ページをお開きください。

今回補正をお願いします主な内容は、事業の確定等に伴い所用の調整を行うものでございます。

第1条は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ8,503万1,000円を減額して、予算の総額を8億8,068万6,000円とするものでございます。款項の区分及び区分ごとの金額並びに補正後の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」のとおりでございます。

第2条は、地方債の限度額を改めるものであり、管渠整備事業費の減額補正に伴い、92ページの第2表のとおり下水道事業債の限度額を7,300万円に、繰り上げ償還借換に伴い、公的資金繰上償還借換債の限度額を520万円に減額変更するものでございます。

それでは、93ページの歳入歳出補正予算事項別明細書の総括の歳出によりまして、歳入もあわせて御説明申し上げます。

歳出の第1款 総務費は117万8,000円を減額し、補正後の額を6,510万9,000円とするもので、内容は事務経費及び基金積立金の確定見込みによるものでございます。財源は繰入金、分担金及び負担金等を減額するものでございます。

第2款 下水道事業費は7,785万3,000円を減額し、補正後の額を1億9,025万3,000円とするもので、内容は施設維持管理費、管渠整備事業費等の確定見込みによるものでございます。財源は、地方債を5,870万円の減額、繰入金1,000円の増額、使用料及び手数料等のその他財源1,915万4,000円を減額するものでございます。

第3款 公債費は600万円を減額し、補正後の額を6億2,532万4,000円とするもので、内容は繰り上げ償還に伴う利子の確定によるものでございます。財源は地方債60万円、繰入金300万円、分担金及び負担金等その他財源240万円を減額するものでございます。

なお、94ページ以降の説明は省略させていただきます、議第21号の説明を終わります。

議第25号 平成21年度美濃市上水道事業会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

赤スタンプ3、補正予算書の128ページをお開きください。

今回の補正をお願いします主な内容は、事業の確定等に伴い所用の調整を行うものでございます。

第1条は、総則でございます。

第2条は、収益的収入及び支出の予定額を補正するもので、収入の第1款 水道事業収益を314万4,000円減額して、予定額を3億3,022万3,000円とするもので、内容は給水収益、水道利用加入金、他会計補助金の減額によるものです。支出の第1款 水道事業費用を128万2,000円減額するもので、内容は企業債利息の減額、消費税の増額によるものでございます。

第3条は、資本的収入及び支出の予定額を補正するもので、収入の第1款 資本的収入を390万円減額して、予定額を1,794万5,000円とするもので、内容は企業債の減額によるものでございます。支出の第1款 資本的支出を969万8,000円減額して、予定額を1億6,487万6,000円とするもので、内容は建設改良費の減額によるものでございます。

これによりまして、資本的収入額が資本的支出額に対して1億4,693万1,000円不足いたしますので、第3条の条文の括弧内において、不足額は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、減債積立金、過年度分損益勘定留保資金で補てんする旨、改めるものでございます。

第4条は、企業債の限度額を補正するものであり、上水道第5次拡張事業の起債の限度額を1,410万円に改めるものでございます。

130ページ以降の説明は省略させていただきまして、議第25号の説明を終わります。

次に、議第31号 美濃市営住宅管理条例及び美濃市特定公共賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

議案集の赤スタンプ1の11ページをお開きください。また、赤スタンプ4の議案説明資料18、19ページを御参照願います。

今回の改正の趣旨は、入居者資格の定義を明確にすることで、入居申込者だけでなく、同居者親族についても、収入及び市税滞納の有無を確認し、また暴力団関係者の排除を図ることが可能になります。

改正内容は、美濃市営住宅（第1条関係）及び美濃市特定公共賃貸住宅（第2条関係）の入居者資格の要件を、「入居の申込みをしようとする者及びその者と同居する予定の親族」に適用するよう改正いたします。

以上で、議第31号 美濃市営住宅管理条例及び美濃市特定公共賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例について説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（市原鶴枝君） 次に、議第13号、議第24号、議第32号の3案件について、美濃病院事務局長 西部繁雄君。

○美濃病院事務局長（西部繁雄君） それでは、議第13号 平成22年度美濃市病院事業会計予算につきまして御説明申し上げます。

赤スタンプ2、平成22年度美濃市予算書の299ページをお開きください。

内容に入ります前に、平成22年度におきます美濃病院の重点事項につきまして申し上げます。

今年度から導入いたしました入院医療におけるDPC対象病院の検証、地域診療所との病診連携、大学病院等との病病連携の推進、また内視鏡下外科手術、整形外科並びに眼科における手術などに係る病床利用率の向上、外来部門では、糖尿病センター、内視鏡センター、リウマチ外来など専門医療の充実、人間ドックなど健診業務の充実を図ってまいりました。

こうした事業を推進する中、平成22年の診療報酬改定は10年ぶりに全体改定率で0.19%のプラス改定となり、その内訳として、診療報酬改定の本体では1.55%のプラス、薬価改定等

では1.36%のマイナスとなったところがございます。この改定の詳細につきましては、現時点において不透明な部分もございますが、改定の柱となっております救急、外科等の評価の充実、病院勤務医の負担軽減対策に対する評価、地域医療における連携の充実などが示されております。こうした改定に対応ができますよう当院の施設基準等の取得状況や地域医療に関する役割について検討し、経営の健全化に向け、それぞれの事業を引き続き推進してまいります。

また、本年4月から臨床研修医の受け入れについて、大学病院の臨床研修協力病院として国から認可を受けたところでもあり、今後とも一層、地域から選ばれる満足度の高い医療サービスの提供を念頭に、市民の皆様に親しまれ、信頼される病院づくりに努めてまいります。

それでは、予算書に従いまして御説明申し上げます。

第1条は、総則でございます。

第2条は、業務の予定量を定めるもので、病床数は122床、年間患者数でございますが、入院患者数では3万9,420人、1日平均で108人、外来患者数については8万5,050人、1日平均350人を見込んでおります。

第3条は、収益的収入及び支出の予定額を定めるもので、収入の第1款 病院事業収益は22億5,399万3,000円、支出の第1款 病院事業費用は23億3,193万9,000円を計上いたしました。この収支の差し引きをいたしますと7,794万6,000円の支出超過となる赤字予算となっておりますが、現金支出を伴わない減価償却費、資産減耗費、繰延勘定償却の合計は1億8,718万9,000円で、これを除きましたものについては、収入が支出を上回る予算となっております。

300ページに移りまして、第4条は、資本的収入及び支出の予定額を定めるもので、収入の第1款 資本的収入は1億1,091万5,000円で、全額一般会計からの出資金でございます。支出の第1款 資本的支出は1億8,407万4,000円で、第1項 建設改良費の1,770万円は、医療器機の整備を図るものであります。第2項 企業債償還金の1億6,637万4,000円は、病院建設における企業債の償還金でございます。なお、資本的収支における不足額につきましては、本文括弧書きに記載のとおり、過年度分損益勘定留保資金等で補てんするものでございます。

第5条は、予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合について定めるものでございます。

第6条は、議会の議決を経なければ流用できない経費について、それぞれ費目と金額を定めるものでございます。

301ページに移りまして、第7条は、棚卸資産でございます医薬品の購入限度額を3億2,000万円と定めるものであります。

第8条は、債務負担行為に係る事項、期間、限度額をこの表のように定めるものであります。

302ページ以降の説明を省略させていただきます。議第13号の説明とさせていただきます。

す。

続きまして、議第24号 平成21年度美濃市病院事業会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

赤スタンプ3の補正予算書118ページをごらんください。

今回の補正は、年度末を控え、医業費用では経費、減価償却費等の減額、また医業外費用では消費税の増額をお願いするものでございますが、病院事業費用全体では減額をお願いするものでございます。

第1条は、総則でございます。

第2条は、収益的支出の予定額を補正するものであります。第1款 病院事業費用は、既決予定額から1,310万円を減額し、23億884万円とするものでございます。第1項 医業費用は1,440万円を減額するもので、その内訳は経費で、光熱水費及び奨学金を1,120万円減額、減価償却費は器械備品の償却に伴い350万円を減額する一方、資産減耗費では器械備品の除却に伴い30万円増額をするものであります。第2項は医業外費用で、課税売り上げの増加等に伴いまして、消費税を130万円増額するものであります。

第3条では、美濃病院看護職員奨学金に係る債務負担行為の期間、限度額をこの表に改めるものでございます。

119ページ以降の説明を省略いたしまして、議第24号の説明を終わります。

次に、議第32号 美濃市立美濃病院診療費等徴収条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

赤スタンプ1、議案集の13ページをお開きください。また、赤スタンプ4、条例の改正の概要の21ページを御参照願います。

今回、改正をお願いいたしますのは、2階病棟の特別室の使用料でございます。個室の使用料でございますが、3階、4階の個室使用料との均衡を図るため改正をお願いするものでございます。

第3条で定める別表のうち、C室の使用料の日額「4,725円」を日額「5,250円」に改めるものでございます。

附則では、第1項で施行期日を、第2項では経過措置を定めるものであります。

以上で、議第32号の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（市原鶴枝君） これより10分間休憩いたします。

休憩 午後1時57分

---

再開 午後2時08分

○議長（市原鶴枝君） ただいまから休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議第15号、議第26号の2案件について、総務部長 平林泉君。

○総務部長（平林 泉君） それでは、議第15号 平成21年度美濃市一般会計補正予算（第7号）について御説明いたします。

赤スタンプ3番、補正予算書の2ページをお開きください。

今回の補正予算は、年度末に当たり、各種事務事業の決算見込みによる予算整理を初め、当面する課題に対応するため、所要の補正をお願いするものでございます。

第1条は、予算の総額から歳入歳出それぞれ1億9,796万5,000円を減額し、補正後の予算総額を86億2,401万8,000円とするものでございます。補正をいたします款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の予算の金額は、3ページからの「第1表 歳入歳出予算補正」のとおりでございます。

第2条は、繰越明許費の補正で「第2表 繰越明許費補正」によるものでございます。

第3条は、債務負担行為の補正で「第3表 債務負担行為補正」によるものでございます。

第4条は、地方債の補正で「第4表 地方債補正」によるものでございます。

それでは、補正の内容につきまして御説明いたしますので、9ページをお開きください。

第2表の繰越明許費補正につきましては、新型インフルエンザワクチン接種助成事業、地域防災交流センター整備事業、Jアラート整備事業を追加するもので、それぞれの繰越額は表のとおりでございます。

次に、第3表 債務負担行為補正につきましては、ケーブルテレビ視聴料補助金を追加し、限度額を定めております。

10ページは債務負担行為の変更で、公共用地等の取得費、金融機関の美濃市土地開発公社に対する貸付金の債務保証、自主運行バス（牧谷線）運行事業、土地改良施設維持管理適正化事業で限度額をそれぞれ変更するものでございます。

次は、債務負担行為の廃止で、農業企業化資金利子補給、森林整備地域活動支援事業、工場誘致奨励金、小規模企業設備資金利子補給、美濃手すき和紙後継者育成奨励金を廃止するものでございます。

11ページの第4表 地方債補正につきましては、県営道路改良事業負担事業を追加し、市庁舎耐震化事業、公的資金繰上償還借換債の限度額を補正するものでございます。

次に、歳入歳出予算の補正の内容につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書の総括の歳出の表によりまして、歳入もあわせて御説明いたしますので、13ページをお開きください。

1款 議会費は、議会運営経費等40万6,000円を減額し、補正後の額を1億2,919万9,000円とするもので、財源は一般財源40万6,000円を減額いたします。

2款 総務費は1,989万5,000円減額し、13億245万6,000円とするもので、長良川鉄道損失補てん負担金、ふるさと美濃応援団うだつ基金等を増額し、民間活力創生事業費、心豊かな人づくり・活気ある地域づくり事業費、長良川鉄道設備整備補助金などを減額するものでございます。財源は、国県支出金を274万8,000円、一般財源を2,061万9,000円増額し、市庁舎耐震化事業に伴う地方債2,820万円、基金繰入金等のその他財源1,506万2,000円をそれぞれ減額いたします。

3款 民生費は5,446万6,000円を減額し、21億8,447万9,000円とするもので、国民健康保

険特別会計繰出金、福祉医療助成事業費を増額し、後期高齢者医療特別会計繰出金、居住系介護給付事業費、児童手当給付費などをそれぞれ減額いたします。財源は、国県支出金を3,292万6,000円、負担金等のその他財源を66万5,000円、一般財源2,087万5,000円をそれぞれ減額いたします。

4款 衛生費は2,517万1,000円を減額し、8億3,784万9,000円とするもので、新型インフルエンザワクチン助成事業、指定ごみ袋関係経費、し尿収集運搬業務委託経費、母子保健事業等を減額するものでございます。財源は、国県支出金640万4,000円、清掃手数料等のその他財源352万5,000円、一般財源1,524万2,000円をそれぞれ減額いたします。

5款 労働費は、融資預託金100万円を減額し、補正後の額を514万円とするもので、財源は、貸付金元利収入のその他財源100万円を減額いたします。

6款 農林水産業費は854万6,000円を減額し、3億801万6,000円とするもので、未整備森林緊急公的整備導入事業等の減額によるものでございます。財源は、国県支出金を761万1,000円、美濃テクノパーク管理運営基金等のその他財源を11万2,000円、一般財源82万3,000円をそれぞれ減額いたします。

7款 商工費は992万1,000円を減額し、2億4,683万7,000円とするもので、小口融資貸付金、原材料価格高騰利子・保証料補給経費、中小企業ものづくり総合支援事業補助経費等を減額するものでございます。財源は、小口融資預託金の戻し入れによる諸収入、紙業振興基金からの繰入金等のその他財源908万1,000円、一般財源84万円をそれぞれ減額いたします。

8款 土木費は6,080万8,000円を減額し、10億4,538万2,000円とするもので、県道改良負担金を増額し、土地区画整理受託事業の工事費等を減額するものでございます。財源は、地方債を360万円増額し、国県支出金を22万1,000円、土地区画整理受託費等のその他財源を3,447万3,000円、一般財源を2,971万4,000円をそれぞれ減額いたします。

9款 消防費は、消防団員退職報奨金151万3,000円を減額し、補正後の額を4億2,002万8,000円とするもので、財源は共済金のその他財源151万3,000円を減額いたします。

10款 教育費は2,222万6,000円を減額し、9億8,372万円とするもので、幼稚園就園奨励費、小学校・中学校施設管理経費、文化会館施設管理経費等をそれぞれ減額するものでございます。財源は、国県支出金424万6,000円を増額し、文化会館使用料等のその他財源97万円、一般財源2,550万2,000円をそれぞれ減額いたします。

12款 公債費は、財源の組みかえで、その他財源45万8,000円を増額し、地方債40万円、一般財源5万8,000円をそれぞれ減額いたします。

13款 諸支出金は、国道拡幅事業に伴う普通財産購入費598万7,000円を増額し、補正後の額を648万7,000円とするもので、財源は一般財源598万7,000円を増額いたします。

以上、今回補正をお願いいたします総額は1億9,796万5,000円の減額で、その財源内訳は、国県支出金4,016万8,000円、地方債2,500万円、その他財源6,594万3,000円、一般財源6,685万4,000円をそれぞれ減額するものでございます。主な一般財源は、財政調整基金繰入金5,300万円、自動車取得税交付金1,510万円、地方譲与税1,300万円等を減額しております。

14ページ以降につきましては説明を省略させていただきます、以上で議第15号の説明を終わります。

続きまして、議第26号 美濃市議会議員及び美濃市長の選挙における自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例について御説明を申し上げます。

赤スタンプ1番の議案集の1ページ、また赤スタンプ4番、条例の改正の概要の1ページを御参照ください。

今回の改正につきましては、美濃市議会議員及び美濃市長の選挙における候補者が公平に選挙運動ができ、公費負担の削減になるよう選挙の公営に関し所要の改正をするものでございます。

それでは、条例の改正の概要の2ページをお開きください。条例の新旧対照表にて御説明を申し上げます。

第2条は、自動車の使用及びポスターの作成の公営に関するもので、同条第1号は、自動車を使用する場合、候補者1人について1日当たりの金額の範囲を定めており、「6万4,500円」を「2万3,250円」に改めるものでございます。

同条第2号は、ポスターを作成する場合、候補者1人の公費負担を算出するに当たり、定額であります「30万1,875円」を「18万円」に改めるものでございます。

第4条は、公費の支払いに関するもので、同条第1項第1号は、自動車の使用契約の場合の1日1台の使用に対し、限度額「6万4,500円」を「2万3,250円」に改めるものでございます。

同項第2号アは、自動車の借り入れ契約の場合、1日1台の使用に対し、限度額「1万5,300円」を「9,500円」に改めるものでございます。

同号イは、自動車の燃料の供給に関する契約の場合、1日当たりの限度額「7,350円」を「3,750円」に改めるものでございます。

同号ウは、自動車の運転手の雇用に関する契約の場合、1日当たりの限度額「1万2,500円」を「1万円」に改めるものでございます。

議案集1ページの附則第1項は、施行日を公布の日とし、第2項では、施行日以後告示される選挙から適用するとしたものでございます。

以上で議第26号の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（市原鶴枝君） 次に、議第27号、議第28号、議第29号の3案件について、参事兼秘書課長 古田則行君。

○参事兼秘書課長（古田則行君） それでは、議第27号 美濃市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について御説明を申し上げます。

赤スタンプ1、議案集の2ページ、3ページをお開きください。また、赤スタンプ4、条例の改正の概要の4ページ、5ページを御参照いただきたいと思います。

今回の改正は、平成20年12月12日に公布され、平成22年4月1日に施行されます労働基準法の改正及び、平成21年8月11日付、人事院勧告に準拠し、月60時間を超える時間外勤務に

係る時間外勤務手当の支給割合を引き上げるとともに、時間外勤務手当の一部を手当の支給にかえて、時間外勤務代休時間を指定することができる制度を新設することに伴い、所要の改正を行うものでございます。

改正といたしましては、時間外勤務代休時間を規定します条文を美濃市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の第8条の4として新たに加えるものでございます。

主な内容といたしましては、同条第1項では、月60時間を超える時間外勤務に係る時間外勤務手当の支給率を「100分の125」から「100分の150」に引き上げ、引き上げられる「100分の150」と本来の支給割合「100分の125」との差額分の支給にかえて、時間外勤務代休時間を指定することを規定しております。

同条第2項では、第1項で規定されました時間外勤務代休時間を指定された職員は、特に勤務を命ぜられた場合を除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しないと規定いたしております。

また、休日の代休日を規定いたしております第10条第1項中では、時間外勤務代休時間の規定を定めることに伴い、関係条文を整備するものでございます。

附則では、この条例の施行日を平成22年4月1日と定めております。

以上で、議第27号の説明を終わります。

続きまして、議第28号 美濃市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

赤スタンプ1、議案集の4ページから8ページをお開きください。また、赤スタンプ4、条例の改正の概要の6ページから13ページを御参照いただきたいと思います。

今回の改正は、議第27号の改正趣旨で御説明いたしました時間外勤務代休時間を指定することができる制度の新設に伴います所要の改正と、行政職給料表（一）につきまして、現在の国家公務員と異なる給料表を使用しているため、国に準拠するとともに、このことにより給料月額が変動しないための措置及び実際の職務の内容の当てはまる給与表の級より上位の給与を支給する、いわゆる「自動あたり」を解消する措置を講ずる所要の改正をするものでございます。

主な改正内容は、給与の減額等を規定しています第11条第1項中、「職員が勤務しないときは、」の次に「勤務時間条例第8条の4に規定する時間外勤務代休時間、」を加えるとともに、時間外勤務手当を規定しています第12条では、第3項の次に新たに3項を加えるものでございます。

同条第4項と同条第5項につきましては、議第27号での説明と同様でございます。

さらに、同条第6項としては、前第4項、第5項の規定が設けられたことにより、再任用及び任期つき短時間勤務職員に対する時間外勤務手当の支給についてを規定いたしております。

次に、別表第1の行政職給料表（一）の改正は、国家公務員行政職俸給表（一）に準拠し、本市の行政職給料表（一）を改めるとともに、2級から3級への自動わたりの解消等の措置



を講ずるものでございます。

附則では、第1項で、この条例の施行日を平成22年4月1日からと定めております。第2項では号給の切りかえ、第3項では切りかえ日前の異動者の号給の調整、第4項では職員が受けていた号給等の基礎、第5項及び第6項では給料の切りかえに伴う経過措置、第7項では規則への委任を定めております。

以上で、議第28号の説明は終わります。

続きまして、議第29号 美濃市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

赤スタンプ1、議案集の9ページをお開きください。また、赤スタンプ4、条例の改正の概要の14ページ、15ページを御参照いただきたいと思います。

今回の改正は、美濃市役所出張所設置条例の廃止に伴い、所要の改正をいたすもので、第2条第1項第1号中「(出張所を含む。)」を削るものでございます。

附則では、この条例の施行日を平成22年4月1日と定めております。

以上で、議第29号の説明を終わります。御審議のほどよろしく願いをいたします。

○議長(市原鶴枝君) 次に、議第30号について、総務部参事兼総合政策課長 梅村健君。

○総務部参事兼総合政策課長(梅村 健君) それでは、議第30号 美濃市積立基金条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由とその内容について御説明を申し上げます。

赤スタンプ1の議案集の10ページ、赤スタンプ4、条例の改正の概要の16ページをお開きください。

この条例改正は、花とりサイクル推進事業につきまして、基金を利息運用から積立基金に変更し、原資を活用するため所要の改正を行うものでございます。

花とりサイクル推進事業は、平成4年度に地域の花飾り、資源リサイクル及び河川浄化の実践活動の支援等により快適な生活環境を保全・創造するため基金を設置し、その基金の運用利息を活用してまいりました。

こうした中、金利の低迷により基金利息が減少し、事業の推進に支障が出てまいりましたので、基金の原資を活用できるよう積立基金条例を改正するものでございます。

第2条の改正は、積立基金に美濃市花とりサイクル推進基金を追加するもので、附則の第1項では、条例の公布の日を定め、第2項では、美濃市花とりサイクル推進基金条例を廃止することを定めております。

以上で、議第30号の説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○議長(市原鶴枝君) 次に、議第33号について、産業振興部長 宮西泰博君。

○産業振興部長(宮西泰博君) それでは、議第33号 公の施設の指定管理者の指定について御説明いたします。

赤スタンプ1番の議案集、14ページをお開きください。

提案の理由は、地方自治法第244条の2第3項の規定による公の施設の指定管理者を次のとおり指定することについて、同条第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

施設の名称は、美濃市女性商工会館、指定管理者の名称は、特定非営利活動法人美濃のすまいづくり、指定期間は、平成22年4月1日から平成23年3月31日までの1年間とするものであります。

なお、美濃市女性商工会館は、平成18年4月1日から平成23年3月31日まで美濃商工会議所を指定管理者として協定を締結しておりましたが、平成22年1月13日付にて美濃商工会議所から解除願の提出がありましたので、新たに特定非営利活動法人美濃のすまいづくりを指定管理者とするものであります。

以上で説明を終わります。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（市原鶴枝君） 以上で30案件の説明は終わりました。

---

### 第34 議第34号（提案説明・質疑・採決）

○議長（市原鶴枝君） 次に、日程第34、議第34号を議題といたします。

職員の朗読を省略し、提出者の説明を求めます。

議第34号について、市長 石川道政君。

○市長（石川道政君） それでは、議第34号 美濃市公平委員会委員の選任同意について御説明申し上げます。

議案集の15ページをごらんください。

現在、公平委員会委員としてお務めをいただいております小坂善紀さんの任期が本年3月31日をもって満了となります。引き続き小坂善紀さんを選任いたしたく、地方公務員法第9条の2第2項の規定により御同意をお願いするものでございます。

小坂さんは、住所が美濃市2482番地、生年月日は昭和40年2月26日生まれの45歳で、平成13年9月から委員をお務めいただいております。美濃青年会議所理事長、顧問等を歴任されており、人格が高潔で、地方自治の本旨及び民主的で能率的な事務の処理に理解があり、人事行政に関しての識見も高く、公平委員会委員として適任であると存じますので、選任の御同意を賜りますようよろしくお願い申し上げます、提案説明といたします。

○議長（市原鶴枝君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市原鶴枝君） 特に質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題の案件については、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市原鶴枝君） 御異議がないものと認めます。よって、ただいま議題の案件については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより採決をいたします。

議第34号について、本案に同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（市原鶴枝君） 挙手全員であります。よって、議第34号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案精読のため、あすから3月11日までの9日間休会いたしたいと思  
います。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市原鶴枝君） 御異議がないものと認めます。よって、議案精読のため、あすから3  
月11日までの9日間休会することに決定いたしました。

なお、発言通告書は、一般質問については3月3日の午後4時までに、質疑については3  
月5日の正午までに事務局へ御提出ください。

---

#### 散会の宣告

○議長（市原鶴枝君） 本日はこれをもって散会いたします。

3月12日は午前10時から会議を開きます。当日の議事日程は追って配付いたします。

本日は御苦労さまでした。

散会 午後2時38分

前記のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成22年3月2日

美濃市議会議長                      市   原   鶴   枝

署 名 議 員                      並                      信   行

署 名 議 員                      古   田                      豊

平成22年3月12日

平成22年第2回美濃市議会定例会会議録（第2号）

## 議 事 日 程 (第 2 号)

平成22年3月12日 (金曜日) 午前10時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 議第 4 号 平成22年度美濃市一般会計予算
- 第 3 議第 5 号 平成22年度美濃市交通災害共済事業特別会計予算
- 第 4 議第 6 号 平成22年度美濃市国民健康保険特別会計予算
- 第 5 議第 7 号 平成22年度美濃市老人保健特別会計予算
- 第 6 議第 8 号 平成22年度美濃市簡易水道特別会計予算
- 第 7 議第 9 号 平成22年度美濃市農業集落排水事業特別会計予算
- 第 8 議第10号 平成22年度美濃市下水道特別会計予算
- 第 9 議第11号 平成22年度美濃市介護保険特別会計予算
- 第10 議第12号 平成22年度美濃市後期高齢者医療特別会計予算
- 第11 議第13号 平成22年度美濃市病院事業会計予算
- 第12 議第14号 平成22年度美濃市上水道事業会計予算
- 第13 議第15号 平成21年度美濃市一般会計補正予算 (第 7 号)
- 第14 議第16号 平成21年度美濃市交通災害共済事業特別会計補正予算 (第 1 号)
- 第15 議第17号 平成21年度美濃市国民健康保険特別会計補正予算 (第 4 号)
- 第16 議第18号 平成21年度美濃市老人保健特別会計補正予算 (第 2 号)
- 第17 議第19号 平成21年度美濃市簡易水道特別会計補正予算 (第 2 号)
- 第18 議第20号 平成21年度美濃市農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 2 号)
- 第19 議第21号 平成21年度美濃市下水道特別会計補正予算 (第 3 号)
- 第20 議第22号 平成21年度美濃市介護保険特別会計補正予算 (第 3 号)
- 第21 議第23号 平成21年度美濃市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 2 号)
- 第22 議第24号 平成21年度美濃市病院事業会計補正予算 (第 3 号)
- 第23 議第25号 平成21年度美濃市上水道事業会計補正予算 (第 2 号)
- 第24 議第26号 美濃市議会議員及び美濃市長の選挙における自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例について
- 第25 議第27号 美濃市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 第26 議第28号 美濃市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 第27 議第29号 美濃市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 第28 議第30号 美濃市積立基金条例の一部を改正する条例について
- 第29 議第31号 美濃市営住宅管理条例及び美濃市特定公共賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例について
- 第30 議第32号 美濃市立美濃病院診療費等徴収条例の一部を改正する条例について
- 第31 議第33号 公の施設の指定管理者の指定について

第32 市政に対する一般質問

---

本日の会議に付した事件

第1から第32までの各事件

---

出席議員（15名）

1 番	並 信 行 君	2 番	古 田 豊 君
3 番	太 田 照 彦 君	4 番	森 福 子 君
5 番	山 口 育 男 君	6 番	佐 藤 好 夫 君
7 番	武 井 牧 男 君	8 番	市 原 鶴 枝 君
9 番	鈴 木 隆 君	10 番	岩 原 輝 夫 君
11 番	平 田 雄 三 君	12 番	日比野 豊 君
13 番	児 山 廣 茂 君	14 番	野 倉 和 郎 君
15 番	塚 田 歳 春 君		

---

欠席議員（なし）

---

説明のため出席した者

市 長	石 川 道 政 君	副 市 長	加 納 和 喜 君
教 育 長	森 和 美 君	総 務 部 長	平 林 泉 君
民 生 部 長	川 野 純 君	産 業 振 興 部 長	宮 西 泰 博 君
建 設 部 長	丸 茂 勝 君	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	瀬 瀬 壽 君
教 育 次 長 兼 教 育 総 務 課 長	藤 田 裕 明 君	総 務 部 参 事 兼 総 合 政 策 課 長	梅 村 健 君
参 事 兼 秘 書 課 長	古 田 則 行 君	総 務 課 長	西 部 真 宏 君
市 民 生 活 課 長	河 村 晃 君	高 齢 福 祉 課 長	太 田 己 代 治 君
産 業 課 長	市 原 英 樹 君	土 木 課 長	古 田 行 雄 君
都 市 整 備 課 長	宮 木 安 喜 君	教 育 委 員 会 学 校 教 育 課 長	小 野 木 卓 君

---

職務のため出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長	平 野 廣 夫	議 会 事 務 局 長	井 上 司
議 会 事 務 局 記 書	長 屋 充 宏	議 会 事 務 局 次 長	

## 開議の宣告

- 議長（市原鶴枝君） 皆さん、おはようございます。  
ただいまから本日の会議を開きます。

開議 午前10時00分

- 
- 議長（市原鶴枝君） 本日の日程は、お手元に配付したとおり決めました。
- 

### 第1 会議録署名議員の指名

- 議長（市原鶴枝君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。  
本日の会議録署名議員に、3番 太田照彦君、4番 森福子君の両君を指名いたします。
- 

### 第2 議第4号から第31 議第33号までと第32 市政に対する一般質問

- 議長（市原鶴枝君） 日程第2、議第4号から日程第31、議第33号までの30案件を一括して議題といたします。

日程第32、市政に対する一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

最初に、14番 野倉和郎君。

- 14番（野倉和郎君） 皆さん、おはようございます。

私は発言通告に従いまして、2点について一般質問をさせていただきます。

1点目は、大変厳しい財政状況の中で、平成22年度予算と中期的な財政展望について、市長にお尋ねします。

政府は、地方が自由に使える財源をふやすとして、前年度に比べ地方交付税1兆円余りの増額、臨時財政対策債2兆5,000億円余りの増額、中学校終了まで1人月額1万3,000円を支給する子ども手当の創設については、22年度は暫定的に児童手当と併給、地域主権の確立に向けて地方が行う社会資本整備について、これまでの個別補助金を廃止し、地方にとって自由度の高い総合交付金として社会資本整備総合交付金を創設するなど、自民党政権時代とは大きくさま変わりしております。地方にとっての影響は一概には言えないと思いますが、石川市長がリードされている美濃市のまちづくりにとって、プラスに働くのかマイナスに働くのか、どのような財政的な影響があるのかをお尋ねいたします。

次に、岐阜県は1月中旬に、今後3年間の県の財源不足解消のための方針を発表しました。これは、県事業や各種補助金カットなどによる歳出減、人件費削減、特定目的基金廃止などの歳入対策の3本柱で行財政改革を進め、平成22年度320億円、23年度290億円、24年度320億円の歳入不足を解消し、平成25年度には健全な状態に戻すという内容です。昨年秋に発表された時点では、美濃市に關係する補助金として、福祉医療費助成や自主運行バス事業費助成などが見直し対象となっており、市にとっても削減が7,000万円を上回るという影響額が見込まれておりましたが、市長会や町村長会の働きかけもあり、どうやら圧縮することが



できたようです。

そこで、平成22年度予算では、県行財政改革による県補助金削減の影響額がどのくらいになるのか、お伺いします。

次に、第5次総合計画策定と中期的な財政展望についてお伺いします。

平成20年度決算では、経常収支比率は99.9%に達し、岐阜県内の市の中では最悪の状態でした。市債という借金の残高は、一般会計、特別会計、企業会計合わせて276億円余り、一方、財政調整基金は8億3,000万円余りに減ってしまいました。22年度も財源不足で1億9,000万円を取り崩す予算となっており、22年度末には4億円余りとなってしまうこととなり、何とも心細い限りです。ことしは第4次総合計画の最終年であり、22年度を初年度とする第5次総合計画を策定するという大事な年です。どんなに立派な総合計画を策定したとしても、裏づけとなる財政計画がなければ、絵にかいたもちとなってしまいます。

そこで、市長にお尋ねします。第5次総合計画策定という重要な時期を迎えた現在、向こう5ヵ年程度の中期的な財政展望を、どのように描いておられるのか、お伺いをします。

質問の2点目、地域ふれあいセンターの発足についてでございますが、昭和29年に美濃市が誕生し、それまでの村役場は支所として、また出張所として、半世紀以上にわたって住民の身近な場所で行政サービスを提供してきました。これは、地方自治法第155条第1項の規定により設置されたものであり、その目的は普通公共団体の長の権限に属する事務を分掌させるためと、大変重要な役割を果たしてまいりました。

これが4月から地域ふれあいセンターとして生まれ変わり、その設置目的は地域の市民交流の促進、コミュニティー意識の啓発、地域活動の支援、市民協働の豊かな地域活動の創造、これらを行う地域振興の拠点とするとなっております。時代も変わり、社会環境も大きく変化する中で、旧来の出張所から地域住民が求める姿に改革することは必要なことではあります。今回の進め方については、地域が抱える実情に対する配慮が見えず、丁寧さも欠けていたと感じております。地域の中には、人口が減り、少子・高齢化が顕著となり、小学校がなくなり、農協の支店がなくなり、ついに出張所までも、市は地域を見捨てるのではないかという気持ちになるのは当然なことです。

出張所の改革については、平成まちづくり改革で、出張所改廃及び地域活動サービス施設への転化として、改革推進事項に取り上げられていることは承知しておりますが、議会に対しても得心のいく説明ではありませんでした。昨年9月から10月にかけて行われた市政懇談会で発表があり、地域住民からは驚きと戸惑いの声が上がリ、多くの意見が出されました。人件費削減が前面に出てしまい、地域の切り捨てと映ったことが一因であろうと思います。また、各地区で自治会長や各種団体代表者へ説明がされました。12月議会では塚田議員が一般質問で取り上げられ、去る2月の臨時議会では反対討論をされたところでもあります。多くの人たちの反発があったものの、時間切れで見切り発車してしまうというような事態になってしまいました。

2月1日に発行の広報「みの」では、地域ふれあいセンター所長を募集しており、2月24

日までが申込期限であり、3月上旬に試験が行われたようですが、何名の方が応募されたのかをお尋ねします。また、市長のもとには、地域住民や自治会などから多くの意見・要望が届いていると思いますが、どのような意見・要望が届いているのか。また、この意見・要望を反映し、住民の不安を解消して、4月には美濃市地域ふれあいセンターが発足できるのか、市長の所見をお伺いいたします。

○議長（市原鶴枝君） 市長 石川道政君。

○市長（石川道政君） 皆さん、おはようございます。

野倉議員の一般質問の1点目、平成22年予算と中期的な財政展望についての一つ目、政権交代に伴う市財政の影響についてお答えをいたします。

政権交代により、事業仕分けなどにも見られるように、国の政策が大きく転換されようとしております。特に、鳩山内閣は、国民主権の実現や地域主権への転換を大きな柱として掲げ、地方分権の進展が一層加速されるものと考えております。政府が掲げております政策の中には、後期高齢者医療を初めとする医療・介護の問題や年金制度改革、あるいは平成23年度以降における子ども手当、農業の戸別所得補償など、先行きが不透明な部分が多くあり、今後こうした問題が地方の財政負担や市民生活にどのように影響を及ぼすかなどについては、今後の国の動向に注目していく必要があります。国・地方の財源不足を解消するため、改革や刷新だけではなく、私は、消費税等の国民負担と消費税の地方分の増額が早急に検討されるものと思われまます。市長会といたしましては、地方の財源確保に努めていきたいと存じます。

次に、国は平成22年度地方財政計画におきまして、地方税収が景気回復のおくれによりまして大幅に落ち込むとの見方から、実質的な地方交付税の総額を過去最大規模に増額し、歳出では社会保障費を大幅に増額する一方で、投資的経費を大幅に抑制しております。枝野行政刷新担当大臣によれば、地方の財源は確保するものの、事業仕分けを初め、地方分についても厳しく切り込むとしておりまして、総額でふえることはないと考えております。

こうした中で編成しました平成22年度予算は、地方交付税と臨時財政対策債の増額見込みが市税収入の減収分をわずかに上回る程度にとどまり、これに加え、扶助費等の増加により依然として厳しいものとなっております。地方交付税等の増額や、地方の裁量度を増す一括交付金化の考え方など、地方への一定の配慮も見受けられますが、先ほど申し上げましたように、増額とあわせ減額もありますので、よくてもプラス・マイナス・ゼロといった状況と思われまます。今後における地方財政の影響につきましては、国の動向により大きく左右されてまいりますが、今後も健全財政に徹し、かつ基本的な中期展望は、自主財源の確保や増収策を打っていくことが肝要と考えております。

次に、お尋ねの県行財政改革による市町村補助金削減の影響についてお答えをいたします。

県補助金の削減につきましては、昨年の9月に県から示された当初案をもとに、美濃市への影響額を平成21年度当初予算ベースで試算いたしましたところ、総額で約7,100万円ほどとなり、そのうち3,200万円が福祉医療に関するものでございました。このまま削減される

と、県下各市町村の新年度予算に大きな影響を及ぼすため、その後、県市長会や町村会長会におきまして議論を重ね、特に市町村財政への影響が甚大である福祉医療につきましては、到底容認できないものとして、再三にわたり県と交渉を重ねてまいりました。こうした中、ことしに入りまして、県から、福祉医療に関する補助金については、現行の補助率2分の1を3分の1とする案を見直すこととして10分の4に緩和するとし、また県の財政再建計画期間終了後は本来の補助率に戻すとの回答が示されましたので、これを了とし、受け入れ、県市長会といたしましてもやむを得ないと判断したところであります。

議員お尋ねの平成22年度当初予算における県補助金削減の影響額といたしましては、福祉医療関係補助金を初め、市町村バス交通総合化対策補助金、市町村振興総合補助金など総額で約2,700万円となりまして、このうち福祉医療に関する分は1,790万円ほどの見込みとなりました。

次にお尋ねの三つ目、第5次総合計画策定と中期的な財政展望についてお答えをいたします。

景気の動向や政権交代による地方への影響など、先行きが不透明な中にありまして、現状での中期的な財政見通しを明確にすることは、大変難しい面もございますが、本市における財政状況といたしましては、歳入面では、景気後退の影響により、その根幹をなす市税収入は低い水準が続き、交付税等によりある程度は補てんされるものと思っておりますが、主要な一般財源の大幅な伸びは当面期待できない状況であると考えています。

一方で、社会福祉関係費の伸びなど、歳出総額は今後も増加していくものと見込まれ、そのほか公債費や、下水道など他会計への繰り出し、財政調整基金の減少など、依然として厳しい財政運営は当面避けられない状況にあり、まさに非常事態であると認識しております。

このため、市といたしましては、最大の課題は安定した財源の確保とサービスに見合う負担、そしてこれらを実施することで経常収支比率を少しずつでも下げていく努力が大切であると思っております。したがって、今後におきましても平成まちづくり改革による徹底した行財政改革を着実に実行し、無駄を省き、最少の費用で最大の効果を上げ、なおかつ次世代に過度の負担を残さない持続可能な健全財政の堅持に最大限努力していかねばならないと考えているところであります。

第5次総合計画の策定に当たりましては、美濃市の将来を見据え、安定した財政基盤の確立に向けた施策の展開や、ハードからソフトへの転換を図りながら、限られた財源の中で市民の目線に立った真に必要な施策や、時代を先取りした施策を選択し、実現可能な計画として策定してまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

次に御質問の2点目の一つ、地域ふれあいセンターの所長の応募が何名あったかについてお答えいたします。

市役所の出先機関につきまして、6地区に設置されております出張所につきましては、戸籍、住民基本台帳等関係業務が、電算化により本庁に集中管理されたことに伴い、現在は生涯学習活動や地域住民・団体への活動支援など、地域づくり活動を中心とした業務へ移行し

ております。また、議員御指摘のように平成まちづくり改革におきまして、出張所の改廃及び地域サービス施設への転化とともに、人件費の抑制を実施することといたしています。このため、現在の正職員と嘱託職員の体制を平成22年4月1日から嘱託職員の2名体制に見直すことを図ることとしまして、昨年9月以降、お話のとおり、市政懇談会や連合自治会役員会、各地区関係団体役員会での説明会等の実施や、市民への周知を図るためのチラシの各戸配布を実施し、市民の御理解を求めてきたところでございます。

これらの過程を踏まえ、平成22年2月1日付発行の広報「みの」にて、申込期間を2月15日から2月24日までとして募集を受け付けましたところ、最終的に申込書を提出された方は8名で、一昨日、面接・小論文の試験を実施いたしましたところでございます。

次にお尋ねの2点目、各地域からはどのような意見・要望が出され、それをどのように反映し、住民の不安を解消して4月に発足することができるのかについてでございますが、各地域の皆さんから寄せられた御意見や御要望につきましては、新たな所長の人柄に対する不安や、休日・夜間の活動も含め、今までどおり対応してもらえるのか、あるいは地域活動が衰退しないかといった御意見や、事業に支障を及ぼさないよう引き継ぎをしっかりと行ってもらいたいといった点や、本庁の応援指導体制をしっかりと整えてほしいといった御要望などをいただいております。

市といたしましては、所長の人選に当たりましては、地域の皆さんからも安心していただけるような誠実で熱意と責任感あふれる人物の採用に努めてまいりますし、また地域ふれあいセンターを総括する部署として、4月から総務課内に自治振興係を設けることとしておりますので、ここが中心になって全面的な応援指導に努めてまいります。そのほか、スムーズな引き継ぎが行えるよう、業務内容の詳細や年間スケジュール等を事前に整えておくほか、所長の採用が決定してまいりましたら、十分な研修期間も設け、地域活動が停滞することのないよう努めてまいります。

いずれにいたしましても、安心・安全で活力あるまちづくり推進のためには、地域の皆さんが主体となった住民自治の確立が今後も重要な要素となってまいります。地域の皆さんの御理解と御協力をいただきながら、このセンターが地域活動の拠点として十分に機能するよう、全庁挙げてバックアップしてまいりますので、御理解を賜りますようお願いを申し上げて、答弁とさせていただきます。

○議長（市原鶴枝君） 14番 野倉和郎君。

○14番（野倉和郎君） 要望と意見を申し上げます。

1点目の質問の中期的な財政展望についてですが、22年度の一般会計予算は特筆するような事業も少なく、将来を展望できるような内容ではありません。財源不足で財政調整基金を1億9,000万円取り崩して収支を取り繕っており、財政硬直化で身動きできない状況であります。第5次総合計画策定に当たっては、同時に中期的財政計画を立てて、現実的な対応をしていただきたいと思います。

なお、今までの一般質問でも申し上げておりますが、福祉の切り捨てや保険税、介護保険

料、水道料、下水道料といった公共料金を安易に値上げするなど、長年にツケを市民に押しつけることのないように強く要望をいたします。

2点目の質問の地域ふれあいセンターの発足につきましては、意見を申し上げますが、改革は必要ですが、改悪にしないためには、有無を言わせないやり方ではなく、時間をかけて丁寧に説明し、何度も意見を交換し、お互いに納得できる形を見つけ出していくことが大切であると思います。出張所から地域ふれあいセンターに引っ越し、その目的や機能が充実していくことは賛成しますが、職員体制については条例は規定しておりません。どうか熟慮していただき、正規職員が直接的にセンターに関与できるようにし、住民不安を解消し、条例で定めた目的が十分に達成できるような体制をつくり上げていただくよう要望し、一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（市原鶴枝君） 次に、13番 児山廣茂君。

○13番（児山廣茂君） おはようございます。

私は発言通告に従いまして、美濃北中学校の学校再編成について教育長にお尋ねいたします。

全国的に少子・高齢化が急速に進展する中、各市町村の学校で再編成が行われておりますが、本市においても、平成14年まで14校あった小・中学校が、現在では約半数の8校となっております。学校再編成が急ピッチで進んでいるような気がいたします。平成14年に策定された本市の学校再編成方針では、中学校の数を「当面、現在の3校区とします。再編成の時期は、将来生徒の減少状況により、再編成の実施方針について地域と協議し、学級規模等教育上支障を来す時期に段階的に再編成します」としております。その方針に基づいて、教育委員会では美濃北中学校の再編成について話を進められ、昨年10月から2月にかけて校区内の自治会やPTA等を対象に説明会や意見交換会を何度も開催をしています。

そこで一つ目の質問でございますが、自治会やPTAなど地元で開催した説明会や意見交換会を踏まえて、今までの経過と住民の反応はどうだったのでしょうか。お伺いをいたします。

また、二つ目の質問でございますが、この再編成について教育委員会としての基本的な方針はどのような考えなのでしょうか。お伺いをいたします。

○議長（市原鶴枝君） 教育長 森和美君。

○教育長（森 和美君） 皆さん、おはようございます。

児山議員の一般質問、美濃北中学校の学校再編成についての一つ目の質問、地元で開催した説明会や意見交換会を踏まえて、今までの経過についてお答えいたします。

議員さん御指摘のとおり、美濃北中学校の学校再編成につきましては、平成14年に策定した市の基本方針に基づいて行っているもので、校区内の自治会長さんや小・中学校PTA役員さんなどで構成された美濃北中学校の今後を考える会の会議は、昨年7月から現在までに4回開催しました。また、地元説明会は、地域の皆様に現状と今後の生徒数の推移などを理解いただく必要があることから、10月から12月にかけて各自治会、PTA、保育園保護者を

対象に15会場で開催し、地域の皆様の御意見を伺ってまいりました。

教育委員会からの説明は、本市の学校再編成の方針に基づいて行っていることや、授業や部活動に影響が出てきている現状、来年には全校生徒が初めて100人を切る89人となり、数年後には50人台が3年続く見込みであることなどを説明し、再編成する時期に来ているのではないかと説明を行いました。地域の皆様の意見は、昨年の牧谷小学校の再編成から間がないことや、学校がなくなることで過疎化が進行することを心配される声や、校舎の耐震化の話が大変でありましたが、一方で、子供を持つ保護者を中心に子供たちの将来を心配し、再編成を望む声も多く聞かれました。先月には、学校設置者である市長に、下牧、上牧両地区の地元議員さんと自治会長さんとの意見交換会や、PTA、考える会などへも出席をしてもらい、地域の皆さんの生の声を直接聞く機会を設けたところでございます。ここまで行ってきた各種の会議などの総合的な感想としては、地域の過疎化を心配する反面、子供を持つ保護者の考えを大事にすべきとの意見も根強く、再編成を進めることはやむを得ないとの意向を感じたところでございます。

以上が、今までの経過と校区内の皆様の大筋の反応と受けとめております。

続いて二つ目の質問、教育委員会としての方針はについてお答えします。

教育委員会としては、美濃北中学校が、生徒数の減少により体育の集団種目が成立しない、部活動も制限されるなどの弊害が出てきているのも現実に起きている状況でありますし、また中学校生活には、上級生や下級生、同級生などの多くの仲間の意見を聞いたり、広い見方を身につけたりすることは重要なことです。子供たちにはよりよい学習の場を提供し、社会性を身につけさせたいと考えております。したがって、地域には再編成に対しさまざまな考え方があり、学校再編成は地域にとっては断腸の思いでもあると思っておりますが、教育委員会としては、子供たちの将来を見据えると、実施の時期に来ていると判断しております。

また、今後の進め方につきましては、今後を考える会から教育委員会あてに、再編成やむなしとの答申をいただきましたので、教育委員会としても中学校の教育について、また再編成に当たっての諸課題を十分検討した上で考えをまとめ、再編成の実施に向けて市長の判断を仰ぎ、議会の同意も得て進めていきたいと考えております。

なお、再編成の実施に当たっては、地域の皆様にもより深く説明をして、議会と協力を得て進めていきたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願いを申し上げまして、答弁とさせていただきます。

○議長（市原鶴枝君） 13番 児山廣茂君。

○13番（児山廣茂君） ただいまの答弁、おおむね了解をいたしましたが、今後の進め方について2点要望させていただきます。

まず1点目は、今回の再編成が、生徒たちにとっても、地域の人たちにとっても、編成してよかったと思われるように行ってほしいと思います。昨年4月に下牧小学校と上牧小学校が再編成をして、牧谷小学校となりましたが、当初親が心配していたようなことはなく、子供たちも元気に遊び、勉強に励んでおり、両地区の児童が仲よく学んでいる姿を見て、再編

成してよかったなあと思います。今回の再編成についても、ぜひそのように進めていただきたいと思います。

二つ目の要望でございますが、今回も牧谷小学校と同じ地区に中学校再編成の話があるわけで、地域住民も断腸の思いで判断されたので、教育委員会としても、今後進めるに当たっては地域にしこりが残らないように十分な配慮をした上で取り組んでいただきたいと思います。

以上2点について要望させていただきまして、私の質問を終わります。

○議長（市原鶴枝君） 次に2番 古田豊君。

○2番（古田 豊君） 皆さん、おはようございます。

お許しをいただきましたので、私は2点について質問をしたいと思います。

1点目は、第2次集中改革プラン、平成まちづくり改革ともったいない運動が行われておりますが、このことに対して、行政サービスの低下や、公共料金の値上げや、公共施設の利用料の値上げ等々は困ると市民から批判はないですか。それとも、景気が悪いから仕方がないのとらえてくださっているのか、まず市長にお聞きをしたいと思います。

先日、1月の大雪の日に、美濃市教育委員会とNPO法人いのちの歌国際交流センター共催のもとで、子供たちと高齢者と一緒に考える美濃市の未来事業が中有知小学校で開かれました。県会議員さん初め多数の美濃市議会議員さんや、その他来賓さん、幼・保育園児や小学生、または大人の人たちの観衆の中で、中有知小学校1年生34名と大人10名が、自分の夢や、美濃市の大好きなところや、美濃市の未来についてを発表をしてくださいました。

美濃市の山や川や空気がきれい、花みこしが大好き、うだつの町並みが大好き、灯台や川がいい、大矢田のモミジ、ふくべのモミジが大好きなど、みんなが美濃市を愛し、誇りを持って暮らし、一生美濃市で暮らしたいと思っていることがありありと見てとれました。また、美濃市の中有知小学校が大好き、美濃市の図書館や本が大好き、美濃市にいっぱい畑があるのが大好き、美濃市のきれいな長良川が大好きと、子供たちは夢を膨らませています。

だが、大きくなると美濃市から離れ、都会へ出てしまって、なかなか美濃市の若者がふえていかない。平成まちづくり改革やもったいない運動で無駄を削るのは当然のことですが、市の職員の削減による行政サービスの低下や学校の統廃合、水道料金や下水、農業集落排水料金を初めとした公共料金の値上げ、公共施設の利用料の値上げ、出張所には正規の職員はいなくなってしまうし、市の広報は月に1回にしたらという意見もあるし、コミュニティバスは路線の縮小や合理化になるかもしれないし、ごみも有料になるかもしれないし、敬老会の記念品代も削られ、賞状までがパソコンで打った軽いものになってしまうなど、市民にとって大変困ったことになったなあと感じられることがたくさん出てくるようになった。一生懸命働いて税金も払っているのに、景気が悪いから仕方がないのかなあと思いながらも、美濃市の場合は大きな会社がたくさんあるわけではないので、平成22年度の予算を見ても、市民税が個人・法人含めて去年に比べて1億7,100万円程度減っただけで、豊田市のように自動車会社1社で400億円も減る市とはわけが違う。

それではなぜなのかというと、下水道、農業集落排水事業にお金をかけ過ぎたからだと思

います。悪いことをやったわけではないですけど、1戸当たり400万から500万円ものお金をかけて整備された下水道の借金が122億円もある。下水道と農業集落排水特別会計が赤字なので、平成22年度の一般会計から下水道特別会計と農業集落排水特別会計へ繰り入れるお金が7億1,100万円にもなります。下水道、農業集落排水事業の借金の返済と維持管理費を使用料だけで賄おうとすると、今の下水道、農業集落排水使用料金の3倍の料金を市民の皆様からいただかなければならない。とてもそんな料金はいただけない。30年返済で借金をしているから、30年間は一般会計から下水道、農業集落排水会計へ毎年毎年何億円と払い続けなければならない。その間には、下水管や道路の修繕、終末処理場の処理経費や機械の故障、機械や建物の耐用年数切れなどで、未来永劫借金地獄に陥ってしまったのではないかと心配されます。

昨年の10月11日のテレビ番組「サンデープロジェクト」という放送では、「脱・霞が関で活性化～4,000人の村が指し示す地方分権～」という放映では、あるまちが、小さなまちでは1戸当たり500万円もかかる大きな事業は危険が伴い過ぎる。下水道事業ではなくてまち全体を合併処理浄化槽一本で行くことを決めた。下水道事業を実施した場合は45億円かかるところを、合併浄化槽事業にして総工費を6億3,000万円に仕上げた。まちの実質負担金額はたった2億2,000万円で、全額単年度処理で後年度負担なし、合併浄化槽事業の借金はゼロということであり、ランニングコストもごく安く済んでいるということでもあります。

美濃市も本当は、人口が集中している地区以外は合併処理浄化槽にすればよかったんですけど、既につくってしまったものは仕方がないので、さてこれからどうしたらいいのか、毎年毎年まちづくり改革ともったいない運動を続けながら頑張るしかないのか。

去年の秋に、産業建設委員会で宮城県の利府町というところへ行政視察に行っていました。利府町は30年前は人口9,000人という小さな町でしたが、仙台市の隣という好立地条件もあったとは思いますが、仙台駅の隣の利府駅周辺の土地を町が買い取り、24時間200円という安い駐車場料金にして、通学、通勤の人たちが仙台駅ではなしに利府駅の駐車場を安く利用できるようになり、1日2,600人もの人たちがこの駅を利用されるそうです。それではと町が住民アンケートを実施して、町に図書館が欲しい、駅前に飲食店が欲しいとの要望に基づいて、町が株式会社をつくって、駅前に10軒のお店のテナントをつくってしまった。それによって、代行運転など今までになかった商売なども出てきて、今の利府町の人口は、30年前の4倍の3万4,000人になっているそうです。

そして、ここの町長は、子供は町の財産やということで、少しでも暇があったら学校へ行って子供と一緒に触れ合っておられるそうです。年間100日は学校へ行っておられると町の職員が話してくれました。子供や若い子は、常に接触をしていると、ああ、こんなことを考えているんやなあ、こんな夢を持っているんやなあということがわかります。利府町の町長は、そんなヒントを子供からもらっているのかなあと思いました。

美濃市の子供も美濃市が大好きです。また、大人たちも美濃市の将来を心配しておられます。子供や大人の気持ちを裏切らずに、また子供の夢をかなえてやるためにも、「住みたい



まち 住めるまち 訪れたいまち 滞在できるまち 美濃市」を実現させるためにも、子供や若者や高齢者の心の中に溶け込んで、子供や若者が生きがいと夢を持って住める美濃市、大人が将来を心配しなくてよい美濃市にする努力をしていただくようお願いをしておきます。

次に第2点目、平成22年度予算の編成に当たって、真に必要な施策の選択と限られた財源で効果的な施策の展開等が予算編成のポイントとして組まれたということですが、前回の議会でも質問させていただきましたが、六つのオンリーワンが美濃市の事業の重点目標だそうですが、何だかよくわからない。

自転車のまち美濃市ということで、九つものサイクリングロードをつくって整備をするということですが、財政難の美濃市は、まずは1カ所を指定して、道路の両側に桜を植えて、きちんとした自転車道路を整備して、途中ではだんごを売る店があったり、お茶が飲める店があったり、フナやメダカの泳ぐ小川をつくったりして、余裕が出たら、また次のコースをつくるとかしていった方がよいと思うのですが、あそこにも少し予算をつけ、ここにも少し予算をつけ、生活道路の新設・拡幅でも、ことしはこれだけしか予算がないとかいって、小さな生活道路が3カ年くらいかからないとできない。せっかくまちづくり改革やもったいない運動で細かく細かくお金を絞り出しても、こちらで割高になるような事業をやるから効果があらわれてこない。結局、美濃市の1丁目1番地は何かというと答えられない。うーん、美濃市の1丁目1番地は何やろう。人口が減ってしまったので、人口対策で新市街地形成かなあ。いや、やはり観光のまちやろう。でも、観光客はあまりお金を落としていってくれないし、税収増にもつながらないから、ツアー・オブ・ジャパンをやるから自転車のまちがいいんやないかななんて迷った結果、あれもこれもになってしまって人口増にも税収増にもつながらない。それでも全国から注目もされたいから、電動アシスト付自転車を本年度で5台現金で買って、来年度、平成22年度はリースで15台買われるそうですが、これまたリースなんかで買ったなら5割以上高くついてしまい、せっかく市民の皆さんに我慢をしてもらって、まちづくり改革をしてひねり出したお金がまた無駄になる。どうしても買う必要があったら、200万円かそこらのお金ですので、現金で買えばいい。しかし、まだまだ美濃市はお金をかけなければならないところがいっぱいあるんじゃないですか。

例えば、松森の自治会要望を見てみますと、朝方と夕方には通勤の車がふえて信号待ちに時間がかかるから、信号のない市道を通り抜けようとして狭い道へ入ってくる。そうすると、すれ違えないから運転手同士がけんかをし出す。その畑の持ち主が、そんな光景をしばしば見るのは忍びがたいので、土地を分けてあげてもよいので道路拡幅をしてくださいと言われるので、市に対して早急に対処してもらおうように自治会要望でお願いをしてありますが、なかなかやってもらえない。

また、自治会要望で曾代用水にかかる橋から左に車で回ろうとすると、軽自動車でも1度で回れない。切り返しをして2度目にやっと回れる。普通車だと、一度通り越してUターンをしてきて右折をしなければならぬので、何軒もの家の人が不便をしてみえます。何とかこの橋の角を削って車が回れるようにと、もう15年も前から自治会が要望をしているが、な

かなか予算をつけてもらえない。電動アシスト付自転車を購入するということですが、何も電動アシスト付じゃなくてもよいではないですか。それこそ、もったいない運動で放置自転車を活用すると言っておられるのだから、ぜひ放置自転車を活用していただいて、この二つの松森の自治会要望をかなえてやっていただきたいと思います。

松森のことだけ言いましたが、他の地区の自治会要望も、まだまだやらなければならないところや事柄がたくさんあると思いますので、ぜひそちらの方に予算をつけていただいて、「小さくてもキラリと光る美濃市」じゃなくてもよいですから、小さくても味のある美濃市、市民が充実感を持って住めるまちにする方にお金を使っただけでいいと思います。

市長の答弁をお願いして質問を終わります。

○議長（市原鶴枝君） 市長 石川道政君。

○市長（石川道政君） 古田議員の一般質問の1点目、平成まちづくり改革ともったいない運動で無駄を削るばかりではなく、「住みたいまち 住めるまち 訪れたいまち 滞在できるまち 美濃市」をつくってもらいたいについてお答えをいたします。

古田議員の質問については、どちらかという御提案であろうかというふうに思っておりますし、要望ではないかと思いますが、質問ということになるかどうかわかりませんが、私の所見を述べさせていただきます。

地方分権の時代に入りまして、日本じゅうが、言い方は違いますが、行政にすべてを託すというような、してもらいたいとかというような時代は終わりました。私は、美濃市の市民がみずから立ち上がり、ともに地域をよくしていくという機運が盛り上がってきているのは事実でありますし、そういう時代だと思っております。

平成まちづくり改革ともったいない運動、どちらも将来にわたり美濃市が存続し、持続可能な発展を目指した行政運営を市民と協働して進めるための重要な取り組みが必要だと、このように思います。一軒のうちに例えれば、収入に見合った生活の中で効率と最大の効果が上がるよう、あるじを中心に一家で話し合い、それぞれ協力して生活を営む家庭が結果的に最も幸せな安定した家庭であると思っております。一家のあるじに対して、働きが悪いとか、こんな生活はあるじが悪いからと言っては、家庭は崩壊するのではないのでしょうか。したがって、美濃市では、質の高い行政サービスの提供はもちろん、安心・安全で快適な暮らしの確保や、だれしもが夢と希望が持てる個性豊かで魅力ある「住みたいまち 訪れたいまち 美濃市」づくりを市民と協働して取り組むことが大切であり、これが平成まちづくり改革ともったいない運動であり、また地域づくり支援事業そのものであると思っております。

もったいない運動では、ごみの減量化や環境美化を初め、健康づくりや下水道への接続、納税意識の向上など多岐にわたり、もったいない精神を醸成する取り組みとして平成まちづくり改革とも連動させながら、さらなる市民運動として盛り上がりに努めているところでございます。平成まちづくり改革やもったいない運動の推進には、市民の皆さんの御理解と御協力なくしては成り立たないものと思っております。無駄なところは無駄を省き、市民の皆さんに我慢していただくところは我慢していただき、また市民の皆さんが担っていただける

ところは皆さんに力を発揮していただくなど、自助・共助・公助による取り組みが大切な要素となっていると思います。受益と公平な負担のバランスにも留意が必要と考えております。市といたしましては、多様化する市民ニーズの中にありまして、子供や若者、高齢者など各層の考えも十分聞いて、今後も真に市民に必要な施策の選択により、行政サービスの維持に最大限努めてまいりますので、御理解賜りますようお願いいたします。

次に、一般質問の2点目、市民のための施策を推進するために基本的なスタンスをどう考えているか、地元自治会から出されている市民に密着した事業を早急に実現していただきたいという点についてであります。

平成22年度の予算編成に当たりましては、大変厳しい財政状況であります。将来を見据え、市民の目線に立った真に必要な施策や時代を先取りした施策を選択し、平成まちづくり改革を着実に実行し、無駄を省き、最小限の費用で最大の効果を上げ、持続可能な予算編成に努めました。第4次総合計画で目指す「スローライフ」をキーワードにした小さくてもキラリと光るオンリーワンの「住みたいまち 訪れたいまち 美濃市」の実現に向け、自然や文化、伝統など美濃市の特性を生かした、市民の皆さんが健康で安全・安心に暮らせることができ、市民と協働して活力あるまちづくりを進める予算としたところでございます。

こうした中、土木事業予算につきましては、幹線道路、生活道路の改良・維持・修繕、河川整備など市全体の均衡性、計画的かつ効率的に緊急性も考慮して予算配分に努めているところでございます。

特に自治会要望につきましては、その実現に向けて努力をしているところでございます。要望についてはA、B、C、Dの4段階に分類し、Aは予算化してすぐ取り組む必要のあるもの、Bは計画的に実施するもの、Cは市として当面事業として計画しないもの、Dは市としては取り組むことができない、要するにそれは隣近所として考えてもらいたいというようなものに分けておりまして、そのように施行しております。

また、2月の市議会臨時会におきまして、国の第2次補正に伴う補正予算を議決いただいたところでございます。その中で、地域活性化・きめ細かな臨時交付金を活用し、自治会要望であります生活道路である市道の維持修繕費2,100万円を計上し、9事業を施行する予定にしており、平成22年度へ繰り越し実施するものであります。平成22年度は、これも含めますと、かなりふえると思っております。

今後も、各自治会から出されております要望につきましては、緊急性、安全度、均衡性などを考慮し、事業を実施していきます。厳しい財政ではございますが、国や県の予算編成の動向を見ながら、限られた財源の中で政策的な事業経費を確保するとともに、市全体の予算配分を考え、公共性・緊急性の高いものから順次整備できるよう努め、自治会要望にこたえていきたいと考えております。また、市民参加型の美濃市版道普請方式による整備の啓発・推進にも一層努めてまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げて、答弁とさせていただきます。

〔2番議員挙手〕

○議長（市原鶴枝君） 2番 古田豊君。

○2番（古田 豊君） 2点の答弁に対して要望をしておきたいと思います。

1点目の答弁に対する要望は、一軒の家庭に例えた場合、収入に合わせた生活をしてあげばよかったんですが、収入も少ないのに豪邸に住んで文化的な生活を試みた結果、財政難に陥ったわけで、これを進めた国の責任も大きいわけですが、そんなことを言っているだけでは解決をしない。一家で話し合い、さてどうしようと考えざるを得ない。行政サービスの低下や公共料金の値上げ、公共施設の利用料の値上げ等々で対応していかざるを得ない。市民の皆さんは、一生懸命働いて税金を払い、他市と合併せずに単独の道を選んで、緑豊かな、すてきな豊かな美濃市になることを期待しておられる。一家のあるじに対して、働きが悪いとか、こんな生活はあるじが悪いからだと言っているだけでは家庭が崩壊するなど開き直らずに、あるじは一生懸命やってきたが、こんな財政状態になってしまい、まことに申しわけないという謙虚な気持ちが大切なのではないかと私は思います。

2点目の答弁については、もったいない運動を行いながら電動アシスト付自転車を買うということが矛盾に思います。先ほど申し述べた、生活道路の方が優先順位が上のような気がいたします。

以上で終わります。御清聴ありがとうございました。

○議長（市原鶴枝君） これより10分間休憩いたします。

休憩 午前11時00分

---

再開 午前11時10分

○議長（市原鶴枝君） ただいまから休憩前に引き続き会議を開きます。

9番 鈴木隆君。

○9番（鈴木 隆君） 私は、一般質問3点を行います。

1点目は、市の財政の一端を示す借金時計を設置してはどうかという質問でございます。全国的には、まだ設置している自治体は少ないと思いますが、市の財政の厳しさを市民の皆さんに認識してもらうために、市債残高の増減を一目でわかるようにしたらどうかと思います。方法は、直接市役所の前に電光掲示板で示す方法やホームページに載せる方法等、いろいろあると思いますが、市の現状を広く知ってもらい、協力を仰いではいかがでしょうか。

2点目は、市制40周年記念につくった市民の歌と「乱舞美濃」というのがありますが、全くと言っていいほど聞かれなくなりました。そのうち、美濃市に歌があることすら忘れられてしまうような気がします。市民の歌としてつくったわけですし、相当のお金を出して依頼したと思いますが、今後どのように活用していくか、お伺いします。

3点目は、朝・昼・夕に時を告げるチャイムが流れますが、曲が途中で終わってしまい、何か中途半端な印象を受けます。そろそろ曲を変える等、何か対策をされてはどうですか。

以上3点、よろしくお願ひします。

○議長（市原鶴枝君） 総務部長 平林泉君。

○総務部長（平林 泉君） それでは、鈴木議員の一般質問の1点目、市の財政事情を借金時計により市民に知らせてはどうかについてお答えをいたします。

市の財政事情の公表につきましては、毎年2月と8月に市の広報やホームページにより市民の皆さんにお知らせをしているところでございます。

平成21年度末における市債残高は、一般会計で約78億5,000万円、特別会計が約124億4,000万円、企業会計が62億1,000万円、総額では約265億円の見込みでございます。これまで、将来への公債費の負担軽減を図るため、市債発行の抑制に努めてきたところでございまして、最近3年間の市債残高の推移では、一般会計で毎年5億円から6億円ほど減少し、特別会計・企業会計を合わせた総額では毎年11億円ほど減少してきております。今後も引き続き公債費負担の軽減に一層努めてまいります。

さて、議員御提案の借金時計でございますが、昨年4月に、全国初として庁舎の玄関横に借金時計を設置された自治体がございますが、その都市のホームページによれば、企業から寄贈を受け設置されたもので、1時間単位で変わる市債残高を円単位で表示するものになっております。時計の設置やシステムの維持管理費等、費用などを考えますと、現状での設置は厳しいものがあると考えますが、市民の皆さんに市の財政運営について常に関心を持っていただく面においては一つの有効な手段でありますので、今後の参考とさせていただきます。

今後におきましても、市の財政運営の状況につきまして、市民の皆さんにわかりやすく、また関心を高めていただけるよう、広報紙やホームページ等の掲載方法にも一層の工夫を凝らし、お知らせをしてまいりますし、そのほか、出前講座や各種会合等も積極的に活用しながら、広く市民の皆さんに御報告してまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願いを申し上げます。

次に御質問の3点目、朝・昼・夕に時を告げるメロディーが途中で終わるが、よい案はないかについてお答えをいたします。

現在、同報無線機器の通報テストも兼ねまして、朝・昼・夕の定時に音楽を流しておりますが、流れておりますメロディーは、日曜日を除いた朝の7時が「グリーンスリーブス」、正午は「恋は水色」、そして夕方6時は「夕焼小焼」となっており、流す時間帯に合うようなメロディーとして選曲したところでございます。なお、日没が早まる11月から2月の間は1時間早めて、夕方は5時に流しております。

議員が言われるように、いずれのメロディーも途中で終わるような形となっておりますが、これは、以前50秒ほど流しておりましたところ、市民の皆さんから吹鳴時間が長いとの意見もいただき、平成14年7月からは吹鳴時間を20秒から25秒ほどに短縮したことによるもので、その際には、できるだけメロディーに違和感を持たせないような方法を心がけたところでございます。また、流れております音楽も、市民の皆さんに定着しているとの考えから、これまで特に変更はいたしておりませんが、今後検討させていただきたいと思っておりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

○議長（市原鶴枝君） 参事兼秘書課長 古田則行君。

○参事兼秘書課長（古田則行君） 鈴木議員の質問の2点目、市制40周年記念につくった市民の歌「幸のまち」と「乱舞美濃」を今までにどう活用し、今後どう活用するかについてお答えをいたします。

市民の歌につきましては、平成6年、市制40周年の記念事業として、市の自然や文化、人情などを織り込んだイメージソングの歌詞を市民から募集し、応募があった中から最優秀作品として選出された歌詞には、当時、NHK全国学校音楽コンクール審査委員などを務められた作曲家 橋本祥路さんの作曲により完成させ、市民への普及を図ることとして実施されたところでございます。募集の結果、小学生、中学生、高校生、一般から計615点の応募があり、審査の結果、当時、市内殿町在住の古田忠義さんの作品「幸のまち」と、同じく市内生櫛在住の林寿修さんの作品「MY Town MY Love」が最優秀賞に選出され、同年5月1日に市文化会館で開かれました市制40周年記念式典で発表された後、同年10月30日には美濃和紙の里公園で2,500人による大合唱祭が行われ、以後も、市のイメージを広くアピールしようとCD1,000枚を作成し、販売などを行い、児童・生徒、市民への普及が図られてきたところでございます。

さて、市民の歌「幸のまち」の今日の活用状況でございますが、小学校では広く歌われており、市内の全小学校では、例年4年生は市の音楽会で、6年生は土幌町訪問時に歌うなど広く活用されています。また、例年11月に開催されます市民のつどいの開会時には、参加者全員で合唱をいたしております。また、野口五郎さんが作詞されました「乱舞美濃」の活用状況でございますが、美濃小学校と牧谷小学校では運動会で振りつけをつけて踊ったり、入退場のときに活用されています。

市民のうた「幸のまち」「乱舞美濃」の今後の活用につきましては、小学校での活用は今後も継続をしていただくとともに、市民の皆さん方にも機会をとらえ活用していただくことを求めていると考えておりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げ、答弁とさせていただきます。

○議長（市原鶴枝君） 次に、1番 並信行君。

○1番（並 信行君） 皆さん、こんにちは。

私は、発言通告に基づき、本議会に上程された条例案と平成22年度美濃市予算書について3点の質疑と、一般質問2点を行います。

質疑の1点目、議第27号 美濃市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例と、議第28号 美濃市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の概要は、月60時間を超える時間外勤務に係る時間外勤務手当の支給割合を100分の125から100分の150に引き上げ、引き上げられた支給割合と本来の支給割合との差額分の支給にかえて、時間外勤務代休時間を指定できるようにするものであります。簡単に月60時間と申しますが、20日勤務として、毎日3時間の残業ということです。大変なことと思います。新年度予算中、病院事業会計を除いて、職員手当にある時間外勤務手当は総額約4,500万円があります。この数字は、

平成20年度と比べても、大まかに言って1,000万円増加しております。職員数が減り続ける中で、過重負担が発生しているのではないかと考えます。政府からのたび重なる地方交付税削減により、財政が危機に瀕したことを理由に職員数削減を進めた結果として、職員が病気になるかねない。長時間過密労働をさせるなら早期退職を促し、後に続く優秀な人材が得られなくなります。このような条例を必要とする60時間を超える時間外勤務が、平成20年度には何日、何人にあったのか、参事兼秘書課長にお尋ねをいたします。

質疑の2点目であります。歳出、10款 教育費、2項 小学校費、2目 教育振興費にある各小学校教材備品等購入事業242万5,000円が、21年度と比べ119万5,000円、33%の減額であり、3項 中学校費、2目 教育振興費にある各中学校教材備品等購入事業も20%の減額となっておりますが、理由は何か。義務教育費用をさらに保護者に求めることにならないか、お尋ねをします。

3点目、同じく歳出、10款 教育費、5項 社会教育費、6目 図書館費について、図書購入経費は500万円で、18節 備品購入費が451万円ではありますが、その差額は何か。18節 備品購入費は、平成21年度当初予算の490万3,000円より40万3,000円の減額となっております。新年度予算には、21年度までであった雑誌購入費用がなくなるような話も聞きましたが、図書購入費に変化があるのか。2点目、3点目は教育長にお尋ねをいたします。

次に、一般質問2点を行います。

まず1点目、美濃病院跡地周辺土地区画整理事業計画について、初めに、これまでの他地区の区画整理事業との違いはあるか。仮同意書回収のいきさつについて、幾つかお尋ねをいたします。

当市は、これまで5カ所の土地区画整理事業を行ってきましたが、完了したものが4カ所であり、進行中のものは美濃インター前の事業のみとなっております。区画整理事業は経済情勢の影響も大きく、右肩上がりの時代とは変わり、美濃インター前事業に見られるように保留地売却には困難が見込まれます。こういった情勢のもとで、市は美濃病院跡地周辺土地区画整理事業を計画し、仮同意のもとに、計画図を数度にわたって見直しながら地権者への説明を行ってきました。市長の平成22年度施政方針では、本同意の取得及び組合設立事業認可に取り組むと言明をされました。言うまでもなく、区画整理事業では地権者全員の利益が求められますが、ここの事業で全員の利益が図られ、納得してもらえるでしょうか。過去に清算が終わった区画整理事業との違いはあるのか、経済情勢と地域の特徴についてどう考えているか、お尋ねします。

本年2月の説明会資料には、区画整理事業のメリットとして緊急車両の通行が容易になることも上げられておりますが、この地域で緊急車両の通行が困難とされる家は何軒あるのか、お尋ねします。

また、これまでの経過から、仮同意書回収について、地権者全員、市内他地域、市外の地権者もあわせてですが、これに通知し、連絡がとれなかった方がいるか。また、仮同意の撤回の申し出があったと聞きますが、どのように対応されたか、お尋ねをいたします。

次に、減歩、再減歩、賦課金に対応できない方への対策はあるのかです。

これまでの5地区の区画整理事業は、人家の密集地ではなく、減歩も行いやすかったと思います。しかし、現状の線引きを見ると、この場所は人家密集地を含み、区画整理で利益を受ける人より不利益を受ける人の方が多いのではないのでしょうか。公共減歩・保留地減歩を合わせた合算減歩率は36.43%が見込まれていますが、敷地いっぱいには家があり減歩できない場合、清算額はどれくらいが見込まれるか。また、美濃インター前のように交通アクセスが良好な地域でも売却が進まない中で保留地の処分ができない場合、11億3,000万円にも及ぶ総事業費について、例がないとは書いてありますが、借入金の保証人となった場合の説明が尽くされているか、お尋ねをいたします。

最後に、事業計画の見直しが必要と思うがどうか、お尋ねをいたします。

この間の市の働きかけに、ケースによっては大きな負担が生じることも想定されることから、複数の町内の地権者有志の方から、区画整理には同意できない旨の申し出があったと聞いております。計画図を見ると、線引きの周辺部は道路に面していて家が立ち並んでいるのに、中心部に道路がないために土地利用が有効にできていないことがわかります。線引きを見直し、真に区画整理を必要とする場所に限り、同意を得られる方のみで行うべきと思いますが、市の考えを建設部長にお尋ねします。

一般質問の2点目です。余取川の環境改善について行います。

初めに、川の駅構想での余取川の位置づけはどうかです。

本年6月、河川での開催が初めてとなる全国豊かな海づくり大会が岐阜県で開かれようとしております。大会は、魚や貝などの水産資源の維持・培養と、それらの生物がすむ海や湖沼、河川の環境保全に対する意識を高めるために毎年各地で開催され、ことしは30回を数える節目の大会となります。

本議会初日の市長の施政方針では、「川の駅構想」という言葉が何度も出てきて、この構想にかける意気込みが感じられるのですが、現状はどうかであります。市内を流れる川のうち、メインとなるのはやはり長良川であり、板取川でありますけれども、市街地を流れる余取川には危険を感じさせない穏やかさ、観光や学習の場としての可能性があるのではないかと思います。古城山、松鞍山を左右に見て、流量の少なさは、川の中に歩道をつくっても安全・安心のイメージがあります。平成14年策定の川の駅構想では、美濃地域のアンケートでは特に親水が求められているとありますが、この流量が親しみを感じさせるのではないのでしょうか。しかし、平成10年当時の余取川の水質階級は「汚い水」とありました。親子で川遊びを楽しめる身近な川として、また、観光資源にもなり得る川として整備が求められると思います。川の駅構想の中で、余取川はどのように位置づけられていたか、参事兼総合政策課長に答弁を求めます。

次に、1999年9月のはんらんから10年が経過をしましたが、改修の進みぐあいはどうかです。

美濃地区に起こった自然災害として、1999年の余取川のはんらんは驚きでした。東海北陸



自動車道が崩れ落ち、何ヵ所もの堤防が決壊し、家屋も一部が流される惨事となりました。ふだんの水量からは想像もできない流れであり、流域の方は肝を冷やされたと思います。地震や台風、豪雨などの自然災害は人の力では防ぎようもなく、被害を最小にとどめる努力をする以外ありません。10年が経過し、節目の一つとして改修がどう進んでいるか、建設部長にお尋ねをします。

最後に、余取川の環境悪化が進んでいるように思われるが、改善計画はどうか質問をします。

私は、12月議会でも、豊かな海づくり大会を目指し、長良川河口堰を仔アユの遡上時期だけでも開放することが豊かな海・川をつくることになると提案をしましたが、その12月に余取川の川岸の方から、余取川の汚染を何とかできないか、相談を受けました。

四十数年前、私は魚とりに小俣川へ行きますと、流れをさかのぼり、時には、より大きなフナやコイの魚影が見える余取川へも足を運ぶことがありました。その後、急激に生活排水と工場排水のために汚染が進み、悪臭が漂う時期を経て、製紙工場の操業停止とともに浄化され、近隣の方々の努力もあって、コイが泳ぎ、水が澄んで、さわやかな時期もありました。

段町自治会では、地域を挙げて川のごみ拾いや花いっぱい運動、桜並木の植林など、ボランティアで環境美化に取り組み、余取川への思い入れはひとしおです。ことし2月末まで、余取川は工場排水・生活雑排水のために、千畝町の東では魚がすんでいます。黒色の藻が石に張りつき、千畝町より西では灰色ないし桃色がかった藻と、その切れ端がヘドロとなって堆積しているために魚はいません。近隣の方のお話では、夏になると、ここ数年はまた悪臭が漂うということでありました。2月末の大雨のために、今、余取川の黒や桃色の藻はほとんど流れ去っていますが、流域の排水がこれまでと同じなら、再び気温が上昇する夏に向かって、汚い藻が張りつくのは自明のことと思われま。

余取川は、1級河川として県の管理下にありますが、流域の黒や灰色、桃色の藻は栄養が豊富過ぎるためであり、その栄養分は生活排水と工場排水から来ます。県は、排水に栄養分が含まれていても基準値以下であり、有害物質には当たらないために法律の規制の対象にならないとの見解です。しかし、悪臭が漂う川、汚い川は公害であり、魚がすめない川になる原因が明らかなのに、手をこまねいてはなりません。すべての排水を下水に接続すれば、最終的には完全な解決となるでしょうが、費用の問題を初めとして、接続は思うようには進んでいないのが実情であり、一朝一夕にはいきません。余取川の実態を市はどのようにとらえているか。全流域に魚がすみ、子供が川に入って遊べるよう改善することはできないか、民生部長に質問をいたします。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（市原鶴枝君） 参事兼秘書課長 古田則行君。

○参事兼秘書課長（古田則行君） 並議員の質疑、議第27号、議第28号に関連して、平成20年度における月60時間を超える時間外勤務手当の支給状況はにつきましてお答えをいたします。

時間外勤務につきましては、経費削減の関係及び職員の健康管理の関係上、抑制するよう

指導をいたしており、月30時間を超える時間外勤務が予想される場合は所属長から理由書を提出していただき、やむを得ない事由の場合は承認し、そうでない場合は原則認めないことといたしております。

さて、平成20年度における月60時間を超える時間外手当の支給状況でございますが、人数にいたしまして13人、延べ人数にいたしますと37人で、時間では771時間で、支給金額は約162万円となりました。主な部課名及び事由でございますが、総務部総務課財政系の予算・決算時の事務処理と同部税務課の申告受け付け及び課税時期の事務処理、民生部市民課及び同部健康福祉課、高齢福祉課では、保険証等の更新手続に伴う事務処理によるものでございます。

今後も、時間外超過勤務時間の削減に努めていきたいと考えておりますので、御理解をお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

○議長（市原鶴枝君） 教育長 森和美君。

○教育長（森 和美君） 並議員の質疑の2点目、歳出、10款 教育費、2項 小学校費、2目 教育振興費にある各小学校教材備品等購入事業242万5,000円は、平成21年度に比べ119万5,000円、33%の減額、3項 中学校費、2目 教育振興費にある各中学校教材備品等購入事業も20%の減額であるが、理由は何か、義務教育費を保護者に求めることにならないかについてお答えします。

2項の小学校費も3項の中学校費も理由は一緒でございますが、議員さん御指摘のとおり、21年度と比較すると、いずれも22年度予算は減額となっております。この項目での予算は、各学校から要望のある一般教材備品の購入費であります。21年度が例年に比べ高額になっておりますのは、10年に1度改訂される新学習指導要領が、小学校では23年度から、中学校では24年度から始まるため、新しい指導要領に沿った教材を購入する予算を21年度に組んで、各学校で足りない備品を購入したものでございます。

したがって、議員さんがお尋ねになっている21年度予算は、一般教材備品に加え、新学習指導要領に沿った教材備品を購入する予算でございますし、22年度予算は一般教材備品の予算だけを組んでありますので、その差額は保護者に負担させることとはなりませんので、御理解を賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

続きまして、並議員の質疑の3点目、新年度予算、歳出の10款 教育費、5項 社会教育費、6目 図書館費について、図書購入経費は500万円で、18節 備品購入費が451万円であるが、その差額は何か。18節 備品購入費は、平成21年度当初と比較し40万3,000円の減額となっているが、雑誌分なのかにお答えします。

まず、図書購入経費の総額は、御指摘のように500万円でございますが、その内訳は備品購入費で433万7,000円、図書購入時に市独自の登録番号等を付加するための委託料27万円、雑誌・新聞購読料39万3,000円でございます。

また、18節 備品購入費は451万円で、前年度比39万3,000円の減額となっております。新聞・雑誌購読料と同額分39万3,000円が減額となっております。

以上、回答とさせていただきますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（市原鶴枝君） 建設部長 丸茂勝君。

○建設部長（丸茂 勝君） それでは、並議員の一般質問の1点目、美濃病院跡地周辺土地区画整理事業についての一つ目の、これまでの他地区の区画整理事業との違い、地域の特徴はあるかについてお答えいたします。

土地区画整理事業を行う区域では個々の特徴があり、どれ一つとして同じものはございません。それは、事業区域内の土地が農地、宅地、山林、雑種地、道路、水路など多種多様で、当然個々の面積も違えば、また高低差にも違いがあると思います。既に実施いたしました地区は新市街地をこれから形成していく地区でしたが、この地区は中心市街地に近く、市街地に農地等が介在し、住宅等が建っていることで公共用地が多いことが、既に終了した土地区画整理事業との違いでございます。また、経済状況につきましては回復基調にあるとはいえ、いまだ混沌とした状態にあると感じています。

また、この区域における緊急車両の通行が困難な家は、現在は6軒ほどでございます。ただし、今後は区域内に家を建てようとしても、上下水道や緊急車両・生活道路もなく、土地利用は進まず、耕作放棄地になりかねません。なお、仮同意書回収につきましては、地権者121名全員に案内を差し上げましたが、2名の方につきましては連絡がとれませんでした。仮同意書を提出されてから仮同意書撤回の申し出があった方につきましては、仮同意書がなぜ必要かなどにつきまして説明いたしましたが、それでも御理解いただけなかった方につきましては、仮同意書の返却をさせていただきました。

二つ目の、減歩、再減歩、賦課金に対応できない方への対策はあるかについてですが、土地区画整理事業は、事業区域内の地権者の皆様から事業費を捻出するために、公平に土地で負担をしていただくこととなります。これを減歩といいます。住宅が建ち、土地で負担をすることができない方につきましては、お金で負担していただくこととなります。これらの負担が大きくなるように事業計画策定段階において検討がなされ、地権者の皆様に納得をしていただいて組合を設立していただくこととなります。

減歩ができない住宅地の清算金がどの程度かにつきましては、その住宅地が接する公道の幅員、間口等により個々に違いが生じますので、この地区につきましては、もう少し精査しないと清算金を算出することができません。保留地の販売が進まず、借金の返済に苦慮する事態が起きた場合には、費用の捻出をするために再減歩なり賦課金の徴収をすることとなりますが、そのようなことがないように、今後、さらに事業計画の精査や工事費等の削減に努めることが必要であると思います。事業の策定に当たっては、再減歩や賦課金をさらに求めることがないよう厳しく計算をしております。今までの美濃市内の土地区画整理事業では、事業終了に当たり還付金が出たことはありますが、市内はもとより岐阜県内では、再減歩、賦課金について、そのような事例はございません。

三つ目の、事業計画の見直しが必要と思うがどうかについてですが、現在、当地区については、地権者を対象にした説明会や町内ごとの研究会などが開催され、協議がなされており

ます。この研究会等において、組合施行の土地区画整理事業で市と協働による事業であることや、組合設立以後、事業費を借入金等で賄い、保証人は組合役員がなること、借入金は保留地の販売代金で返済することなどの一般的な説明をしていますが、さらに多くの地権者の皆様に理解していただけるよう考えております。今後も説明会を開催し、地権者の皆様がこの区域を土地区画整理事業の手法により住みよいまちづくりを進めるために、さらなる研究・協議がなされるよう努力をしてまいります。事業計画につきましては、地権者の同意の様子を見ながら区域の変更も含めて検討をしていただき、組合の結成につなげたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

次に、並議員の一般質問の2点目、余取川の環境改善についての二つ目、平成11年9月のはんらんから10年が経過したが、改修の進みぐあいはどうかについてお答えします。

1999年（平成11年）9月の台風16号、18号及び豪雨による余取川のはんらんにより、沿川地域では甚大な被害が生じ、災害の認定を受けて、平成11年から平成12年度にかけて、長良川鉄道の上流部1.5キロの区間を、河川災害とあわせて生態系にも配慮した河川工事を含む河川等災害関連事業として、河川改修計画に基づき護岸工・護床工などの工事を市で施行いたしました。長良川鉄道の上流部は、これまで1級河川の指定を受けておりませんでした。改修を機に国に要望いたしまして、1級河川の指定を受け、県の管理で余取川全体を管理していただけるようにいたしました。

その後、余取川の浸水対策として、平成13年3月より、県において自治会代表者の皆様による余取川かわづくり検討委員会にて河川改修計画を検討していただきました。現在は、県では、その検討委員会の提言に基づき設計を進めておられます。

しかし、計画を実現するまでには、県の予算的な事情や詳細な調査・設計と、改修に必要な沿川用地の買収など相応の時間を要し、その間にも再び浸水被害が生じることが懸念されます。そこで、少しでも被害を軽減するための当面の処置として、応急的な対策を沿川の自治会長の皆様と検討して、その対策工事が19年度から平成21年度にかけて実施されております。

主な改修内容を申し上げますと、平成19年度には、西市場町地内で堰3ヵ所の撤去、遊水地1ヵ所の設置、平成20年度では、千畝町地内で堰4ヵ所を撤去、平成21年度は、東市場町地内で堰1ヵ所の撤去工事を現在施行されております。本年度で当面の応急工事はこれですべて完了となります。

今後は、本格的な河川改修が早期に完成するよう県に要望いたしますので、御理解を賜りたくお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

○議長（市原鶴枝君） 総務部参事兼総合政策課長 梅村健君。

○総務部参事兼総合政策課長（梅村 健君） 並議員の一般質問の2点目、余取川の環境改善についての一つ目、川の駅構想での余取川の位置づけはどうかについてお答えいたします。

美濃市には、日本の名水100選に選ばれた清流長良川を初め、板取川、片知川、余取川、神洞川、乙狩川、渡来川、小俣川などの河川や、これらの源となる自然豊かな山々がござい

ます。

美濃市まるごと川の駅構想は、川のある風景や山のある風景、森林、里山、清流などを活用しやすい環境に整備し、住む人にとっても、訪れる人にとっても、さらに魅力あるものとして子供や孫の時代へも誇りを持って継承しようとするもので、川がかかわる環境を大切に、川など自然の魅力を生かしながら活力あるまちづくりを推進するものでございます。

森と川の自然の仕組みを尊重し、川の源となる森林の環境づくりを一体的に維持・改善していく森の環境づくり、魚や鳥、昆虫など、さまざまな生物が生息できる自然環境を大切に自然や水環境の保全と再生、市民の健康増進に向けてサイクリングロードや河川敷の公園化、安全で快適な川遊び環境を充実していく拠点となる環境づくり、川湊、発電所、渡し跡、堤防等の現存する歴史的施設を観光的資源として、多くの人々が川と接する機会をふやしていく地域文化伝統の継承・発展につきまして、長期的な視野に立って、川をテーマにまちづくりを進めていくことにしております。

余取川につきましては、レクリエーション環境づくりの拠点として、市民が日常生活の中で水と親しめる身近な水辺として、また自然環境の保全・管理活動づくりの拠点として、豊かな水辺の生態を保全するとともに、子供たちが自然を体験学習する場となるよう環境整備をすることといたしておりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

○議長（市原鶴枝君） 民生部長 川野純君。

○民生部長（川野 純君） 並議員の一般質問の2点目、余取川の環境改善についての三つ目、余取川の環境悪化が進んでいるように思われるが、今後の改善計画はについてお答えします。

市では、長良川、板取川など9河川について、毎年水量が比較的安定する12月の平日に水質検査を実施しております。余取川については、口野々地内の上流部、西市場地内の中流部、長之瀬川との合流点から下流の河口部の3地点で平成5年に調査開始しております。現在の調査項目は、水温、生物化学的酸素要求量であるBOD、化学的酸素要求量であるCODなど7項目ですが、余取川など小河川については、水質などに関する基準はございません。したがって、経年変化による比較により御説明申し上げますが、調査日の水量、気温などの条件により結果にばらつきがあることを承知願います。

さて、平成10年と比較すると、西市場の中流部でBODが平成10年の1リットル中8.9ミリグラムに対し、平成20年が同1.8ミリグラム、平成21年が同1.4ミリグラム、CODが平成10年の1リットル中6.0ミリグラムに対し、平成20年が同1.6ミリグラム、平成21年が同1.4ミリグラムとなっております。河口の下流部では、BODが平成10年の1リットル中17ミリグラムに対し、平成20年が同3.8ミリグラム、平成21年が同15ミリグラム、CODが平成10年の1リットル中17ミリグラムに対し、平成20年が同6.1ミリグラム、平成21年が同13ミリグラムとなっております。その他、浮遊物質のSS、溶存酸素量のDO、大腸菌群数など、水温を除いたすべての調査項目で水質の改善傾向が見られます。平成14年からの公共下水道へのつなぎ込みにより、余取川に流れ込む生活排水等が減少し、下水道普及の効果が着実に

出てきたものと思われます。

今後とも市民の皆様方の協力を得て、河川のごみ拾いや清掃、不法投棄の監視を推し進めるとともに、公共下水への加入を促進し、生活排水処理対策を推し進め、市内すべての河川がきれいになるよう努力してまいりますので、御理解と御協力をお願いしまして、答弁とさせていただきます。

〔1 番議員挙手〕

○議長（市原鶴枝君） 1 番 並信行君。

○1 番（並 信行君） 答弁をいただき、ありがとうございました。

質疑には確認を、一般質問には要望を述べさせていただきます。

質疑の1点目、昨年度、月60時間を超える勤務が延べ37ヵ月発生しているということです。事務内容によって繁忙期があるためにやむを得ない部分もあるかと思いますが、事務量が減らないまま時間外勤務時間の削減を徹底すると、今度はサービス残業になりかねません。100分の125から150へ手当をふやすかわりに代休を指定するのは、変則勤務を恒常化することにつながるかと心配です。

質疑の2点目、学校備品購入費の件は了解をいたしました。

3点目の図書館費は、来年度、本年度よりも新聞・雑誌購読料を減らしてはいけないのですが、新聞・雑誌分が22年度も変わらないとすれば、図書を購入する金額がそれだけ減らされることとなります。小泉首相のころに言われた「米百俵」の故事に倣うなら、財政危機のときこそ教育・学問に投資せよという理想の反対に、例えばことし10冊買えた図書が来年度は9冊しか買えないことを確認させていただきます。

一般質問の1点目です。美濃病院の跡地周辺土地区画整理事業の地域の特徴については、既に終了した事業と比べ、一定市街化された地域を含むことが違い、経済状況も混沌としているとの認識でありました。ここから導かれるのは、減歩が困難かつ清算金に見通しが持てない方への対応であり、また最悪の事態とされる保留地が処分できないケースの想定であります。答弁では、事業計画策定段階で検討し、地権者の皆様に納得をいただくとされておりますけれども、納得できない方をくれぐれも悪者にしないでいただきたいと思います。市が現状の線引きで事業を強行すれば、今までに例がない無理な減歩や再減歩、賦課金の必要が生じ、岐阜県内で不名誉な第1号となる可能性さえあります。

見直しが必要と思うがどうかについては、地権者の同意の様子を見ながら、区域の変更も含め組合の結成につなげるとの答弁でした。区画整理事業でメリットと説明される事柄は一般的なものであり、地形や将来の利用計画によって、そのまま受け入れられる方もあれば、メリットととらえることができない方もあります。また、市町村合併や学校再編成と異なり、対象者全員が二者択一を求められるものではありません。同意のない土地区画整理は、財産権の侵害であります。土地区画整理を望む方だけで十分可能と思います。現在、同意しないと表明してしている方も、道路がなく、有効利用ができない土地所有の方の区画整理にまでは反対されません。線引きを見直すことによって、100%の同意に基づく区画整理事業とな

るよう要望しておきます。

一般質問の2点目の1です。余取川の環境改善について、川の駅構想は長期的な視野での川づくりであり、まちづくりであることから、緊急性を持たない、現状が多少汚くても少しずつ変えていけばよいスタンスと理解をいたしました。

2点目の2は、余取川のはんらんから10年の応急的改修工事は、今年度、21年度で一段落をし、今後は川づくり委員会などの計画・立案を実現する段階に入るとのことでした。これも長期的視野が必要になると思います。

2点目の3、余取川の環境改善策については、BODは生物化学的酸素要求量と呼ばれ、魚類が生存可能な溶存酸素濃度の下限がリッター当たり3ミリから5ミリとされていることから、中流域西市場付近では魚は生存可能ですが、河口域では生存不可能なことがわかります。これも、長期的視野では下水道の接続により改善されると思います。ただ、長期的とばかりは言っておれない状況もあります。水量が少ないことから、少量の工場排水でも浄化されず、桃色の藻や悪臭の原因となっている食品工場があり、この工場を訪問すると、皆さんに迷惑をかけているけれども、夏までには浄化槽を大きくして解決するというものであります。答弁にもありましたが、余取川の現状を市民の皆さんに知っていただき、皆さんの協力を得て、河川のごみ拾いや清掃、不法投棄の監視を推し進め、少しでも生活排水、工場排水を出さないように声をかけ合って、お互いが注意し合うことで清流を取り戻せると考えます。私も努力をしたいと思えます。

以上で私の質疑及び一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（市原鶴枝君） これより昼食のため休憩いたします。午後1時から会議を開きます。

休憩 午後0時08分

---

再開 午後1時00分

○議長（市原鶴枝君） ただいまから休憩前に引き続き会議を開きます。

7番 武井牧男君。

○7番（武井牧男君） 通告に従い、3点について質問させていただきます。

初めに、産業振興部長に、わくわくファームについて、農園の利用状況と今後の対策についてお尋ねをいたします。

農園関係について歳入歳出を見ますと、年間使用料として10万円、歳出は18万8,000円で8万8,000円の歳入不足となります。これに借地料の10筆分、22万円を加えますと30万8,000円となります。私は、これよりも問題は、利用度の低さにあると思います。農園の利用率をアップすることが重要な課題であると思います。この非常に貸出率が低い状況の中で、私は耕作放棄化対策としてふれあい農園を有効活用するために、今利用しない原因として一つ目に、それぞれ身近なところに家庭菜園としての田畑を所有している。二つ目に、農園まで来るには遠過ぎる。3点目に、農園に指導者がいないため、初心者には不安がある。4番目に使用料が高い等々の問題があるのではないかと思います。この農園の基本的な目的は、過疎

地域の活性化につながる都市部の方々と農業を通しての交流にあると思います。

目的達成の視点として、一つ目に地域の中の生きがいの場としての視点、二つ目の視点として、交流の場としての視点、三つ目の視点として、次世代へ野菜づくりを伝承していくとの視点から考えますと、高齢者の生きがいの場、交流の場としての農園、次世代（児童）へ野菜づくりを伝承していく農園として考えたとき、高齢者が学校農園としてのサポーター的役割を兼ねていただければ、この農園のある意義が満たされると思います。

そこで、問題なのが使用料の問題、あるいは移動手段の問題、グループづくりの問題等々が浮上します。児童の体験の場としての学校農園は、地域の方々たちとの触れ合いの場として活用されれば、地域の方たちとのきずなも一層深まると思います。ぜひ夢のあるふれあい農園になる施策を展開していただきたく、わくわくファームについて、農園の利用状況と今後の対策についてお尋ねをいたします。

二つ目に、一般廃棄物について、民生部長にお尋ねをいたします。

20年度において、ごみの有料化も示唆されていきました。本年の施政方針の中でも、ごみの減量化についての施政方針として、市長は、中濃広域事務組合へ搬入する一般廃棄物の量はやや減少傾向にあるものの、地球温暖化防止や処理負担金の軽減のため、市民協働によるもったいない運動を強力に推進し、さらなるごみの減量化とリサイクルの徹底に取り組むとともに、ごみ処理に係る経費が年々増加している状況下の中、受益と負担の観点からごみの有料化等の調査・研究も進めてまいりたいと表明されております。昨年もこのような方針を打ち出されていましたが、減量化の取り組みの成果は上がっていないと思います。市財政が厳しいと同様に、市民にとっても不況下の今日、有料化は受け入れがたいものでございます。私は、財政厳しい状況の中、廃棄物の減量化は避けて通れない重要な課題であると思います。この現状を市民に知っていただくことが先決であると思います。そこで、廃棄物を処理する費用、具体的方法などを示し、啓発し、問題を共有していくところに市民と協働して取り組むことができるのではないかと思います。

そこで、4点について質問いたします。

一つ目に、平成20年度に、ごみの減量対策として実施した啓発活動の効果をどう判断しているか。二つ目に、平成22年度の減量化に向けての目標数値を初めとする具体的取り組みについて。三つ目に、ごみ減量を推進するに当たり、コンポストが助成対象にできないかをお尋ねいたします。

3番目に、介護について民生部長にお尋ねをいたします。

公明党は、昨年11月から全国で行った介護総点検で寄せられた約10万件の現場の声を踏まえ、介護施設の不足、在宅支援体制の不足、介護労働力不足に対する施策を盛り込んだ七つの視点で12の提案、64の対策から成る政策提言「新・介護公明ビジョン」を鳩山首相に2月24日手渡しました。そこで首相は、提言を大いに参考に、厚生労働省に検討を促したいと述べられました。総点検運動では、市民の皆様を初め関係する施設、また方々からアンケートに御協力いただきました。本当にありがとうございました。これにおこたえするのが、住み



たいまち、訪れたいまちづくりにぜひとも必要なことと思います。

そこで、次の2点につき質問をいたします。

一つ目に、在宅介護の支援強化について。平成21年度の65歳以上の人口は6,238人、高齢化率が26.30%、介護認定者数775人、認定割合12.40%になっています。少子・高齢化が急激に進み、高齢者世帯、独居老人世帯が多くなってまいります。こうした状況下の中でも、高齢者にとって安心して自宅に住み続けるためにも、在宅介護を24時間365日サポートする介護体制の整備が不可欠であると思います。特に30%以上の高齢化率を占める牧谷地区においては、重要な課題であると思います。そこで、通い、宿泊、訪問といったすべてのサービス体系を提供する小規模多機能型居宅介護事業が必要と思います。住みたいまち、住み続けたいまちづくりのために、早期に取り組んでいただきたいと思います。これに対しての今後の事業の推進についてお尋ねをいたします。

次に、元気な高齢者を応援する対策についてお尋ねをいたします。

公明党としましては、今回の提言で介護を守り支えていくためには、元気な高齢者がふえていくことが重要であり、高齢者がやりがいを持って介護予防に励めるよう、新たな支援システムを考えるべきです。

例えば、介護報酬の改定は3年ごとに行われていますが、3年間介護保険を利用せず、元気に暮らした65歳以上の高齢者本人に対して、介護予防に取り組んでいることを評価し、「お元気ポイント」のような介護保険料や、サービス利用料の負担を軽減するポイントシステムを導入すべきです。さらに、介護ボランティアに参加した元気な高齢者には、介護支援ボランティアとしての同様の負担軽減システムを導入すべきと考えています。両方やれば、ダブルポイントで、さらに保険料が軽減されるなど、高齢者が元気に暮らすことが喜びとなるような工夫が必要です、公明党はこのように提言をいたしました。

本市において、できる範囲でのこのような趣旨の対策をされてはと思います。できることとしては、健康いきいきフェアの場において、そうした方々の表彰等を行うことはどうでしょうか。また、高齢者福祉の予算内での事業見直しをされて、新事業としての取り組みができないか、お尋ねをいたします。

○議長（市原鶴枝君） 産業振興部長 宮西泰博君。

○産業振興部長（宮西泰博君） 武井議員の一般質問の1点目、わくわくファームについて、農園の利用状況と今後の対策についてお答えいたします。

和紙の里わくわくファーム「ふれあい農園」は、平成15年に中山間地域の農業の振興、地域の活性化、並びに都市住民との農業を通じた交流の場として開園いたしました。施設概要としましては、休憩室としてのやすらぎ館、堆肥小屋、並びに貸付農地として、1区画30平方メートルが56区画、50平方メートルが28区画、合わせて84区画ございます。貸付農地の利用度につきましては、最盛期の平成18年度には7割程度の利用率がありましたが、現在では2割5分ほどになっております。原因としましては、県農業普及センターの試験農地など大口利用の減少と、農業指導者がいない、農園まで遠い、並びに使用料の問題等が考えられま

す。

議員御指摘のとおり、利用率が向上すれば農園に活気が生まれ、本来の目的である地域の活性化や交流の場としての機能が発揮できるものと考えています。市としましては、農園の使用者からも要望が多く出ておりますので、平成22年度から農作業に精通した営農指導者を週3日程度配置し、農園管理を行うとともに、農園利用者にきめ細かな指導を行うことにより、安全・安心でおいしい野菜づくりと作物が多くできる喜びを味わっていただきたいと考えています。

また、利用率を向上するため、美濃市の特産農産物として開発された「仙寿菜」の試験栽培、中濃地域の特産果樹として指定されているブルーベリーの小学生による体験農園に、それぞれ10区画ずつ活用することを計画しています。

さらに、わくわく広場において、和紙の里会館来場者へのコウゾ刈り取り体験農園などを計画し、農園に活気を取り戻すことを重点に施策を展開していきたいと考えております。本年1月に、都市部で発行されている無料情報誌に農園募集記事を掲載しましたところ、岐阜市と名古屋市からそれぞれ1名ずつの申し込みがありましたので、今後も都市部の各情報誌や市ホームページバナーを活用して、設置目的の一つでもあります都市住民との農業を通じた交流の場にもしていきたいと考えていますので、御理解と御協力を賜りますようお願いいたします。答弁とさせていただきます。

○議長（市原鶴枝君） 民生部長 川野純君。

○民生部長（川野 純君） 武井議員の一般質問の2点目、一般廃棄物についてお答えします。

御質問の一つ目、20年度にごみ減量対策として実施した啓発活動の効果をどう判断しているかについてでございますが、リサイクル街頭指導については平成19年度から始めており、平成21年度には54自治会193ステーション、延べ1,641人に街頭指導を行いました。今年度については、前年の3倍以上の市民の方々に、ごみ出しのマナー厳守やリサイクルの徹底などについて街頭指導することができました。市収集ごみについては、平成19年度から毎年減少しており、街頭指導もごみの減量に大いに役立っていると考えております。現在、13分類16分別で行っております分別収集の徹底や、生ごみの水切りの徹底などの指導を今後とも継続して実施することにより、徐々に効果が出てくるものと考えております。

二つ目、22年度の減量化に向けての目標数値と具体的取り組みについてですが、市収集ごみの推移については、20年度は前年度対比で3.1%の減、21年度は1月末現在、前年対比3.7%の減となっておりますので、22年度については5%減を数値目標に置きたいと考えております。具体的な取り組みについて、最も重点を置いて取り組むのは段ボールコンポストの普及啓発です。何といたっても、家庭ごみの40%近くは生ごみが占めており、その80%から90%近くは水分だと言われております。この生ごみを堆肥化し、土に戻すことができれば、ごみの減量だけではなく、ごみのリサイクルにもなります。

21年度は、廃棄物減量等推進員を対象に、段ボールコンポスト普及講演会を開催し、モニターをお願いし、段ボールコンポストの普及に努めてまいりました。今月18日には、そのア

フターフォロー講座を開催するなど、生ごみ減量啓発に努めております。22年度は、廃棄物減量等推進員のみならず、一般の方々にも広報等で呼びかけ、段ボールコンポスト普及講座に参加してもらうとともに、21年度に講習を受けた方々を核とした自主的な段ボールコンポスト普及の団体を立ち上げていただき、市民と協働して段ボールコンポストの普及に努めてまいりたいと考えております。

また、リサイクル街頭指導も全自治会で実施していただけるように努め、ごみ出しのマナーと減量化を市民に周知啓発してまいります。その他、引き続き資源回収奨励金、生ごみ発酵促進剤購入補助金、電動生ごみ処理機等購入補助金も機会あるごとにPRに努め、多くの市民の皆さんに利用していただけるよう努めてまいります。

三つ目、ごみ減量を推進するに当たり、コンポストが助成制度の対象にできないかでございますが、ごみの減量に積極的な市民の方々を支援するために、電動生ごみ処理機購入補助については22年4月から、購入から5年以上経過した世帯では、買いかえについても補助対象にしますし、今後コンポストの助成制度についても検討してまいりますので、御理解と御協力をお願い申し上げ、答弁とさせていただきます。

次に、御質問の3点目、介護についての一つ目、在宅介護の支援強化についてでございますが、介護施設の整備につきましては、法令等により介護保険事業計画との調和が保たれていることが必要であるとの規定から、これまで同事業計画に基づき整備を進めてまいりました。今後の介護施設の整備につきましては、平成20年度に策定しました第4期介護保険事業計画で、平成23年度内に特別養護老人ホーム30名の増床、認知症グループホーム2ユニット、18名の新規整備を行うとしております。その後、昨年4月10日に決定しました国の経済危機対策の中で、介護基盤の緊急整備特別対策事業等が制度化されました。この事業は、平成21年度から平成23年度までの第4期介護保険事業計画内の介護施設・地域介護拠点整備を全国ベースで約12万人分から1年分を上乗せし、16万人分に拡大するとともに、この期間の施設整備に対する国からの交付金を特例交付金として従来額に上乗せするとしております。これを受け、市としましても上乗せ分の検討を行い、特別養護老人ホームの整備時期を平成23年度から平成22年度に繰り上げ、30名の増床を40名に拡大と、新たに住みなれた家、地域から通いを中心に、泊まり、訪問を組み合わせることで利用できます小規模多機能型居宅介護事業所1施設を平成23年度に整備することを決定したところであります。認知症グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所の整備場所、事業者等につきましては現在未定でございますが、平成22年度中に決定しまして、23年度開設に向けて進めてまいりたいと考えますので、よろしくお願いをいたします。

次に御質問の二つ目、元気な高齢者を支援する対策についてにお答えします。

初めに、「お元気ポイント」システムの導入についてですが、「お元気ポイント」の対象者を御質問のとおり、3年間介護保険を利用しなかった65歳以上の高齢者の方とした場合、本年1月末の市内の65歳以上の高齢者人口は6,281人、同じく要介護等認定者数は791人であり、差し引きしました5,490人、高齢者人口の87.4%の方が対象者となります。こ

の方々に、「お元気ポイント」として介護保険料等の負担を軽減した場合、少なからず第1号被保険者保険料の基準額に影響が出てまいりますので、一方で保険料を引き上げるとか、市費で負担するといった検討が必要になる懸念が生じます。

次に、元気な高齢者で、介護支援ボランティアに参加した方への介護保険料等の負担軽減システムの導入についてですが、この事業は、東京都稲城市が平成20年度から実施しております。その他数市が導入しておりますが、全国的な広まりにはいまだ至っておりません。その理由としましては、介護保険制度上、直接的に保険料の軽減が行えない、ボランティア活動の実績・評価が必要、ポイントの管理機関の設置が必要など、運営の煩わしさが大きいのではと考えます。御提案の「お元気ポイント」、介護支援ボランティアの介護保険料の負担軽減システムの導入は、このほど公明党が政策提言されましたものと存じますが、厚生労働省が早急に具体的な内容を検討すると聞いておりますので、検討結果も踏まえながら検討してまいりたいと考えます。

次に、福祉健康いきいきフェアの場において表彰等についてですが、「お元気ポイント」で申し上げましたように、対象者は高齢化の進展や健診、介護予防事業の充実により年々増加するものと思われまます。また、元気でいることは、一生を通じ、だれもが大切にする暮らしのあり方であることを考えますと、表彰することが望ましいのか、研究が必要と考えます。元気な高齢者の方々が、ボランティア活動等を通じ心身の健康保持や増進を図り、あわせて地域へ貢献できるような多様な事業の取り組みを推進することは、本格的な高齢社会を迎える中で大変重要であると考えます。今回御提案をいただきました内容も含めまして、今後の事業に活用できるよう努めてまいりたいと考えますので、御理解賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

〔7番議員挙手〕

○議長（市原鶴枝君） 7番 武井牧男君。

○7番（武井牧男君） 3点につき、答弁ありがとうございました。

介護につきましては、御答弁のことを全面的に了解しておきますが、わくわくファームについてと、また一般廃棄物について、私はちょっと御要望を述べさせていただきます。

今、わくわくファーム農園の利用状況と今後の対策については、新年度から営農支援者が週3回、また美濃市の特産品としての仙寿菜の10区画での試験栽培、またブルーベリーの果樹栽培ということで、子供たちにとっての体験学習の場ということで、10区画というような新しい取り組みがされることを大変期待しております。そういった形がスムーズにいくことを祈っておりますが、こうした区画の中でも、現在利用している区画を含めて、84の中の30区画はこのような状況で推移しますが、本来の農園、残りの農園をいかに利用するかについては、まだまだ今後いろんな施策を考えながら展開しなければ、この50区画ほどある区画の利用推進にはつながらないと、ちょっと不安な面もあります。こういったことにつきましては、本当に種を植えただけで野菜ができるものではなく、長年の経験と知識を持った高齢者が若い世代と、また高齢者同士が集い合う、そういったことがこの農園の利用につながって

いけばということで、こんなことも真剣に考えていただきたいということを御要望しておきます。

また、一般廃棄物については、再々、私はこの場で述べており、また自分でも実践しておるんですが、当初は目標値を私は50%ぐらいに置かれるんじゃないかというような期待感を持っておったんですが、5%という数値でございます。今、取り組まれている段ボールコンポストについても、ただ1回の講習を受けただけじゃなく、この18日はモニターさんにやっていただきながら、アフターフォローの講習会も行うということで、私もこの場には出席したいと思っておりますが、こういった目標値についても、私は5年間ほどの目標値を持ちながら、10%ずつの漸減というような目標値を持って一般廃棄物の減量化に取り組む、長期的な視野に立ってのいろんな施策展開を今後お願いして、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（市原鶴枝君） 15番 塚田歳春君。

○15番（塚田歳春君） 私は、一般質問3点を行います。

1点目は、後期高齢者医療制度の保険料は2年ごとに改定されることになっていますが、岐阜県広域連合の平成20年度決算は大幅な黒字と聞くが、保険料の引き下げはできなかったのか。また、これまでに資格証明書や短期保険証を発行したことがあるのか、お尋ねをいたします。

後期高齢者医療制度は、平成20年4月からスタートいたしました。御承知のように、この制度は、75歳以上のお年寄りを現役世代から切り離れた医療制度に加入させ、高齢者から確実に多くの保険料を取る目的で始まりました。これまでは年収180万円以下、子供の扶養家族になっている人は保険料を払う必要がありませんでしたが、この人たちを含め、75歳以上全員が保険料を払うことになったのです。この保険料は都道府県ごとに異なり、支払い方法も、年金額が月1万5,000円以上の人は自動的に天引きされ、年金額が1万5,000円に満たない人は自分で納めに行くことになっております。また、この制度は、保険料を滞納し、悪質とみなされると保険証を取り上げ、かわりに資格証明書が発行されることになっております。医療の面でも、医療を制限し、安く抑える差別医療が導入されております。医療保険の財源は、高齢者本人の保険料が1割、現役世代からの支援金4割、残り5割を公費負担で賄っております。運営は各都道府県となっておりますが、1人当たりの医療費により保険料の格差も生まれています。保険料は、所得により負担する所得割と、全員が一律に負担する均等割を合計した額となっております。その保険料は、際限なく上がっていく仕組みがつけられております。その理由の一つには、医療費がふえると保険料にはね返っていくこと、二つには、75歳以上の人口増に応じて、負担率が医療給付費の1割から自動的に引き上げる決まりになっていることでもあります。

さて、4月からの改定により、都道府県別では均等割額と所得割率、またはどちらかを引き上げるのが21都道府県、保険料を据え置くのが15県、引き下げるのが8県となっております。岐阜県は、1人当たりの年間平均保険料は5万5,162円で据え置くとされておりますが、

平成20年度決算では繰越金が約55億8,500万円で、平成21年度も黒字になるような傾向と聞きますが、今回の保険料を据え置くとされた経緯はどのようなか。私は、引き下げをして高齢者の負担を軽くできないかと思いますが、どうでしょうか。また、資格証明書や短期保険証の発行は行ったことがあるのか、この際、伺っておきます。

次に、質問の2点目であります。耕作放棄地の解消に向け、どんな取り組みがされているのか、質問いたします。

新政権では、戸別所得補償モデル対策事業が導入されるということですが、この制度の概要についてもあわせて質問いたします。

日本の食料自給率は40%までに低下し、先進国の中では最低であります。日本の農業をここまで衰退させたのは、歴代自民党政権による農政のもとで、国民の主食を際限なく外国に依存させる政策をとってきたことにあると思います。農産物の輸入額は、2005年が4.8兆円、2006年が5兆円、2007年が5.5兆円、2008年が6兆円と毎年伸びております。また、農産物の平均関税率は、インドやノルウェーは120%以上で、韓国が62%、EUが20%、日本は11.7%であり、いかに日本の関税率が低いかかわかると思います。農業就業者は20年間で半減し、深刻な後継者不足に陥り、耕作放棄地がどんどんふえ、農地の荒廃が進んでおります。本市においても例外ではありません。毎年のように農家収入は減少し、担い手不足は深刻で、農地も荒れ放題であります。

そこで、耕作放棄地解消に向け、どんな取り組みがされているのか、質問をいたします。

私が一番懸念していることは、美濃市でもかつて多くの田を圃場整備し、多額の税金が投入されました。しかし、せっかく圃場整備されたところでも休耕が目立ち、米以外の飼料用作物が植えられていることでもあります。せめて圃場整備された田んぼは米づくりがされるよう、市としても努めてもらいたいと思っております。私も少しばかり米づくりをやっておりますが、2反の田んぼで、田植えや稲刈りは大規模の農家の方をお願いし、草刈りや水回り、肥料などは自分でやっておりますが、計算したら日当も出ません。しかし、古い考えかもわかりませんが、昔からある農地を荒らしてはいけない、こう思い、えらくも続けております。

そこで、新政権が打ち出した戸別所得補償モデル対策が4月よりスタートしますが、この制度の概要はどのようなか、質問いたします。

私も、この間、このことについて勉強しましたが、今回の戸別所得補償モデル対策は、補償水準が米の再生を補償するものになっていないことです。御承知のように、米を生産するには、機械あるいは資材代など労働費、地代などが含まれていますが、労働費の補償は80%とされ、生産費と販売価格の差額を補てんするものになっていないのであります。JA中央も、米政策の提言で労働費の100%補償を求めています。米の生産を維持し、後継者を確保するためには、農家の労賃報酬は少なくとも他産業並みにすべきです。こうした欠点はあるものの、従来の自民党政治の米政策より一歩踏み込んだものになっていると思いますが、この概要を説明ください。

次に、質問の3点目であります。

新年度の土木予算は自治会要望にこたえる予算になっているか、質問いたします。

新政権の一つの理念的なスローガンは、「コンクリートから人へ」と言われております。確かに、これまでの旧政権のもとで、政治家の利権につながるような無駄な大型公共事業が行われてまいりました。岐阜県では、長良川河口堰や徳山ダム、関連する導水管建設事業などではありますが、公共事業がすべて悪ではありません。地方の道路は、都市の道路と比べ、まだまだ未整備のところが多いわけでございます。ましてや、自治会要望の公共事業は、その多くが生活道の整備であり、地域住民の切実な要望であります。市が思い切った予算をつければ、市内の建設業者への仕事がふえることになり、景気対策の一助にもなります。

さて、平成22年度予算の中で、土木費の道路維持費は約3,250万円、前年対比200万円、道路新設改良費が約7,000万円、前年対比440万円、いずれも少なくなっております。河川維持改良費は約650万円で、前年対比は18万円ほどふえております。そこで、10年前と比較をすると道路維持費は若干ふえておりますが、道路新設改良費は10分の1に減っております。また、5年前と比較すると、道路維持費は約400万円、道路新設改良費が約1億7,000万円も減少しております。このように、土木予算が毎年のように減らされていく中、昨年6月議会で自治会要望の予算の増額を質問したとき、市長は自治会要望に充てられる予算と整備率を次のように答弁されております。平成16年が1億2,000万円で整備率は34%、平成17年が1億2,500万円で整備率は39%、平成18年が9,100万円で整備率は33%、平成19年が9,300万円で整備率は25%、平成20年が9,700万円で整備率は34%となっております。平均の整備率は33%であり、これでは自治会要望にこたえる予算になっていないと申し上げ、私は整備率を上げるよう要望したところでございます。

一方、各自治会では、平成15年から1自治会5事業に絞って要望されておりますが、最近では市内の7地区の自治会で1自治会1カ所、多くても2カ所ぐらいです。財政が厳しい当市で、あれもこれもできる状況でないことは十分承知しておりますが、自治会要望は、言いかえれば市民の要望です。ぜひ大幅な増額ができないか、質問をいたします。

以上3点の答弁、よろしくお願いをいたします。

○議長（市原鶴枝君） 市長 石川道政君。

○市長（石川道政君） 塚田議員の一般質問の1点目、平成22年度からの後期高齢者医療保険料の引き下げはできなかったのか。また、これまで資格証明書や短期被保険者証を発行したことがあるのかについてお答えをいたします。

後期高齢者医療保険料率は、高齢者の医療の確保に関する法律第104条で2年ごとの見直しが規定されており、今年度で平成22年度、23年度の保険料率の改定が必要となります。保険料率の算定方法につきましては、同条で「政令で定める基準に従い、広域連合の条例で定めるところにより算定された率」と規定されております。

岐阜県広域連合では、2月17日に開会されました平成22年第1回岐阜県後期高齢者医療広域連合議会定例会に、保険料率の据え置きを提案されました。その理由としましては、高齢

化の進展等により岐阜県の場合、平成22年度、23年度における保険料率は、現行制度に対して何らかの対策を講じなかった場合、平成21年度に比べて約10%の増加が見込まれるとしております。しかしながら、こうした状況下でありながら現下の厳しい経済情勢等を踏まえると、前年度からの剰余金の全額と、県に設置されております財政安定化基金を活用することにより、平成22年度、23年度における保険料率を、所得割率が0.0739、均等割額が年額3万9,310円と平成20年度、21年度と同率とし、同額に据え置き、被保険者の方々から納付いただく保険料の増加を抑制したと説明されました。定例会では、保険料率の据え置きに係ります関係条例の改正、平成22年度特別会計予算等につきましても審議をされ、原案のとおり決定されておりますので、よろしく御理解賜りたいと思います。

次に、これまで資格証明書や短期被保険者証を発行したことがあるのかについてでございますが、資格証明書、短期被保険者証の交付は、保険者であります広域連合が法令及び広域連合が制定しました事務取扱要綱により厳格に処理しておりますが、資格証明書については、平成21年10月26日付の厚生労働省保険局長より、現内閣では原則として資格証明書は交付しないことを基本的な方針とすることが通知されておまして、これまでに資格証明書の交付は行われておりません。

短期被保険者証については、広域連合の事務取扱要綱で、4期以上の滞納のある方を対象に3ヵ月を期限として交付すると規定されております。美濃市といたしましては、滞納整理、納付相談や生活状況等を考慮した納付計画、年齢到達により新たに被保険者となった方々には自宅を直接訪問いたしまして、制度の仕組みや保険料額の賦課方法等を御説明した上で、納入通知書を手渡しするなど必要な収納対策に努めておりますが、現在、再三にわたる納付勧奨に何ら応じられない方3名があります。この3名については、短期被保険者証が交付されております。今後も必要な収納対策を講じてまいりたいと考えておりますが、短期被保険者証の交付は、被保険者間の負担の公平を図る観点から必要であると考えますので、御理解を賜りますようお願いいたします。

続きまして、一般質問の3点目、新年度の土木予算は自治会要望にこたえるものになっているのかについてお答えをいたします。

先ほど、古田議員からも同じような内容で質問がありまして、回答も同じようになるかと思いますが、あらかじめ御了承ください。

新年度予算は、厳しい財政状況の中、限られた財源を生かし予算編成を行い、土木事業関連予算については、幹線道路や生活道路の改良や維持修繕、河川整備など、美濃市全体の均衡性や計画性、緊急性や効果も考慮して予算配分に努めているところでございます。

議員の御質問の中で、平成22年度予算中、道路維持費、道路新設改良費の前年度の比較、または10年前と5年前の比較については、道路新設改良費が大きく減り、10年前の10分の1、5年前との比較では1億7,000万円減少したと言われました。しかし、道路新設改良費の中には、国庫補助事業費や県営事業の市負担金も含まれておまして、年度ごとに大きな変動もありますが、自治会要望に充てます市単独の道路改良や側溝改良費などは、そんなに大き



く変動はないと考えております。

例えば、5年前の道路新設改良費が1億7,000万円減少していると言われますが、これは自治会要望に充てる予算以外の国庫補助事業の道路改良費や県営事業の市負担金も含んで計算されているからであります。5年前の道路新設改良費を見ますと、国庫補助事業で六反志摩線、広岡町松森線、前野7号線の道路改良工事を行っており、また県営事業の市負担でも、県道富加美濃線等の道路改良費の負担金がピークで4,000万円の予算を計上しておりました。ところが、新年度は国庫補助事業は繰り越し分だけで、県営事業負担金も国直轄事業の県負担金も見直すといったことから、当初予算の中には計上しておりません。こういったことから、新年度の道路新設改良費全体の予算は少なくなっております。

先ほど古田議員の答弁でも申し上げましたが、国の第2次補正で予算措置されました地域活性化・きめ細かな臨時交付金の事業を活用し、自治会要望であります生活道路の維持修繕費を予算計上しており、平成22年度に実施する予定であります。各自治会から出されております要望につきましては、緊急性、安全性や均衡性を考慮して事業を実施しており、厳しい財政状況ではありますが、市全体の予算配分を考え、公共性、緊急性の高いものから順次整備できるように努めております。できるだけ自治会要望にこたえていきたいと考えております。

また、市民と協働して道普請による道路等の整備の啓発・推進にも一層努めてまいりたいと考えておりますので、議員の言われます土木事業予算の大幅な増額は、現在の財政状況の中では困難であります。少しでも予算が増額できますよう努力したいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。答弁とさせていただきます。

○議長（市原鶴枝君） 産業振興部長 宮西泰博君。

○産業振興部長（宮西泰博君） 塚田議員の一般質問の2点目、耕作放棄地の解消に向けどんな取り組みがなされているか。また、新政権では、戸別所得補償制度モデル対策が導入されるが、この制度の概要はどのようなかについてお答えいたします。

耕作放棄地の問題につきましては、国民への食料の安定供給を図ること、優良農地を確保することを目的に、平成20年4月に国の耕作放棄地解消支援ガイドラインが示され、耕作放棄地解消に向けた取り組みが国を挙げて取り組まれることになりました。現在、国全体の耕作放棄地は23万1,000ヘクタール、美濃市では、優良農地とされます農振農用地面積313ヘクタールのうち29ヘクタールほどの耕作放棄地がございます。地域的に見ますと、上牧地区、大矢田・藍見地区に多く点在しています。美濃市としましても、今後とも農業の振興と優良農地を荒廃させないため、本年1月22日に市、県、農業委員会、水田農業推進協議会、農業共済組合、農業協同組合など関係機関による美濃市耕作放棄地対策協議会を立ち上げ、解消計画を策定し、計画的に実施していくこととしました。この協議会は、荒廃した状態の耕作放棄地を賃借等により引き受ける再生利用者が行う再生作業や土づくり、作付・加工・販売の試行、用排水施設、農道、農業用機械、施設等の整備を総合的に支援していくこととなります。本年度事業としましては、農振農用地内の耕作放棄地をトラクター等により簡易に耕

作できる農地、大型重機が必要な農地、原野化している農地に区分して調査を行って、現状把握を行っているところでございます。この調査に基づき、平成22年度より解消対策に乗り出したいと考えています。

まずは、これ以上耕作放棄地をふやさないため、農業委員会による農地の利用あっせんを進めることとし、農業委員会活動の重点事業として位置づけることとしています。また、農業従事者が高齢化しているため、地道な活動になりますが、確実に解消が見込まれる対策として、農地の担い手に農地が集約できるよう、耕作放棄地が多く見られる地区を中心に集落座談会を開き、集落営農組織の立ち上げを進めてまいりたいと思います。北部地域につきましては、有害鳥獣等耕作条件の悪さなどにより、将来にわたり耕作放棄が懸念されますので、国の中山間地域直接支払い制度を活用し、集落全体で農地を守っていただくよう指導していきたいと考えています。

また、戸別所得補償制度モデル対策につきましては、水田利活用自給率向上事業と米戸別所得補償モデル事業の二つから成る政策でありまして、自給率向上のポイントとなる麦・大豆・米粉用米・飼料用米などについて生産拡大を促す対策と、恒常的に赤字に陥っている米に対して補てんを行う対策であります。水田利活用自給率向上事業は、水田で麦・大豆・米粉用米・飼料用米などを生産する販売農家に、麦・大豆・飼料作物には10アール当たり3万5,000円、米粉用・飼料用米には10アール当たり8万円を交付する事業でございます。

米戸別所得補償モデル事業につきましては、米の生産目標数量に従って生産する農家に、主食用米の作付面積10アール当たり1万5,000円を定額交付し、さらに米価が下落した場合は追加の補てんも行う事業でございます。

交付対象者は、生産数量目標の範囲に従って主食用米の生産を行った販売農家のうち、水稲共済加入者であることが条件となります。また、交付対象面積は、主食用米の作付面積から、自家飯米・縁故米用に供される分として一律10アールを差し引いた面積となります。国において、要領・要綱等、詳細についてはまだ策定されておりませんが、詳細がわかり次第、農業改良組合を通じて農家に周知してまいりますので、御理解を賜りますようお願いいたします。答弁とさせていただきます。

[15番議員挙手]

○議長（市原鶴枝君） 15番 塚田歳春君。

○15番（塚田歳春君） 3点とも要望しておきます。

1点目の、後期高齢者医療制度の保険料の件は、余剰金があるということは、もともと高齢者から保険料を取り過ぎたという面があると思います。新政権は、このことを昨年10月に余剰金や財政安定化基金を使って保険料を抑える、そういう呼びかけを都道府県に行ったわけでございます。保険料は、広域連合で決定されることになっておりますので、議会としてもそうした国の意向に沿って据え置かれた面もあると思いますが、据え置かれても、高齢者にとっては保険料そのものがまだまだ重い負担になっている部分がございます。その点を考慮願えればと思いましたが、今回はいたし方がないかなあというふうに思っております。

いずれにしても、この制度は民主党の公約で廃止が決まっております。それを先延ばしていること自体、大きな問題であります。私たち共産党も、世界に例のない、年齢で差別する後期高齢者医療制度は廃止すべきと主張しております。しかし、廃止になるまでは保険料を払い続けていかなければなりません。広域連合の議会に出ておられる市長や議長に、保険料の引き下げのための努力をお願いしたいと思います。

また、短期保険証、今、話がございましたが、この発行については、ぜひ機械的な発行にならぬよう配慮願いたいと、このように思っております。

2点目の、耕作放棄地の解消については、耕作放棄地の現状をつかむ調査を本年度3月まで行っているということでありまして、それをもとに、来年度からの仕事として農業委員会が重点事業として位置づけ、そして農地の利用あっせんを行うという答弁でございましたが、そのための農家の皆さんの意識調査、こういうことが必要だと私は思います。放棄地を抱えておられる地権者の皆さんにはさまざまな理由があると思いますので、農家の皆さんに、どうしてそういう状況に置かれているのかということなど、一度アンケート調査を行ってみたいと、これはぜひ要望しておきます。

もう1点、農業委員会の方が農地の利用あっせんを進めるために、農業の担い手をどうつくるかという問題も同時にあると思います。今の米づくりのように、日当も出ないようでは後継者をつくれません。新政権が打ち出した戸別補償制度は問題点もまだまだあり、不十分であります。やはり一定の価格を保障することと組み合わせて抜本的な改革が必要であるというふうに申し上げておきます。ぜひ本腰を入れて、耕作放棄地の解消に向け取り組んでほしいと思いますので、どうかその点、よろしく願いいたします。

3点目の、自治会要望の予算の増額を求めた質問の中で、先ほど答弁では、道路新設改良費が5年前と比べると1億7,000万円くらい減っているということについて、る説明はございましたが、私も当然それは承知であります。最近、国庫補助事業や県営事業が減少している、それは私も思っております。そこで、私が言いたいのは、そういう中であっても自治会要望にこたえる予算が非常に少ないということを今回も問題にしているわけでありまして。市長は、施政方針でできる限り自治会要望にこたえていきたいと、こう述べられております。絶対に言葉だけではなしに、本当に毎年でも、少しでも自治会要望にこたえるような予算編成に取り組んでほしいと思います。

今日の財政状況から、道路を新しくつくるということは非常に難しい面があると思いますので、せめて先ほど答弁でありましたように、国が出した景気対策の第2次補正、2,000万ぐらいは道路の維持費をふやして、側溝や舗装整備にぜひ充てていただきたいということを強く要望いたしまして、この三つの質問を終わります。

○議長（市原鶴枝君） これより10分間休憩いたします。

休憩 午後2時02分

---

再開 午後2時12分

○議長（市原鶴枝君） ただいまから休憩前に引き続き会議を開きます。

6番 佐藤好夫君。

○6番（佐藤好夫君） 発言通告に従って2点質問をいたします。

1点目は、AEDについて小さく三つを質問いたします。

最近、全国でAEDのふぐあいのニュースが発表されております。電極パッドがAED使用中にはがれたり、バッテリーの強弱があったり、AEDのふぐあいが発生しているようです。消防機関において、AEDのふぐあいが疑われた事例に関する調査の結果、全国で328件があります。年度別に見ますと、平成18年21件、19年に42件、20年に85件、21年に176件となっております。そして、平成22年1月1日より1月15日までに2件、不明が2件となっております。この不明というのは、何年に起きたかわからない例であるようでございます。こうして、年々AEDのふぐあいが疑われる事例がふえているということは、それだけAEDの使用回数が増えておるということでございます。美濃市においても、市内14カ所に設置されておりますが、どのような点検をされているのか、お尋ねをいたします。

2点目として、身近なところで呼吸・心臓がとまった人や、心筋梗塞が原因で急に倒れるようなとき、そのまま放置すれば死に至ります。119番に通報して救急車が到着するまでの間、心肺蘇生法をし、AEDにより除細動を行えば助かる可能性が高まります。除細動が1分おくれるごとに7%から10%ほど生存退院率が下がります。できることなら、1軒に1人とか、家族に1人、心肺蘇生法、AEDを使用できるようになるのが一番いいと思いますが、そこまではなかなか難しく思います。少しでも多くの方にAEDを知っていただくために、地域に心肺蘇生法やAEDの使用ができる方を多くするためには、地域でこうした講習を受ける方を一人でも多くふやしたいと思っております。

平成16年より、一般市民もAEDという器械を用いて除細動を行うことが認められました。美濃市においても、平成17年度よりAEDを使った救急救命講習が行われてきました。講習は、1回や2回受けても、なかなか自信を持って心肺蘇生法やAEDの使用をすることは難しいと思います。生命にかかわることですから、一回でも多くの講習を受けるには、各自治会の自主防災組織を対象に、AEDを使った救急救命講習が積極的にできないかをお尋ねします。この1番と2番を総務部長に御質問いたします。

3番目としまして、平成21年に小学校5校、中学校3校にAEDが設置されました。先生に心肺蘇生法、AEDの取り扱いの周知がなされているのか、お尋ねをいたします。

緊急事態でAEDを必要とする事のないのが一番いいのですが、もしAEDが必要となる事態が起きたとき、十分な講習と知識が必要です。学校でのAEDの使用のときに先生が取り扱いができるのかどうか、教育長にお尋ねをいたします。

2番目、中学校入学時、指定校に希望する部活動がない場合、指定校の変更を認めることができないのか、お尋ねをいたします。

少子化において、生徒数減少が進み、中学校3校にも廃部される部活が多くあり、小学校低学年から将来に向けて希望を持ってスポーツや美術、音楽など、続けていきたくても指定

校に部活がない場合、生徒たち個人が持っている性格や能力などを伸ばすことができないのではと考えます。美濃市では、指定校以外の学校に行くには、行きたい校区に住所を移していくこともできますが、住所を移すことができない生徒もおります。県内で小学校6年生が中学校に入学時、今まで続けてきた部活動、また新たに始めたいと考えている部活が入学を指定された中学校にない場合、指定校の変更を認めることができる学校が、羽島市、多治見市、本巣市、大垣市が既に実施されております。美濃市においても、前向きに考えていただけるようお願いをいたします。これは教育長にお尋ねをいたします。よろしく願いいたします。

○議長（市原鶴枝君） 総務部長 平林泉君。

○総務部長（平林 泉君） 佐藤議員の一般質問の1点目、AEDについての一つ目、市が設置しているAEDの点検をどのようにしているかについてお答えいたします。

市がこれまでに設置いたしましたAEDは、平成17年度において、市役所を初め教育委員会、文化会館、体育館、観光協会、上牧を除く各出張所、中央公民館、紙のふるさとふれあいセンターの12カ所に設置のほか、平成19年度に美濃和紙の里会館、平成20年度に道の駅「美濃にわか茶屋」、平成21年度にはすべての小・中学校に設置をし、合計22台となっております。そのほか、本年2月には6台を購入し、市内6カ所の保育園に貸与したところでございます。

AEDの点検・管理につきましては、電極パッドの使用期限が2年とされており、またバッテリー交換は設置後4年となっておりますので、それぞれ期限が到来するものについては順次電極パッドやバッテリーを交換し、その際、業者により本体点検を行っているところでございます。いざというときに備え、日ごろからAEDの点検は大切でございますので、今後におきましても、各施設におけるAEDの管理責任者を明確にし、AED本体のインジケーターが常に使用可能な表示となっているかなど、日ごろの定期点検の確認をより一層徹底し、適切な管理・点検に努めてまいります。

次に、御質問の二つ目、各自治会の自主防災組織を対象に、AEDを使った救急救命講習が積極的に実施できないかについてお答えをいたします。

AEDを使った救急救命講習につきましては、平成17年度から市の防災訓練で毎年実施しておりまして、多くの市民の皆さんに御参加していただいているところでございます。そのほか、昨年9月には「心肺蘇生法普及大会 in 中濃」が美濃市において開催され、約160名の方に参加いただいております。また、各自治会の自主防災組織におきましても、徐々に取り組んでいただけるようになってまいりました。平成18年度から、これまでに地元の消防団と自治会が一緒になって21地区で実施していただき、1,326名が講習を受けておられます。万が一の場合、119番通報から救急車が到着するまでの間の的確な心肺蘇生と早期の除細動が、救命にとって最も重要であると言われております。このため、市といたしましても、できるだけ多くの皆さんに心肺蘇生法やAED使用の知識を取得していただきたいと考えており、AEDを使った救急救命講習の普及・拡大に努めているところでございます。

今後におきましても、市の広報やホームページ、ケーブルテレビなど、さまざまな媒体を活用しながら、その普及・啓発により一層努めるとともに、消防団を初め、美濃消防署や命をつなげる会中濃とともに連携を図りながら、各地区の自主防災組織においてAEDを使った救急救命講習を実施していただけるよう積極的に働きかけてまいりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

○議長（市原鶴枝君） 教育長 森和美君。

○教育長（森 和美君） 佐藤議員の一般質問、1の③小学校・中学校の教諭にAEDの取り扱い方法が周知されているかについてお答えいたします。

美濃市では、平成21年6月に3中学校、12月には5小学校すべてにAEDを設置いたしました。設置するに当たっては、取扱方法の講習を教育委員会で行い、その講習を受けた教員が学校へ戻って伝達講習を実施しました。各小・中学校においても、AEDの有効活用に関する意識は高く、全校集会でAEDの大切さを話した小学校や、消防署員を招いて学年ごとに取り扱い方法の講習会を行った中学校など、いずれも教職員が使用方法を理解するだけでなく、児童・生徒に対してもその発達段階に応じた指導を行ってきました。また、保護者に対する救急救命講習会を開催し、その中でAEDの活用方法を説明した小学校もあります。今後は、すべての学校でこうした周知ができるようにしてまいります。

なお、教育委員会としましては、年度末に教職員の異動があった後も引き続きすべての教職員がAEDを適切に活用できるよう、学校に対して指導を継続していきたいと考えていることをお伝え申し上げ、答弁とさせていただきます。

続いて、一般質問の2. 指定の中学校に入学する際、希望する部活動がない場合に指定校を変更できないかについてお答えいたします。

現在、美濃市では、平成21年3月に改正されました美濃市立小・中学校通学区域に関する規則により、通学する学校を指定しています。この規則には、指定された学校へ通学することができないときは申し立てができると定められていますが、希望する部活動に入るためという理由は申し立てを認める特別の事情の中に含まれておりません。よって、現時点では部活動を理由に入学する中学校を変更することはできません。

御質問にありましたように、中学校教育では部活動に対する期待も大きく、部活動加入を理由に指定された学校を変更できる市が県内にはあります。しかし、校区外通学を認めると、保護者が送り迎えをする以外に安全な通学方法の確保が難しい美濃市の現状では、安易に校区外通学を許可することはできないと考えています。また、美濃市学校教育プランでは、ふるさとを愛する子供の育成や、地域とともに歩む学校づくりを目指しています。その実現のためにも、自宅のある地域の学校を入学先に指定することを御理解賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

〔6番議員挙手〕

○議長（市原鶴枝君） 6番 佐藤好夫君。

○6番（佐藤好夫君） AEDについては了解いたしました。各自治会のそうした自主防災組

織も今やっただけに、どうかこれからも進めていただきたいと思います。そして、点検の方はきちっとされているということで安心いたしました。

3番目の小・中学校の教員に対する取り扱いの周知に対しては、私が思っていた以上に学校の方でこの取り組みを進めてやっただけに、生徒にもという答弁がございましたけど、今からそうしたことを身につけていけば、これはそれに対してわざわざ講習を受けなくても自然に覚わるというふうに思っておりますので、本当にそうした形で進めていただいておりますことに感謝をしております。

そして、2番目の中学校入学時に指定校に希望する部活がない場合、指定校の変更はできないかの答弁の中に、申し立てができることと定められておりますが、申し立ては特別の事情がある場合のみに限られており、その事情の中には希望する部活動に入る場合は含まれていないというふうになっておりますけれども、そう簡単に物事を変えることは難しいかもわかりません。しかし、小さいときからいろんな夢や希望を持って進めてきている部活動を伸ばしてやらなければならない、そうした学校でその芽を摘んでも、私はあまりいいことではないと思います。簡単に何でも認めるのではなく、もし今このままで行くにしても、教育委員会へ子供さんや親さんが一緒になって相談に見えたときには、ぜひ前向きに考えて、その子たちのそうした夢をかなえてやってほしいというふうに要望させていただきます。ありがとうございました。

○議長（市原鶴枝君） 次に、12番 日比野豊君。

○12番（日比野 豊君） 私は、発言通告に従いまして、一般質問2点についてお尋ねいたします。

最初に、美濃市における土地区画整理事業について建設部長にお尋ねします。

美濃市第4次総合計画によると、本市の平成7年度における人口は2万5,969人であり、昭和60年以降、緩やかな減少を示しています。しかし、今後は恵まれた自然、伝統文化や高速自動車の整備による広域的な交通網などの好条件を背景に、「住みたいまち 訪れたいまち 美濃市」を目指した特徴ある個性的なまちづくりを積極的に進め、定住を促進することによって人口増加を図りますと記されております。これにより、将来人口は平成22年、今年度ですね。人口を2万7,500人と設定されております。

このようなことから、人口増加を図るために積極的に土地区画整理事業を推進されてきたわけでございます。この事業は、日本においては昭和29年に土地区画整理法によって制定されております。事業の動向について、有識者は、この事業について戦後からバブル期までの土地区画整理事業は、特に組合施行——美濃市の場合と同じです——においては、日本の高度経済成長という社会情勢のもとで、純粋な事業効果よりも社会全体のインフレーションに伴う地価上昇に依存して、安定した事業運営と地権者・権利者への利益享受への期待から来るモチベーションによりまして発展してきたと言われております。

しかしながら、バブル期以降の低成長期におきましては、デフレによる地価下落や保留地販売の不振の影響により、事業採算が確保しづらい状況となった組合もあります。経営破綻

に陥った例もあります。これらの組合においては、地権者からの賦課金徴収などの再建策がとられる場合がありますが、実際の徴収は困難な場合が多く、特定調停や民事再生などの法的整理を申請した組合もあり、昔は「都市計画の母」とも呼ばれたこともあるこの土地区画整理事業、しかし現在では無駄な公共事業の最悪の例とされ、多数の訴訟を起こされるなど厳しい非難を浴びていると指摘されております。

私自身、今日までこの区画整理事業というものは、定住人口の増加対策、また固定資産税等の収増対策としての区画整理事業の予算に関しましては、すべて良として賛同してきたわけですが、以上のような有識者の声を耳にし、身の引き締まる思いになりました。

このような観点に立ちまして、3点ほど建設部長にお尋ねいたします。

1点目といたしまして、美濃市における土地区画整理事業に対する意義・目的は何であったか。

2点目といたしまして、この事業には毎年、おのこの事業費の10%が補助金として予算化されていますが、今日までインター前を含む5地区への補助金が支出されておりますが、作付補償金も含めたこの5地区への補助金は、おのこの幾らぐらいだったのか、お尋ねするものでございます。

3点目といたしまして、インター前土地区画整理組合は、2度の換地の見直しなど、当初の事業計画の変更が行われていますが、議会に対して、この変更に関する説明・同意がなかった。私自身、議員の立場といたしまして、変更に関する説明・同意が必要であると思うが、いかがなものか。以上3点、建設部長にお尋ねするものでございます。

次に2点目、美濃インター前土地区画整理地区内への株式会社オークワの出店計画につきまして、3点ほど市長にお尋ねいたします。

この問題に関しましては、昨年の定例会におきまして私自身、市長にお尋ねしたところですが、その時点での市長の答弁は、現在、組合と株式会社オークワが出店計画について協議を進められており、市といたしましては状況を見守っているところであるとのことでした。その後、地元の商工会議所あたりに対しまして、市側より商工会議所に対して、株式会社オークワの出店計画の情報提供がなければせになり、会議所として何回か協議をされたわけですが、そして、市長に対して、美濃インター前への大型小売店舗出店に係る要望書を提出されたと聞いておりますが、その要望の内容とはいかがなものか、お尋ねするものでございます。

次に2点目、2月9日の記者会見におきまして、2月5日に株式会社オークワの役員が見えまして、市長はオークワに対して9項目の要望を要請されたと発表されましたが、その後、もう1ヵ月少したっているわけですが、株式会社オークワは、この市長の要望に対してどのように対処されてきたのか。聞くところによりますと、まだ商工会議所へは何の説明もないと聞いておるところでございます。

3点目といたしまして、去る3月1日の広報「みの」、私も電話を2人の方からいただきまして、「やっぱり日比野、オークワは来るんやなあ」ということで、何を見たんやと聞き



ましたら、3月1日の広報「みの」のトピックスとして、この「大型商業施設の出店が決定いたしました」と株式会社オークワの出店を掲載されましたが、公共的な施設の御紹介ならともかく、一民間のこのような企業の広報への掲載につきましては、私自身も市民の方も疑問を抱いておられるものでありますが、市長、いかがお考えか。

以上3点についてお尋ねいたします。以上です。

○議長（市原鶴枝君） 建設部長 丸茂勝君。

○建設部長（丸茂 勝君） それでは、日比野議員の一般質問の1点目の、美濃市における土地地区画整理事業についての一つ目の土地地区画整理事業の意義・目的についてですが、土地地区画整理事業は、地域を面的に総合的な計画により道路、公園、水路、上下水道などを個々に対応し、宅地も含めて整備し、都市的環境を有した秩序ある市街化の形成と効果的な土地利用を行うものでございます。

現状の状態で土地の有効活用を考えてみましても、公道に接しない土地所有者は、他人の土地を通してしか所有地に自由に行くことができません。また、無秩序に開発がされれば、スプロール化が進み、街路や歩道を初め都市的現況がおろそかになり、利用価値の少ない土地となることも考えられます。

また、二つ目のインター前を含む5ヵ所への各補助金についてですが、市といたしましては、土地の所有者と共同して土地地区画整理事業の手法による基盤整備を過去に4件実施してまいりました。現在は、美濃インター前土地地区画整理事業が実施されております。既に終了しました事業と現在進行中の事業で、平成21年度予定分も含めた総事業費は47億8,856万5,000円で、その補助金は2億7,108万円となります。補助金の内容は、美濃市土地地区画整理事業助成規則第4条第1項中の規定により、中有知土地地区画整理組合、現在の松森地内の松栄町・松倉台地区でございまして、総事業費26億91万2,000円で、補助金額は1億29万9,000円です。笠神土地地区画整理組合、これは笠神川端地区でございまして、総事業費3億1,351万1,000円で、補助金は1,863万3,000円です。西部土地地区画整理組合、現在のもみじが丘でございまして、総事業費は10億1,634万9,000円で、補助金は7,611万4,000円です。曾代土地地区画整理組合、現在の道の駅「美濃にわか茶屋」付近でございまして、総事業費2億2,722万3,000円で、補助金は1,882万円です。現在、事業が行われております美濃インター前土地地区画整理組合では、平成21年度予定分も含め、総事業費6億3,057万円で5,721万4,000円程度の補助金になります。これらは規則に従い、事業費の100分の10以内のものでございます。

三つ目の事業計画の変更に関する議会への同意についてでございますが、土地地区画整理事業は、土地地区画整理法（昭和29年法律第119号）により各事項が規定されています。土地地区画整理法第14条には土地地区画整理組合の設立認可、第20条では事業計画の縦覧及び意見書の処理、第22条では組合の法人格、第31条では総会の議決事項等が規定、第39条に定款、事業計画、もしくは事業基本方針の変更などが記載され、市町村長を経由して県知事の認可を受けなければならないとしています。

美濃インター前土地地区画整理組合は、平成15年3月17日に岐阜県知事に認可申請、同年6

月27日に認可をいただき事業に着手してまいりましたが、その後、岐阜県事務処理の特例に関する条例（平成12年岐阜県条例4号）が一部改正されたことにより、平成16年4月1日より事務処理が権限移譲されました。事務等の処理手続は法律に従い進めており、従前と変わりございません。また、市町村議会に同意を求めることについては法律に規定されていませんので、御理解賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

○議長（市原鶴枝君） 市長 石川道政君。

○市長（石川道政君） 日比野議員さんの一般質問の2点目、美濃インター前土地区画整理区域内への株式会社オークワの出店計画についての一つ目、美濃商工会議所からの要望についてでございますが、美濃商工会議所からオークワ出店について市へ要望書をいただきました。

市への要望書の内容については、一つ、株式会社オークワに対し、美濃商工会議所への出店計画説明の早期実施をするようにしてほしい。二つ目に、商工会議所が株式会社オークワへ要望する事項について、市としてその実現のための支援を願いたい。三つ目、市が持っている今後の出店計画の情報提供をしてほしい。四つ目、中心市街地活性化対策事業の推進と援助をお願いしたい。五つ目に、美濃インター前の車歩道を含めた道路網の整備の推進をお願いしたいの5項目となっております。

次に、商工会議所の株式会社オークワへの要望事項は次のとおりであります。一つ、施設建設に当たっては、できる限り市内業者を使用すること。二つ目、既存店との販売物品の競合をできる限り避け、共存共栄に努めること。三つ目、地元住民の積極的雇用を努めること。四つ目、テナントの出店は市内商店を優先すること。五つ目に、うだつの町並み等、市内観光イベントのPRコーナーを設けるなど、市の活性化に協力すること。六つ目に、交通対策として、敷地内に誘導車線を設け、県道・市道の交通緩和と交通事故防止に努めること。七つ目に、環境対策として、館内及び周辺の風紀の保全に努めることとなっております。

次に、日比野議員の質問の二つ目、株式会社オークワに対しての市としての要請項目についてでございますが、2月5日、株式会社オークワより出店計画の報告をいただき、美濃市といたしまして、美濃インター前周辺の健全な発展と活性化につなげるために、次の要請書をオークワに要請をいたしました。内容については、商工会議所より市に対し要望があったものと重なりますが、市からオークワに要請した内容は、一つ、市内の企業として市の発展、地域の発展に協力するとともに、美濃インター前の発展振興に協力いただきたい。二つ目に、商工会議所の会員となるとともに、出店計画と今後の経営について美濃商工会議所に対し誠意を持って説明いただきたい。三つ目、地域住民に対し誠意を持って出店計画と今後の経営について説明をしていただきたい。四つ目に、市内商業既存店との共存共栄に努めていただきたい。五つ目、市民の積極的雇用を努めていただきたい。六つ目、建築工事並びに経営に当たっては、できる限り市内業者を活用していただきたい。七つ目、計画地周辺の交通対策、環境対策並びに青少年の健全育成のために努めていただきたい。八つ目に、美濃市景観計画並びに景観条例等に配慮していただきたい。最後の9については、その他市の要望については十分配慮願いたい。以上の9項目について要請をいたしました。

要請に対し、オークワは2月24日、地域住民に対し、特に保留地を購入いただいた方及び組合員の皆様に説明会の開催をしました。雇用についても、市民を積極的に雇用することを約束しています。なお、雇用人数は200名と聞いております。また、商工会議所に対しての説明についても、3月11日に行われたと報告を聞いております。そのほかについても、今後誠意を持って対応するとの返答を得ております。

三つ目、広報「みの」3月号へのトピックスの掲載についてですが、広報「みの」につきましては、特集、暮らしの情報のほか、トピックスなど、市民の皆さんにお知らせしたい情報や、市民の皆さんの元気な活動状況などを紹介しております。3月1日号のトピックスに、美濃インター前土地区画整理事業区域への大型商業施設の出店記事を掲載いたしました。美濃インター前につきましては、美濃市の玄関口にふさわしい新市街地の創出のため区画整理事業の促進を図ってまいりました。市民の皆さんに関心ある情報の提供が必要と考え、広報「みの」に掲載させていただいたものでございます。御理解を賜りますようお願い申し上げ、答弁といたします。

[12番議員挙手]

○議長（市原鶴枝君） 12番 日比野豊君。

○12番（日比野 豊君） 再質問を行います。

まず、建設部長にお尋ねします。

当初事業計画の変更について、部長の答弁によりますと、いわゆる土地区画整理法の39条には抵触しないから、議会に対しての同意は必要でない旨の答弁でありましたが、本当にそれでよいのでしょうか。例えば、インター前区画整理組合におきましては、当初の目的・計画を本地区は美濃市の玄関口であるとし、美濃インター前に位置しており、地区の東側には地元資本の大規模商業施設が立地しているが、地区内は公共施設の不足から宅地化が抑制され、高度な土地利用に支障を来している。こうした状況の中、無秩序な市街化形成の様相を呈してきているため、早急な整備が必要になっている。したがって、本事業では、公共施設の整備・改善及び宅地の利用増進を図りまして、都市的環境を有した秩序ある市街化の形成と、効果的な土地利用を確保することを目的とされております。

このような中、本当に人口増対策として、人口計画では、将来のこの地区への人口を1,000人にすると、1,000人ぐらい住んでほしいと、はっきり計画としてうたっております。このように、この地区への大型店の出店、いわゆる組合設立前からの出店誘致計画は、当初は皆無であったわけであります。この事業を遂行するための組合事業費の資金繰りだけの問題で、事業計画を変更しようとしてもよいのでしょうか。事業計画の変更の問題は、組合、地権者間のいがみ合いを初め、市内既存商店、大型店、また美濃商工会議所、市民の方々にも重大な問題として提起されました。法的にクリアしているからというだけの問題ではありません。美濃市の1丁目1番地のまちづくりに関する重要な問題であり、道義的にも私は市政最高決議機関である議会への説明・同意は不可欠であると信ずるものであります。部長の再答弁をお願いするものでございます。

次に、市長にお尋ねいたします。

株式会社オークワ出店に際し、9項目の要望を出されましたが、その中で、特に私自身重要と思う点2点についてお尋ねするものでございます。

この中で先ほども述べられましたが、市内商業既存店との共存共栄に努める、これは努めていただかなければならないと思います。新聞・広報にこの要望事項が掲載されるや、市民の方々からは、今日のようなデフレの時代、いわゆる安売り、バーゲンセールに拍車がかかり、市内商店、大型店も大打撃を受けると。また、有識者の方からも、限られた商圈の中でさらなる大型店ができて、競争の激化と美濃市の疲弊を招くだけと指摘をされております。共存共栄、このような美辞麗句な言葉、可能か否か、私自身、心配しているものでございます。市長におかれましては、今後、株式会社オークワとの出店計画やら運営等の折衝の中で、共存共栄とまでは私自身申しませんが、少なからずとも市内既存店が共存できるよう努力をしていただきたいと思います。

また、特に重要なことは、先ほども要望にありましたが、計画地周辺の交通・環境問題であります。この地域、12月の議会においても御指摘いたしました。県道・市道とも、現在時間帯においては非常に交通量も多く、オークワのオープンともなれば、交通の大渋滞は必至であります。また、子供たちの通学路に指定されており、子供たちの安心・安全の確保に万全を期してもらわなければならないと思うものでございます。

以上のような観点に立ちまして、2点再質問を行います。答弁のほど、よろしくお願いたします。

○議長（市原鶴枝君） 建設部長 丸茂勝君。

○建設部長（丸茂 勝君） 美濃市における土地区画整理事業についての三つ目の事業計画の変更に関する議会への同意についての再質問にお答えいたします。

先ほど申し上げましたとおり、土地区画整理法では、事業計画の変更について議会の同意を求めることについては規定しておりません。土地区画整理組合は法人格であり、独自で事業を進めておられ、組合の理事会や総代会において履行されております。市に対して、事業計画の変更に伴い市長の助言や同意が必要になった場合は、その都度、指示・承認をしております。市からの補助金に変更になる場合は、事前に議会の同意を得られるよう説明させていただきますので、御理解賜りますようお願い申し上げ、再質問の答弁とさせていただきます。

○議長（市原鶴枝君） 市長 石川道政君。

○市長（石川道政君） 日比野議員の再質問2点について、市内の業者との共存共栄に努める点について、それから2. 交通・環境対策、大渋滞、子供の通学等についてであります。

1点目、私は狭い商圈で競うばかりではなく、両者が魅力ある商品企画に努めることで広い地域のお客様も十分見込める、私は市内の発展につながると考えております。また、目の字においても、インター前から目の字への誘客により、さらなるビジネスチャンスが生まれると考えています。市内商業既存店との共存共栄に努めることにつきましては、美濃市とし

ては市内業者の育成に努めることはもとより、イベントやPRにより発展を考えていきたいと考えております。

また、今まで市外へ買い物に行っていた市民が、魅力のある商品が買えるという市民の幸せを求めることも私の責務であると考えています。市内の既存店も、新たに参入する事業者も、互いに切磋琢磨し繁栄することで、美濃市の繁栄につながるものと考えております。

次に、2点目の株式会社オークワの出店計画地周辺の交通対策、環境対策についてですが、新市街地形成に向け、交通対策、環境対策は避けて通れない問題であり、安全・安心なまちづくりを推進する上で重要な課題であると認識しております。今後は、通学路も含めた交通対策や環境対策について、大規模小売店舗立地法に従い、関係者等と協議をすることにより指導してまいりたいと考えていますので、御理解賜りますようお願いいたします。以上であります。

[12番議員挙手]

○議長（市原鶴枝君） 12番 日比野豊君。

○12番（日比野 豊君） 要望を申し上げます。

部長にお尋ねしましたが、事業計画の変更につきましては、やはり管理者である市長にお願いを要望するということではありますが、やはりこのような土地区画整理法の事業変更というものを、そんな組合の収支が行き詰まっているから簡単に変えていいのかと思うことであります。今後、やはり先ほど指摘しましたように、このような土地区画整理はその時代の社会要因、経済情勢によりまして、本当に公共事業の中でも有識者は最悪の事業であると指摘しております。また私たちも、先ほど申しましたように、本市の人口の衰退、区画整理を行っておりますけど、悲しいかな2万7,500という人口を想定した人口が、今2万三千少しというようなことで、世帯数は確かに増加しておりますが、核家族化の進行によりまして人口は落ち込んでおります。市民もやはりこのような行政人口、定住人口の落ち込みに、非常に美濃市の将来に懸念を持っておる次第でございます。

そのような観点から、やはり当初予算に関しまして、区画整理事業に、私は定住人口の促進、人口の増加と税収、当たり前のことですが、これを求めて、賛成していい事業であると賛成してきたわけではありますが、このような当初事業の変更によりまして、議会も市民も商工会議所も商店の皆さんも大変困るような、法律に背いていないから必要はないというようなことじゃなくして、道義的に言えば、やはり美濃市のリーダーとして、今後このような問題に対しては、議会に対する同意とまでは言いませんが、いわゆる説明などは必ずしてほしいと思う次第でございます。

もう1点、このような新しい施設ができて市長は大変いいことだと、私との見解の相違がありますが、先ほど申しましたように共存できるように、例えば営業時間帯を地元の大型店に合わせるとか、少なからずとも地産地消、地元で採れた農産物を販売してくれとか、大型店におきましては、美濃市で稼いでも、そのお金を美濃市の金融機関も通さずに直接自分の本部の銀行へ行っちゃうということ、また今後どうなるかわかりませんが、共存できるよ

うな状態を見守っていただけないと、かえって200人の雇用を有すると言いましても、恐らくほかの商店の倒産により、かえって美濃市の雇用がまずくなるんじゃないかと、有識者も指摘してみえますし、私もそのような見解でありますので、今後、オークワも誠意を持って相談に乗るといことですので、市長といたしまして、リーダーシップを求めまして、細かいことでもいいですから、地元の既存店と共存できるような努力はしていただく要望をいたしまして一般質問を終わります。以上です。

○議長（市原鶴枝君） 市長 石川道政君。

○市長（石川道政君） 日比野議員の要望については、十分心して対応していきたいと思っておりますが、今の事業変更に関することについて若干誤解がありますので、お話をしておきたいと思えます。

私は、実はこの事業変更については、市長の執行権限というふうを考えておりますけれども、市長は組合と両者だけで決めるのではなくて、これはしかるべき手続を踏んで、私どもは市庁舎の前に公示をいたしまして、縦覧をいたしまして、そして市民に、それを期間を置いて見ていただいて、それについて意見を求め、その上で私は承認をしておりますので、そういったことも手続にあるということについて御理解を賜りたいというふうに思えます。

○議長（市原鶴枝君） 以上をもちまして市政に対する一般質問を終わります。

ただいま議題となっている議第4号から議第33号までの30案件につきましては、お手元に配付いたしました議案付託表のとおりそれぞれ各常任委員会に審査を付託いたします。

なお、各常任委員会は会期日程表に関係なく、総務常任委員会は3月15日午前9時から、民生教育常任委員会は3月16日午前9時から、産業建設常任委員会は3月17日午前9時からそれぞれ開催する旨、各常任委員長にかわって告知いたします。

お諮りいたします。議事の都合により、あすから3月18日までの6日間休会いたしたいと思えます。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市原鶴枝君） 御異議がないものと認めます。よって、あすから3月18日までの6日間、休会することに決定いたしました。

---

### 散会の宣告

○議長（市原鶴枝君） 本日は、これをもって散会いたします。

3月19日は午前10時から会議を開きます。当日の議事日程は追って配付いたします。本日は御苦勞さまでした。

散会 午後3時10分

前記のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成22年3月12日

美濃市議会議長                      市   原   鶴   枝

署 名 議 員                      太   田   照   彦

署 名 議 員                      森                      福   子

平成22年3月19日

平成22年第2回美濃市議会定例会会議録（第3号）



## 議 事 日 程 (第 3 号)

平成22年 3 月 19 日 (金曜日) 午前10時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 議第 4 号 平成22年度美濃市一般会計予算
- 第 3 議第 5 号 平成22年度美濃市交通災害共済事業特別会計予算
- 第 4 議第 6 号 平成22年度美濃市国民健康保険特別会計予算
- 第 5 議第 7 号 平成22年度美濃市老人保健特別会計予算
- 第 6 議第 8 号 平成22年度美濃市簡易水道特別会計予算
- 第 7 議第 9 号 平成22年度美濃市農業集落排水事業特別会計予算
- 第 8 議第10号 平成22年度美濃市下水道特別会計予算
- 第 9 議第11号 平成22年度美濃市介護保険特別会計予算
- 第10 議第12号 平成22年度美濃市後期高齢者医療特別会計予算
- 第11 議第13号 平成22年度美濃市病院事業会計予算
- 第12 議第14号 平成22年度美濃市上水道事業会計予算
- 第13 議第15号 平成21年度美濃市一般会計補正予算 (第 7 号)
- 第14 議第16号 平成21年度美濃市交通災害共済事業特別会計補正予算 (第 1 号)
- 第15 議第17号 平成21年度美濃市国民健康保険特別会計補正予算 (第 4 号)
- 第16 議第18号 平成21年度美濃市老人保健特別会計補正予算 (第 2 号)
- 第17 議第19号 平成21年度美濃市簡易水道特別会計補正予算 (第 2 号)
- 第18 議第20号 平成21年度美濃市農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 2 号)
- 第19 議第21号 平成21年度美濃市下水道特別会計補正予算 (第 3 号)
- 第20 議第22号 平成21年度美濃市介護保険特別会計補正予算 (第 3 号)
- 第21 議第23号 平成21年度美濃市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 2 号)
- 第22 議第24号 平成21年度美濃市病院事業会計補正予算 (第 3 号)
- 第23 議第25号 平成21年度美濃市上水道事業会計補正予算 (第 2 号)
- 第24 議第26号 美濃市議会議員及び美濃市長の選挙における自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例について
- 第25 議第27号 美濃市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 第26 議第28号 美濃市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 第27 議第29号 美濃市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 第28 議第30号 美濃市積立基金条例の一部を改正する条例について
- 第29 議第31号 美濃市営住宅管理条例及び美濃市特定公共賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例について
- 第30 議第32号 美濃市立美濃病院診療費等徴収条例の一部を改正する条例について
- 第31 議第33号 公の施設の指定管理者の指定について

---

## 本日の会議に付した事件

第1から第33までの各事件

(追加日程)

市議第1号 改正国籍法の厳格な制度運用を求める意見書

市議第2号 「ヒロシマ・ナガサキ議定書」のNPT(核不拡散条約)再検討会議での採択に向けた取り組みを求める意見書

---

## 出席議員(15名)

1番	並 信 行 君	2番	古 田 豊 君
3番	太 田 照 彦 君	4番	森 福 子 君
5番	山 口 育 男 君	6番	佐 藤 好 夫 君
7番	武 井 牧 男 君	8番	市 原 鶴 枝 君
9番	鈴 木 隆 君	10番	岩 原 輝 夫 君
11番	平 田 雄 三 君	12番	日 比 野 豊 君
13番	児 山 廣 茂 君	14番	野 倉 和 郎 君
15番	塚 田 歳 春 君		

---

## 欠席議員(なし)

---

## 説明のため出席した者

市 長	石 川 道 政 君	副 市 長	加 納 和 喜 君
教 育 長	森 和 美 君	総 務 部 長	平 林 泉 君
民 生 部 長	川 野 純 君	産 業 振 興 部 長	宮 西 泰 博 君
建 設 部 長	丸 茂 勝 君	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	瀬 瀬 壽 君
教 育 次 長 兼 教 育 総 務 課 長	藤 田 裕 明 君	総 務 部 参 事 兼 総 合 政 策 課 長	梅 村 健 君
参 事 兼 秘 書 課 長	古 田 則 行 君	総 務 課 長	西 部 真 宏 君

---

## 職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	平 野 廣 夫	議会事務局次長	井 上 司
議会事務局書記	長 屋 充 宏		

## 開議の宣告

○議長（市原鶴枝君） 皆さん、おはようございます。  
ただいまから本日の会議を開きます。

開議 午前10時00分

---

○議長（市原鶴枝君） 本日の日程は、お手元に配布したとおり定めました。

---

### 第1 会議録署名議員の指名

○議長（市原鶴枝君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、5番 山口育男君、6番 佐藤好夫君の両君を指名いたします。

---

### 第2 議第4号から第31 議第33号まで（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（市原鶴枝君） 日程第2、議第4号から日程第31、議第33号までの30案件を一括して議題といたします。

これら30案件について、各常任委員会における審査の結果を求めます。

最初に、総務常任委員会委員長 武井牧男君。

○総務常任委員会委員長（武井牧男君） 皆さん、おはようございます。

総務常任委員会から報告をさせていただきます。

今期定例会において総務常任委員会に審査を付託されました各案件につきまして、去る3月15日午前9時から委員全員の出席を得まして委員会を開催いたしました。

慎重に審査を行いました、その経過と結果につきまして御報告を申し上げます。

最初に、議第4号 平成22年度美濃市一般会計予算中、総務常任委員会の所管に関する事項を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・応答、討論の後、採決の結果、挙手多数により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第15号 平成21年度美濃市一般会計補正予算（第7号）中、総務常任委員会の所管に関する事項を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・応答の後、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第26号 美濃市議会議員及び美濃市長の選挙における自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑なく、討論の後、採決の結果、挙手多数により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第27号 美濃市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・応答の後、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第28号 美濃市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・応答の後、討論なく、採決の結果、全員

異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第29号 美濃市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・応答の後、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第30号 美濃市積立基金条例の一部を改正する条例についてを議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・応答の後、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして報告を終わります。

○議長（市原鶴枝君） 次に、民生教育常任委員会委員長 岩原輝夫君。

○民生教育常任委員会委員長（岩原輝夫君） おはようございます。

今期定例会において民生教育常任委員会に審査を付託されました各案件につきまして、去る3月16日午前9時から委員全員の出席を得まして委員会を開催いたしました。

慎重に審査を行いました、その経過と結果につきまして御報告を申し上げます。

最初に、議第4号 平成22年度美濃市一般会計予算中、民生教育常任委員会の所管に関する事項を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・応答、討論の後、採決の結果、挙手多数により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第5号 平成22年度美濃市交通災害共済事業特別会計予算を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第6号 平成22年度美濃市国民健康保険特別会計予算を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・応答の後、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第7号 平成22年度美濃市老人保健特別会計予算を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第11号 平成22年度美濃市介護保険特別会計予算を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・応答の後、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第12号 平成22年度美濃市後期高齢者医療特別会計予算を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・応答の後、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第13号 平成22年度美濃市病院事業会計予算を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・応答の後、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第15号 平成21年度美濃市一般会計補正予算（第7号）中、民生教育常任委員会の所管に関する事項を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・応答の後、

討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第16号 平成21年度美濃市交通災害共済事業特別会計補正予算（第1号）を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第17号 平成21年度美濃市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第18号 平成21年度美濃市老人保健特別会計補正予算（第2号）を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第22号 平成21年度美濃市介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・応答の後、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第23号 平成21年度美濃市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第24号 平成21年度美濃市病院事業会計補正予算（第3号）を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・応答の後、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第32号 美濃市立美濃病院診療費等徴収条例の一部を改正する条例についてを議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして報告を終わります。

○議長（市原鶴枝君） 次に、産業建設常任委員会委員長 児山廣茂君。

○産業建設常任委員会委員長（児山廣茂君） おはようございます。

今期定例会において産業建設常任委員会に審査を付託されました各案件につきまして、去る3月17日午前9時から委員全員の出席を得まして委員会を開催いたしました。

慎重に審査を行いました、その経過と結果につきまして御報告を申し上げます。

最初に、議第4号 平成22年度美濃市一般会計予算中、産業建設常任委員会の所管に関する事項を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・応答、討論の後、採決の結果、挙手多数により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第8号 平成22年度美濃市簡易水道特別会計予算を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第9号 平成22年度美濃市農業集落排水事業特別会計予算を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可

決すべきものと決定いたしました。

次に、議第10号 平成22年度美濃市下水道特別会計予算を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・応答の後、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第14号 平成22年度美濃市上水道事業会計予算を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第15号 平成21年度美濃市一般会計補正予算（第7号）中、産業建設常任委員会の所管に関する事項を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・応答の後、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第19号 平成21年度美濃市簡易水道特別会計補正予算（第2号）を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第20号 平成21年度美濃市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第21号 平成21年度美濃市下水道特別会計補正予算（第3号）を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第25号 平成21年度美濃市上水道事業会計補正予算（第2号）を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・応答の後、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第31号 美濃市営住宅管理条例及び美濃市特定公共賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例についてを議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・応答の後、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第33号 公の施設の指定管理者の指定についてを議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・応答の後、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして報告を終わります。

○議長（市原鶴枝君） 以上で各常任委員会委員長の報告は終わりました。

ただいまから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市原鶴枝君） 特に質疑はないものと認めます。よって、委員長報告に対する質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論の通告がありますので、順次これを許します。

最初に、1番 並信行君。

○1番（並 信行君） おはようございます。

私は、日本共産党美濃市議会議員団を代表し、今期定例会に提出された議案で、反対するものにはその理由を、意見あるものにはその意見を申し上げ、討論といたします。

日本経済は、消費税を導入した後に、失われた10年と呼ばれる時期を経過した後も、成長へと転じることができず、自公政権による異常な対米従属と財界・大企業中心の政治が進められました。この結果、法人税減税を初め、新自由主義の考えを推し進めた規制緩和により企業の内部留保は倍増し、一方、国民の給与は先進国に例を見ない減少となっております。地方は切り捨てられ、国民生活と地方自治が脅かされました。この事態に、今年の総選挙で、国民は自公政治にかわる政治を選択し、民主党政権を誕生させました。新政権で初めての国家予算は、自公政権が残した格差拡大、弱肉強食の構造改革路線、三位一体改革による地方交付税の大幅削減のつめ跡の修復に過去最大の赤字国債を計上し、地方交付税を前年度比1.1兆円増としましたが、一昨年のアメリカ発の金融危機に端を発する税収減を埋めるにとどまり、依然厳しい財政状況に変わりありません。こういった情勢のもとでの新年度予算となり、大方の予算には賛成をするものですが、無駄遣いと思われるもの、削ってはいけないと思われるものなど、幾つかの問題点を指摘せざるを得ません。

平成22年度予算中、歳出2款 総務費、1項 総務管理費、2目 秘書費、特別旅費23万4,000円についてであります。この特別旅費は、市長が台湾美濃鎮に訪問するための市長と随行職員の旅費であります。市長は昨年4回の海外視察に行く予定でありましたが、結果的には中国と韓国へ行き、台湾へは代行を立て、3度公費を使うことになりました。今年度、またもや台湾訪問を計画されましたが、市民の方の理解が得られるでしょうか。緊急に行かなければ美濃市にとって大きなマイナスになるのか。市内では第2次集中改革プランを示し、市民にはもったいない運動を呼びかけながら、市長は財政が苦しくても自分の考えたことは押し通す、こんなことが許されるでしょうか。市長が言うがままの市政なら議員はいらなくなります。共産党はこの予算に反対をするものです。

同じく歳出2款 総務費、1項 総務管理費、7目 地域ふれあいセンター費263万7,000円についてであります。市は第2次集中改革プランに基づき、これまでの出張所を地域ふれあいセンターと名称を変え、職員体制もすべて嘱託職員に置きかえ、過重な仕事をさせようとしています。その目的は人件費の削減にあることは明白であり、市と一番の協力関係にある自治会長さん方の不安を解消することなく、これは決定だからと強引に押し通し、4月からスタートさせます。もっと率直に意見を聞き、十分納得されるまで、時間をかけ話し合おうという姿勢が全く見られません。

地域ふれあいセンターの業務は、これまでの仕事のほか、地域とのかかわりが要求され、地区の皆さんと協働し、地域自治を進めていかなければなりません。このような仕事が、身分保障もない嘱託職員でできるのでしょうか。むしろ職員体制を充実させることこそ必要であ

ると考えます。よって、この議案に反対をいたします。

同じく歳出10款 教育費、5項 社会教育費、6目 図書館費は、説明欄には500万円の記載があるのに、備品購入費は451万円であり、昨年と比べても39万3,000円の減額となっていて、そのうち27万円は登録番号付加のための委託料という説明であり、実質、図書購入に費やすことができるのは433万7,000円となっております。市長は平成19年3月議会で、塚田議員の一般質問に、経常的経費は一律のカットをしても、図書購入費についてはカットせず、図書の充実に努めると答弁をされております。財政が厳しくても、教育・文化面へのサービスは削らないとした姿勢からの後退であり、図書購入費の減額を認めることはできません。

次に、議第26号 美濃市議会議員及び美濃市長の選挙における自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例についてであります。3年前の市議会議員選挙で約730万円が公費負担に使われましたが、私たち共産党は請求しておりません。共産党がその年の1月に行ったアンケート調査でも、回答いただいた方の77%以上の方が公費負担は必要なしとされております。また、市民オンブズマンの方々も再三にわたり市議会に廃止するよう申し入れがありましたが、結局、今回の条例改正はお茶を濁す形になり、市民の声にこたえるものになっていません。市の財政が厳しいときだからこそ、市議会が率先して公費負担は廃止するという態度をとらなければ、市民の信頼が得られないと思います。よって、この条例制定に反対し、廃止を求めるものです。

次に、議第27号 美濃市職員の勤務時間に関する条例の一部を改正する条例と議第28号 美濃市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての2案件は、反対をするものではありませんが、経済状況の激変や、新型インフルエンザ等のパンデミック、民主党政権による新政策の施行など、次々と起こる事務量の増加に、職員増が求められこそすれ、これ以上の削減は行うべきではないと考えます。こういった中で、月60時間を超える勤務時間に150%から175%の時間外勤務手当を支給することと、その手当にかえて時間外勤務代休時間の指定ができることとするのが今回の条例ですが、残業の申請がしにくくなり、サービス残業にならないよう注意し、また変則勤務が恒常的にならないよう配慮をお願いしたいと思います。

次に、2款 総務費、1項 総務管理費、14目 地域づくり支援事業費は、3年目の最終年度を迎えます。初年度、共産党はこの事業の導入の仕方が拙速であり、もっと時間に余裕を持たせるべきだと要望をしましたが、市は見切り発車をしました。そのため、スタート時点では市の考えと地区住民の考えに乖離があり、地域で事業を決めても市に受け入れられず、事業決定できなかった地区もあり、税金が有効利用できていないとの批判もありました。2年目に入り、ようやく各地区とも足並みがそろい出し、市民協働による地域づくりが始まったところです。そうした経過を考えると、市民の中に協働の精神が徐々に生まれ初めていることを感じます。

ただ、予算が大きく、せっかく金があるのだから使い切るためではないかと疑問を持つような事業もあり、事業の精査が必要かと思えます。新年度予算につきましては、反対はしませ



んが、有効に予算が執行できるよう要望しておきます。

9款 消防費、1項 消防費、4目 防災費にある防災ラジオ関係経費340万2,000円は、3年前に買えなかった市民の方から要望があったもので、多くの家庭に普及することが望まれますが、一括購入台数が少ないことから割高となり、前回1,000円で購入できたものが、今回、市民の方に負担いただく金額は1,500円となるようですが、市の負担で同額の1,000円とするよう意見を申し上げます。

歳出10款 教育費、2項 小学校費、2目 教育振興費、士幌町フレンドシップ交流事業補助費1,070万円、同5項 社会教育費、11目 文化振興費、アーティスト・イン・レジデンス事業475万円、同6項 保健体育費、2目 体育振興費、ツアーオブジャパン開催補助経費700万円など、特に大きな予算を占め、市の恒例行事となっているものは、社会情勢の変化に合わせ、費用対効果を常に把握し、その行事を続ける意義についても常に見直し、市民の大多数の理解が得られることが必要と思います。

以上、議案への反対理由と意見を述べて討論といたします。

○議長（市原鶴枝君） 次に、10番 岩原輝夫君。

○10番（岩原輝夫君） 清流会を代表して、本定例会に付議されました全議案に対し、賛成の立場で討論をいたします。

平成22年度は、第4次総合計画後期基本計画の最終年度であり、美濃市の将来に向け、持続可能な発展を期して市民と協働したまちづくりを進める上で大変重要な年であります。

景気の低迷が続いている中であって、国においては、第2次補正予算に続き過去最大規模となる新年度当初予算を編成し、切れ目のない景気対策を実行するとしておりますが、税収の大幅な落ち込みなど、地方財政を取り巻く環境は極めて厳しいものがあります。こうした中、平成まちづくり改革を着実に推進しながら、美濃市の将来に向かって健全財政を維持しつつ、市民の皆様、行政、議会が一丸となって協働した「住みたいまち 訪れたいまち 美濃市」づくりを推進していく必要があります。とりわけ市民の市政、あるいは新年度予算に対し、市民の暮らしに直結する福祉、健康、教育、防災等に対する期待は大きいものがあります。

政権交代により国の流れが先行き不透明の中ではありますが、美濃市における新年度予算規模は、子ども手当の創設等により一般会計は対前年度比で1.8%の増となり、前年度の終了の公的資金繰り上げの償還分を差し引いた実質的な予算規模では3.2%の増となり、厳しい財政状況の中、堅実かつ現実型の予算と考えております。新年度予算の施策には、新規事業、拡充事業も各種盛り込まれ、バランスのとれた内容となっており、大いに評価するものであります。

第4次総合計画の五つの基本目標を達成するため、六つのオンリーワンを重点目標に21世紀型のまちづくりを推進し、市民の福祉の向上を目指すこととなっております。

福祉面では、子ども手当の給付のほか、留守家庭児童教室の充実や保育園整備補助、福祉医療費助成、保育料の軽減措置、地域福祉計画の策定、児童・障がい者・高齢者対策など、

安心して暮らせる施策が盛り込まれており、健康面では、特定健診・特定保健指導の指導体制や受診体制の充実、市民総参加の健康づくりなどの施策があります。

教育面では、少人数指導や基礎学力定着指導を初め、図書館教育や生涯学習等の充実のほか、美濃中学校のプール改修など、教育環境を向上する上で大変意義ある施策であります。

防災面では、中有知の地域防災交流センター建設事業や防災ラジオの購入、耐震診断費・耐震補強費助成、自主防災組織の育成支援など、安心・安全対策の事業があります。

これらのほか、森林整備や都市公園整備などの景観づくりや、土地区画整理事業、自転車や歩行者に配慮したサイクルシティ関連道路整備、生活道路整備、上・下水道事業等、市民生活や教育・文化の向上など、適正な予算内容となっております。

以上のように、第4次総合計画のまちづくりのテーマである「小さくてもキラリと光るオンリーワンのまちづくり」の施策展開が図られ、着実に「住みたいまち 訪れたいまち 美濃市」づくりが進められる予算となっております、評価するものであります。

しかしながら、景気後退に伴う厳しい財政事情はまだまだ続くと思われますので、今後とも社会構造の変革に的確に対応した事務事業の見直しや経費の削減、自主財源の確保等、健全財政を確立すべく、平成まちづくり改革を着実に進め、市民が健康で安心・安全に暮らせ、活力あるまちづくりのための施策を展開されることを望むものであります。

最後に、今議会の一般質問等において、市政全般にわたり要望、意見を申し上げておりますが、この点につきましても十分配慮いただき、市民のニーズにこたえ、市民が健康で安心・安全な生活が営めるよう所要な施策を推進されますようお願い申し上げ、清流会を代表した賛成討論といたします。

○議長（市原鶴枝君） 通告による討論は終了いたしました。

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市原鶴枝君） ほかにないものとして、これをもって討論を終わります。

これより採決をいたします。

最初に議第4号について、各委員長報告は原案を可決です。本案を各委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（市原鶴枝君） 挙手多数であります。よって、議第4号は各委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第5号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（市原鶴枝君） 挙手全員であります。よって、議第5号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第6号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり

決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（市原鶴枝君） 挙手全員であります。よって、議第6号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第7号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（市原鶴枝君） 挙手全員であります。よって、議第7号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第8号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（市原鶴枝君） 挙手全員であります。よって、議第8号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第9号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（市原鶴枝君） 挙手全員であります。よって、議第9号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第10号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（市原鶴枝君） 挙手全員であります。よって、議第10号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第11号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（市原鶴枝君） 挙手全員であります。よって、議第11号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第12号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（市原鶴枝君） 挙手全員であります。よって、議第12号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第13号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（市原鶴枝君） 挙手全員であります。よって、議第13号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第14号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（市原鶴枝君） 挙手全員であります。よって、議第14号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第15号について、各委員長報告は原案を可決であります。本案を各委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（市原鶴枝君） 挙手全員であります。よって、議第15号は各委員長報告のとおり決定いたしました。

次に議第16号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（市原鶴枝君） 挙手全員であります。よって、議第16号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第17号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（市原鶴枝君） 挙手全員であります。よって、議第17号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第18号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（市原鶴枝君） 挙手全員であります。よって、議第18号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第19号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（市原鶴枝君） 挙手全員であります。よって、議第19号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第20号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（市原鶴枝君） 挙手全員であります。よって、議第20号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第21号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（市原鶴枝君） 挙手全員であります。よって、議第21号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第22号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（市原鶴枝君） 挙手全員であります。よって、議第22号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第23号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（市原鶴枝君） 挙手全員であります。よって、議第23号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第24号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（市原鶴枝君） 挙手全員であります。よって、議第24号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第25号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（市原鶴枝君） 挙手全員であります。よって、議第25号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第26号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（市原鶴枝君） 挙手多数であります。よって、議第26号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第27号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（市原鶴枝君） 挙手全員であります。よって、議第27号は委員長報告のとおり可決い

たしました。

次に議第28号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（市原鶴枝君） 挙手全員であります。よって、議第28号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第29号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（市原鶴枝君） 挙手全員であります。よって、議第29号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第30号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（市原鶴枝君） 挙手全員であります。よって、議第30号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第31号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（市原鶴枝君） 挙手全員であります。よって、議第31号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第32号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（市原鶴枝君） 挙手全員であります。よって、議第32号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第33号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（市原鶴枝君） 挙手全員であります。よって、議第33号は委員長報告のとおり可決いたしました。

〔追加議案配布〕

○議長（市原鶴枝君） お諮りいたします。ただいまお手元に配布いたしましたとおり、市議第1号 改正国籍法の厳格な制度運用を求める意見書及び市議第2号 「ヒロシマ・ナガサキ議定書」のNPT（核不拡散条約）再検討会議での採択に向けた取り組みを求める意見書が提出されました。この際これを日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思っております。これ

に御異議はありませんか。

[「異義なし」と呼ぶ者あり]

○議長（市原鶴枝君） 御異議がないものと認めます。よって、これを日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

---

**市議第1号及び市議第2号（提案説明・質疑・採決）**

○議長（市原鶴枝君） 市議第1号、市議第2号の2案件を一括して議題といたします。

職員の朗読を省略し、提出者の説明を求めます。

最初に、市議第1号について、10番 岩原輝夫君。

○10番（岩原輝夫君） ただいま追加上程されました市議第1号 改正国籍法の厳格な制度運用を求める意見書について、提案理由を御説明いたします。

文案を朗読して提案といたします。

それでは、議案集の2ページをお開きください。

国籍法の一部を改正する法律が平成20年12月5日に参議院で可決され、平成21年1月1日から施行されている。この改正法は、「出生後、日本国民である父に認知された子に係る日本国籍取得に関する国籍法の規定は一部が違憲である」との平成20年6月4日の最高裁判所判決を受けて、父母が婚姻していない場合においても、届け出によって認知された子の日本国籍取得を可能とするものである。

しかし、国民の中には、当該法改正により偽装認知等の違法行為や不正行為を助長するのではないかと懸念する声もあり、法の適正な施行に向けて衆参両院で附帯決議もされたところであるが、偽装認知等を防止するための具体的な規定はされていない。よって、国におかれては、改正国籍法によって生じるおそれがある偽装認知等の防止並びに同法の厳格な制度運用に万全を期されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。平成22年3月19日、岐阜県美濃市議会。

提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、法務大臣、国家戦略担当大臣でございます。

以上で説明を終わります。

○議長（市原鶴枝君） 次に、市議第2号について、7番 武井牧男君。

○7番（武井牧男君） ただいま追加上程されました市議第2号 「ヒロシマ・ナガサキ議定書」のNPT（核不拡散条約）再検討会議での採択に向けた取り組みを求める意見書について、提案理由を御説明いたします。

文案を朗読して提案とします。

それでは、議案集の4ページをお開きください。

昨年の4月のオバマ米国大統領の「核兵器のない世界」に向けたプラハでの演説以降、米国とロシアとの第1次戦略兵器削減条約の後継条約の交渉開始、核不拡散・核軍縮に関する

国連安全保障理事会首脳級会合における全会一致での決議の採択、同会合での鳩山総理の被爆国として核兵器廃絶の先頭に立つとの決意表明、我が国が米国などと共同提案した核軍縮決議案の国連総会での圧倒的多数の賛成を得ての採択など、核兵器廃絶に向けた世界的な流れは加速している。こうした歴史的な流れをさらに確実なものとし、核兵器廃絶を早期に実現するためには、明確な期限を定めて、核保有国を初め各国政府が核兵器廃絶に取り組む必要がある。このため、被爆地の広島・長崎両市と世界134ヵ国・地域3,562都市が加盟する平和市長会議では、2020年までに核兵器を廃絶するための具体的な道筋を示した「ヒロシマ・ナガサキ議定書」が2010年のNPT再検討会議で採択されることを目指している。よって、国及び政府におかれては「ヒロシマ・ナガサキ議定書」の趣旨に賛同し、2010年のNPT再検討会議において同議定書を議題として提案するとともに、その採択に向け、核保有国を初めとする各国政府に働きかけられるよう強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。平成22年3月19日、岐阜県美濃市議会。

提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、外務大臣でございます。

○議長（市原鶴枝君） 以上で説明は終わりました。

これより議案精読のため、暫時休憩いたします。

休憩 午前10時57分

---

再開 午前10時57分

○議長（市原鶴枝君） ただいまから休憩前に引き続き会議を開きます。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市原鶴枝君） 特に質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題の2案件については、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市原鶴枝君） 御異議がないものと認めます。よって、ただいま議題の2案件については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより採決をいたします。

最初に市議第1号について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（市原鶴枝君） 挙手多数であります。よって、市議第1号は原案のとおり可決いたしました。

次に市議第2号について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。



〔賛成者挙手〕

○議長（市原鶴枝君） 挙手全員であります。よって、市議第2号は原案のとおり可決いたしました。

お諮りいたします。この定例会の会議に付議された案件はすべて議了いたしましたので、会議規則第6条の規定により、本日をもって閉会いたしたいと思っております。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市原鶴枝君） 御異議がないものと認めます。よって、この定例会は本日をもって閉会することに決定いたしました。

---

### 閉会の宣告

○議長（市原鶴枝君） これをもって本日の会議を閉じ、平成22年第2回美濃市議会定例会を閉会いたします。

閉会 午前11時00分

---

### 市長あいさつ

○議長（市原鶴枝君） 閉会に当たり、市長のあいさつがあります。

市長 石川道政君。

○市長（石川道政君） 皆さん、おはようございます。

平成22年第2回美濃市議会定例会が閉会されるに当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

さて、このたびの定例会におきましては、平成22年度の一般会計予算を初めとする31件の議案につきまして慎重に御審議を賜り、いずれも原案のとおり議決をいただき、まことにありがとうございました。

会期中に議員各位から賜りました御意見、御要望につきましては、これを十分尊重し、検討の上、市政に反映するよう努力する所存でございます。

平成22年度は第4次総合計画の締めくくりの年であり、次なる10年の第5次総合計画への橋渡しの年でもあります。本日議決をいただきました新年度予算の執行に当たりましては、極めて厳しい財政状況の中ではありますが、平成まちづくり改革やもったいない運動の展開による徹底した行財政改革を推進し、効率的、効果的に事業を行い、施政方針に掲げました市民協働による小さくてもキラリと光るオンリーワンの「住みたいまち 訪れたいまち 美濃市」の実現を目指し、美濃市らしいまちづくりをさらに進めてまいりたいと思っております。どうぞ御指導をよろしくお願いいたします。

3月も半ばを過ぎまして、日ごとに春めいてまいりました。新年度を迎え、議員各位には市政進展のために一層の御活躍を賜りますとともに、健康に十分留意され、くれぐれも御自愛くださいますよう御祈念申し上げまして、閉会のごあいさつとさせていただきます。どう

もありがとうございました。

○議長（市原鶴枝君） 本定例会には、平成22年度予算を初め数多くの重要案件が提出されましたが、議員各位の熱心な審議により、ここにすべての案件を議了することができました。議事運営に対する御協力に対し、厚くお礼を申し上げます。

執行部におかれましては、成立した案件の執行に当たり、議会の意向を十分に尊重されまして、市政進展に尽くされますようお願いを申し上げます、閉会といたします。

本日は御苦勞さまでした。

前記のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成22年3月19日

美濃市議会議長                      市   原   鶴   枝

署 名 議 員                      山   口   育   男

署 名 議 員                      佐   藤   好   夫

## 総務常任委員会審査報告書

委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したから会議規則第101条の規定により報告します。

### 記

事件の番号	件名	結果
議第4号	平成22年度美濃市一般会計予算中所管に関する事項	原案可決
議第15号	平成21年度美濃市一般会計補正予算（第7号）中所管に関する事項	原案可決
議第26号	美濃市議会議員及び美濃市長の選挙における自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
議第27号	美濃市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
議第28号	美濃市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
議第29号	美濃市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
議第30号	美濃市積立基金条例の一部を改正する条例について	原案可決

平成22年3月15日

総務常任委員会委員長 武井牧男

美濃市議会議長 市原鶴枝様

## 民生教育常任委員会審査報告書

委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したから会議規則第101条の規定により報告します。

### 記

事件の番号	件名	結果
議第4号	平成22年度美濃市一般会計予算中所管に関する事項	原案可決
議第5号	平成22年度美濃市交通災害共済事業特別会計予算	原案可決
議第6号	平成22年度美濃市国民健康保険特別会計予算	原案可決
議第7号	平成22年度美濃市老人保健特別会計予算	原案可決
議第11号	平成22年度美濃市介護保険特別会計予算	原案可決
議第12号	平成22年度美濃市後期高齢者医療特別会計予算	原案可決
議第13号	平成22年度美濃市病院事業会計予算	原案可決
議第15号	平成21年度美濃市一般会計補正予算（第7号）中所管に関する事項	原案可決
議第16号	平成21年度美濃市交通災害共済事業特別会計補正予算（第1号）	原案可決
議第17号	平成21年度美濃市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）	原案可決
議第18号	平成21年度美濃市老人保健特別会計補正予算（第2号）	原案可決
議第22号	平成21年度美濃市介護保険特別会計補正予算（第3号）	原案可決
議第23号	平成21年度美濃市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	原案可決
議第24号	平成21年度美濃市病院事業会計補正予算（第3号）	原案可決
議第32号	美濃市立美濃病院診療費等徴収条例の一部を改正する条例について	原案可決

平成22年3月16日

民生教育常任委員会委員長 岩原輝夫

美濃市議会議長 市原鶴枝様

## 産業建設常任委員会審査報告書

委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したから会議規則第101条の規定により報告します。

記

事件の番号	件名	結果
議 第 4 号	平成22年度美濃市一般会計予算中所管に関する事項	原案可決
議 第 8 号	平成22年度美濃市簡易水道特別会計予算	原案可決
議 第 9 号	平成22年度美濃市農業集落排水事業特別会計予算	原案可決
議 第 10 号	平成22年度美濃市下水道特別会計予算	原案可決
議 第 14 号	平成22年度美濃市上水道事業会計予算	原案可決
議 第 15 号	平成21年度美濃市一般会計補正予算（第7号）中所管に関する事項	原案可決
議 第 19 号	平成21年度美濃市簡易水道特別会計補正予算（第2号）	原案可決
議 第 20 号	平成21年度美濃市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）	原案可決
議 第 21 号	平成21年度美濃市下水道特別会計補正予算（第3号）	原案可決
議 第 25 号	平成21年度美濃市上水道事業会計補正予算（第2号）	原案可決
議 第 31 号	美濃市営住宅管理条例及び美濃市特定公共賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例について	原案可決
議 第 33 号	公の施設の指定管理者の指定について	原案可決

平成22年3月17日

産業建設常任委員会委員長 児 山 廣 茂

美濃市議会議長 市 原 鶴 枝 様